

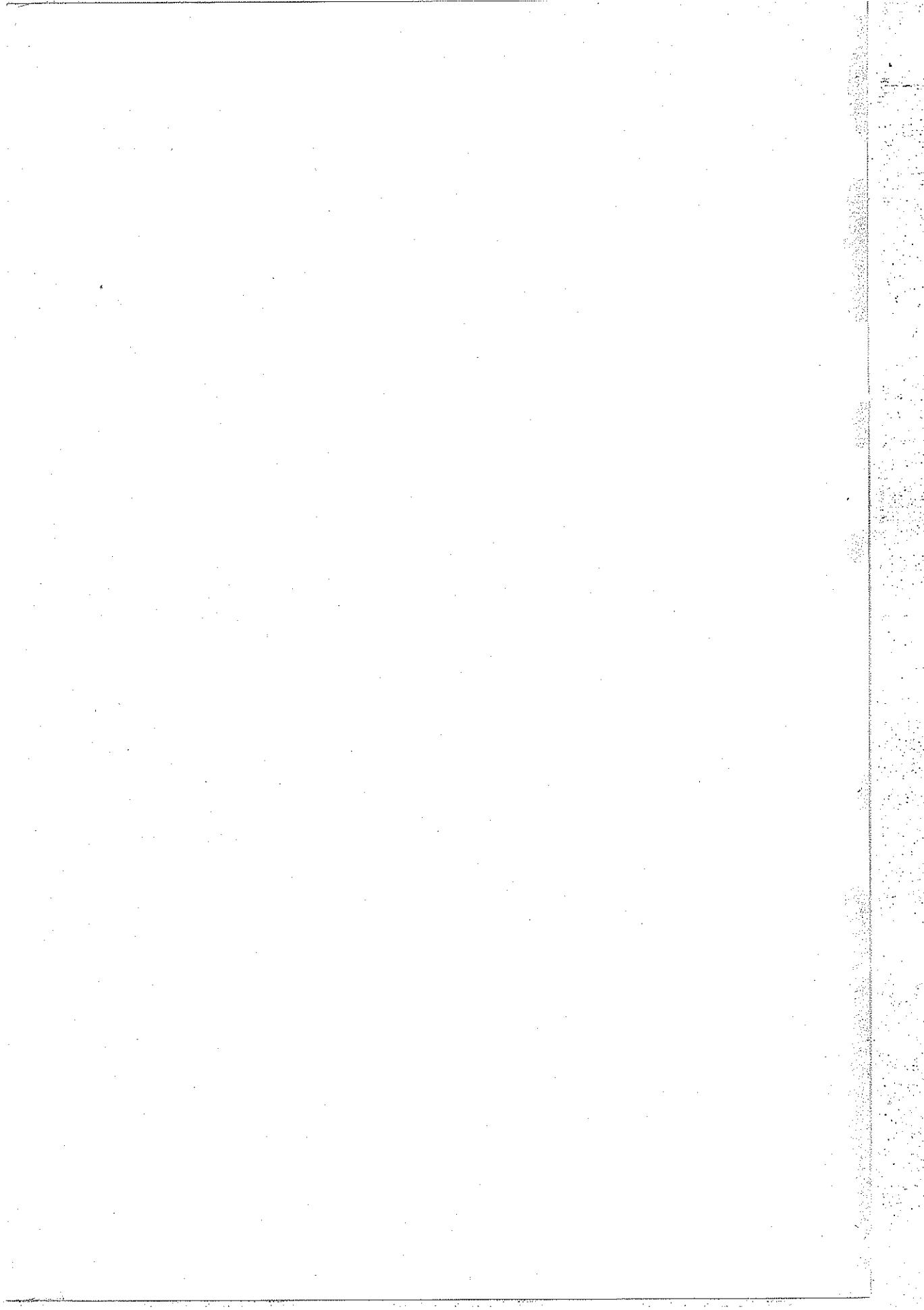
(写)

昭和59年12月11日開会
昭和59年12月12日閉会

和泉市議会第4回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和59年12月11日(火曜日)第1日目

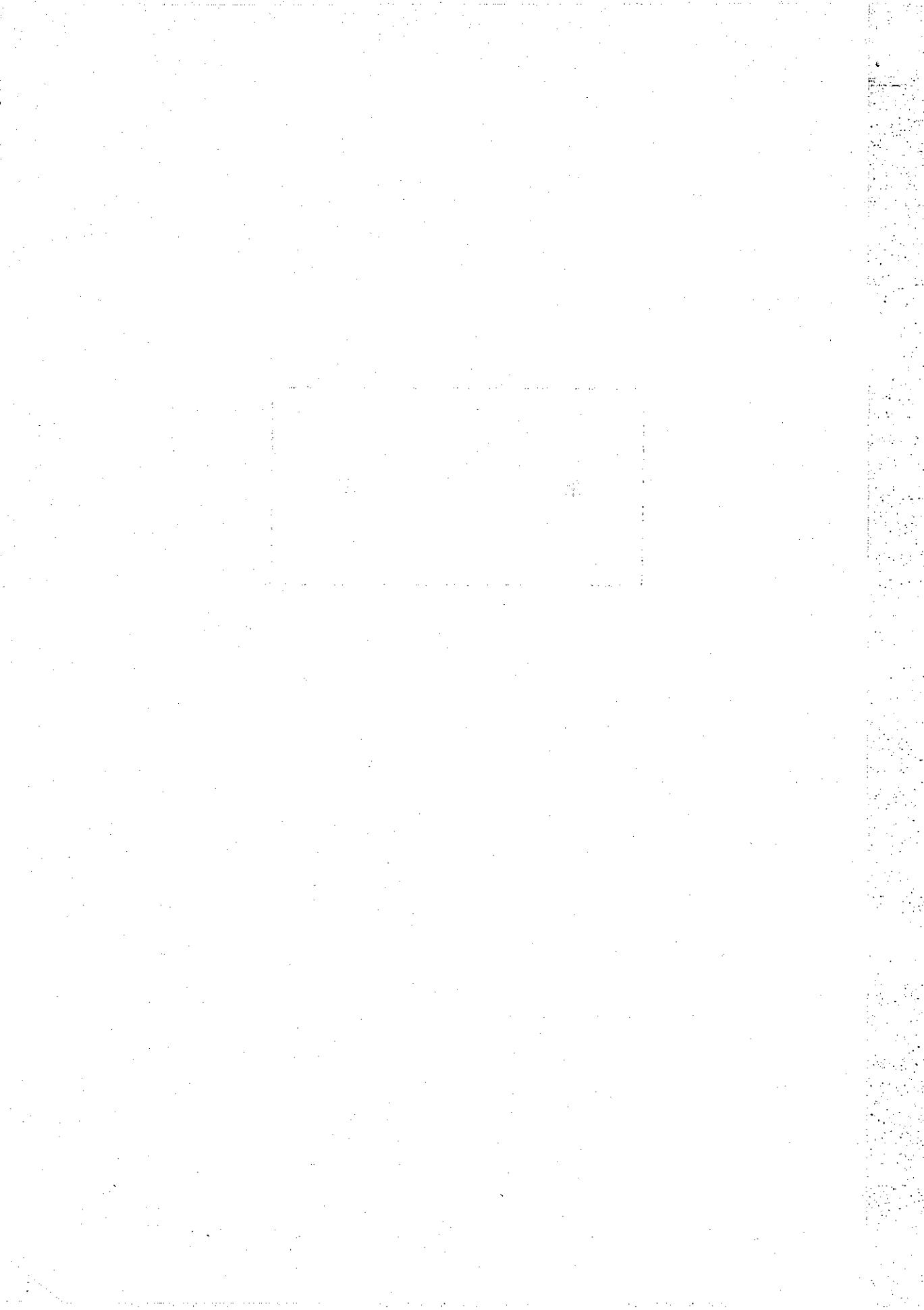
○出席議員・欠席議員	1頁
○議事説明員その他	1"
○議事日程	3"
○開会宣言(午前10時30分)	3"
○市長開会あいさつ	4"
○日程第1 会議録署名議員の指名について(赤阪和見・藤原正通・穴瀬克己)	4"
○日程第2 会期の決定について(12月11日~12月14日4日間)	5"
○日程第3 一般質問について	5"
1番に 29番 田中包治君	5"
2番に 16番 天堀博君	12"
3番に 5番 赤阪和見君	32"
○散会宣言(午後2時50分)	42"

昭和59年12月12日(水曜日)最終日

○出席議員・欠席議員	43頁
○議事説明員その他	43"
○議事日程	45"
○開会宣言(午前10時00分)	46"
○日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和59年7月分)	
○日程第2 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和59年7月分)	
○日程第3 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和59年7月分)	
○日程第4 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和59年8月分)	
○日程第5 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和59年8月分)	
○日程第6 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和59年8月分)	
○日程第7 昭和58年度和泉市水道事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	1括 49頁
○日程第8 昭和58年度和泉市病院事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	54頁
○日程第9 昭和58年度和泉市歳入歳出決算認定について	54頁
○日程第10 決算審査特別委員会設置について	77"

○ 日程第 11 決算審査特別委員会委員の選任について	78 頁
○ 日程第 12 堺市の公の施設設置に関する協議について	一括 78 頁
○ 日程第 13 和泉市水道事業の設置等に関する条例及び和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	83 頁
○ 日程第 14 和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	83 頁
○ 日程第 15 市道の路線認定について(光明台 1 号線ほか 106 路線)	87 頁
○ 日程第 16 市道の路線認定について(葛の葉町 18 号線)	95 頁
○ 日程第 17 市道の路線認定について(伯太町 22 号線ほか 4 路線)	96 頁
○ 日程第 18 市道路線の廃止及び認定について(青葉台 2 号線及び青葉台 55 号線ほか 7 路線)	98 頁
○ 日程第 19 財産処分について(唐国財産区財産(ため池)の売却)	100 頁
○ 日程第 20 昭和 59 年度和泉市一般会計補正予算(第 3 号)	102 頁
○ 日程第 21 昭和 59 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	116 頁
○ 日程第 22 工事請負契約締結について(和泉市立信太中学校増築工事)	118 頁
○ 日程第 23 健康保険における「はり・きゅう」治療費の助成制度に関する意見書	127 頁
○ 日程第 24 使用済み乾電池等水銀含有廃棄物の適正処理対策に関する意見書	128 頁
○ 日程第 25 不燃物及び粗大ゴミ回収についての請願	130 頁
○ 日程第 26 (仮称)社会福祉総合会館の早期建設に関する請願	131 頁
○ 市長閉会あいさつ	133 頁
○ 議長閉会あいさつ	133 頁
○ 閉会宣言(午後 2 時 30 分)	134 頁

第 1 日



昭和59年12月11日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝淵博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾幸明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市助役	長坂口	池田忠雄 禮之助	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
収入役	役中塚	白喜久	同和対策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋吉
参与兼市長公室長拔	事務長拔	西川喜久	市民部長兼長	中川鉄也
市長公室理事	事務長拔	逢野一郎	市民部次長兼長	大宅清史
市長公室次長兼人事課長事務取扱	事務長取扱	神藤恒治	市民部次長兼取扱	岡木孝宏
秘書広報課長	事務長	井阪和充	産業衛生部長	木之行介
財務部長	事務長	麻生和義	産業衛生部理事(工商担当)	堺隆
財務部次長兼財政課長事務取扱	事務長	大塚幸之	産業衛生部次長	浅井隆
財務部次長(税務担当)	事務長	吉田日出男	建設部長	福田隆
同和対策部長	事務長	橋本昭夫	建設部理事	田行介

建設部次長	中好琢磨	美磨介治	担当理事局長	繁寿由一
建設部次長	上崎啓	利宏	土地開発公社事務局担当理事長	文之昌
(下道担当)	中山森	守恒	土地開発公社事務局次長	弘博賢
都市整備部長	萩富	正忠	教育委員長	宗志郎
都市整備部長	前笠	行淳	教長	三道三
改良事業部長	森高	司	長取長	明貞正
改良事業部長	木竹	穎一	兼務長	順小
改良事業部長	三原	益田	長取長	喜多亮
病院長	藤原	稔	長事長	忠義
病院事務局長	藤原	井	理担当	久山行
病院事務局長	田中	赤	次長	本口信
水道部長	岩角	泰	次長	農業委員會事務局長
水道部次長	井谷	夫	次長	
總務課長	宮高	喜	次長	
会計課長	瀬一ノ瀬	廣	次長	
消防長			選舉管理委員會委員長	
消防本部次長兼消防署長			選舉管理委員會事務局長	
消防本部次長兼			監查委員長	
總務課長事務取扱			監查事務局長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参事	大塚俊昭
議事係長	大中保
議事係	味谷博
議事係	佐土谷茂一

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 59 年和泉市議会第 4 回定例会議事日程

(12月11日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(昭和 59 年 12 月第 4 回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 29番 田中包治 議員

1. 福祉行政について

② 16番 天堀 博 議員

1. 昭和 60 年度和泉市予算編成について

(1) 住民の福祉とくらしを守るために

(ロ) くらし良いまちづくりのために

(ハ) 公正な同和行政の確立のために

(二) 教育条件と文化環境を良くするために

(ホ) 商工業・農業の発展のために

(ヘ) 市民本位の財政運営を確立するために

③ 5番 赤阪和見 議員

1. 昭和 60 年度予算編成について

(1) 基本姿勢について

(ロ) 財政見通しについて

(ハ) 重点課題について

(二) 過去の一般質問からの検討課題の取扱いについて

2. 水道行政について

(午前 10 時 30 分開議)

○ 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。議員の皆さんには、年末何かとお忙しい折にもかかわりませず多数御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻の届け出のある議員さんはございません。現在、25名でございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和59年第4回定例会を開会いたします。

なお、ここで秘書広報課から市政要覧作成のため、議場内の写真撮影の願いがありましたので、これを許可いたします。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

この際、市長のあいさつを願います。

(市長のあいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和59年第4回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多忙の折にもかかわりませず御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案申し上げます議案は、昭和58年度和泉市歳入歳出決算認定についてを初め、昭和59年度一般会計補正予算外9件と監査報告6件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明をさせていただきますが何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認をくださいますようお願いを申し上げる次第でございます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといいたします。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 市長のあいさつが終わりました。

それでは日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本件は、会議規則第103条の規定に基き、5番・赤阪君、6番・藤原君、7番・穴瀬君、

以上3名にお願いをいたします。

○議長(柳瀬美樹君) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日から12月14日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から14日までの4日間と決定いたします。

○議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第3「一般質問」を行います。最初に、29番・田中包治君。

なお、ここで理事者に対し注意をしておきます。議員の質問に対し答弁するときは、職名と氏名を告げた上で答弁を願います。

(田中包治君登壇)

○29番(田中包治君) 29番・田中でございます。通告に基きまして、福祉行政についての質問をいたしたいと思います。

実は、私も福祉行政については余り専門ではございませんけれども、社会福祉協議会なり連合会の中で、阪南5市で一番福祉行政のおくれているのは和泉市だという発言を再々、受けております。それでは、今議会に請願を出したらいいんじゃないかということありますので、その点、御了承を願いたいと思います。

まず最初に、私は、福祉行政についての基本的なことが大きな問題ではなかろうかと思っております。いわゆる福祉会館、福祉センターを建てる気持ちがあるのか、ないのかということで第1点でございます。

それから、御存知のとおり、福祉行政というのは、非常にむずかしい問題であります。しかし、和泉市の中においてもまず考えなくてはならないのは、同和行政は、福祉行政だと私たちには思っております。したがって、この人権問題については、憲法に保障されたものであるが、現在のようなことでは、こういう問題は解決できないのではないかと考えます。というのは、私たちが考えるのは、口で言うことはやさしい。しかし、実際にそれができるか、できないかということがあります問題だと思うんです。

実は、私も30年余り前に、三重県の同和地区に演説会を行ったことがございます。そのときに一応、演説会が終わりまして、そこの区長が寄りなさい、ということで話をしました。私

も若かったんですが、向こうの区長の言ひには、嫁さんを世話して家を建てるから、おたくらの言ひことが正しいんなら、ここで結婚して住んだらどうだ、という話を聞きました。そのときに、なるほど現実はむずかしいな、と痛切に感じました。

しかし、現在の福祉行政の中で一番心配するのは、私たちも社協の理事をやっておりましたが、どこか近接の市へ行けば叩かれることは決まっているから、いやで行かなかった。ただ、国鉄の議員団の役員会でこの話をしたら、うちへ一度来たらどうだ、ということで奈良の五条市、うちと違いますて大体3万程度だと思いますが、そこには福祉センターがあり、障害者福祉の作業場もございましたし、至れり尽くせりのボランティア、その他で運営をしておりました。

こういう問題を考えるとき、和泉市の福祉行政のあり方というものは、非常に劣っているといひよりも、御存知のとおり、身体障害者は非常に数が少ない。選挙の話でするならば、そり大きな問題ではないけれども、実際、民主主義社会の中での1つは人権問題であり、1つは福祉の問題として、これは避けて通れない道ではなかろうか。政治、行政をあざかる人々がそりいうことを考えずして、完全な行政にはならないのではないかと考えております。

私はいま、質問しておりますが、多額の金が要るので8月にはできるとは思っておりません。だが、せめて身体障害者が作業できるような、親が手助けし、ボランティアの人たちが指導員を集めれば、そういう設備ができるのかということです。どこか1つの部屋を利用すればできない話でもないと思いますが、この点をどう考えているかということです。

もう一つは、いまコミュニティセンターを建設しておりますが、これは多くの人たちの触れ合いの場であります。しかし、それよりも底辺にいる身体障害者の取り扱いができるおらないということに不満を持たざるを得ないと思っております。

そういうわけで福祉行政のあり方について、基本的な福祉行政というものは、民主主義社会においては、人権と底辺にいる障害者を救っていくのが政治の仕方ですが、そりなっておらないと考えております。したがって、人権問題あるいは経済的な配分の問題等々をどのように考え、どうしようとしているのか、その点をお伺いをしたいと思います。特に先に質問いたしましたように、同和行政は福祉行政であるのかどうか、あるいは違うのか、この点を明確に御答弁を願いたいと思います。

以上で一応終わります。再質問につきましては、自席でやらせていただきます。

- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。
- 市長(池田忠雄君) 田中包治議員さんの福祉行政に関する一般質問につきまして、基本的な課題でございますので、市長より御答弁させていただきたいと存じます。

2点ありますかと存じます。福祉センターを建てるのかどうか、端的な第1点の御質問であるわけでございます。常々、私が議会で申し上げている点は、議員さんも御案内のとおりでございます。2年前から総合会館構想の案を練っておりまして、できることならば、いま、御理解をいただきて建設中のコミュニティセンター部門と福祉センター部門を合同した総合会館ということで私は念願をしておりました。しかしながら、前々から申し上げておりますとおり、国の補助金の関係で複合施設はむずかしいということで、総合会館の第1次分として、教育、文化、婦人関係を初め、全市民の方々の交流、触れ合いの場としてのコミュニティセンターを御議決いただきいま、着手させていただいております。工期は御議決いただきましたとおり、来年1・2月を予定いたしておりますが、可能な限り、少しでも早くオープンして市民の皆さんのお利用に供したい、これが総合会館の第1次分の構想でございます。

第2次分の福祉センター部門につきましては、補助金の関係でこのコミセンを先発した関係上、私の気持ちとしてはコミセンの完成後、すなわち来年1・2月で完成いたしますので、できることならば、61年度を目途に福祉センター設立に踏み切ってまいりたい、かように実は決意をさせていただいておるわけでございます。しかしながら、用地、財源の問題などいろんなことを考え合わせるときに、来年1年間はいろいろこの件につきまして議会の皆さんと御協議申し上げ、本定例会にも社会福祉協議会から社会福祉会館の早期建設に関する請願も出されでおられるわけでございます。所管の委員会並びに議員皆様方と御協議させていただきながら、61年建設に踏み切るよう、これから鋭意努力を重ねさせていただきたい、このように存じておりますので、ひとつ御理解を相賜り、また、今後とも一層の御支援、御協力のほどをひとえにお願いを申し上げたい、このように存するわけでございます。

総合福祉センターの構想の中には、お年寄りの部門あるいは議員さんが御指摘の身体障害者のリハビリテーション、訓練室でございますが、それから、作業室等もできることならば、その中に包含させていただきたい。福祉という言葉は、民主主義という言葉と同様に幅広くいっぱい使われてますが、原点は何だということを私なりに考えましたとき、親の責任でもない、ましてや子供の責任でもない、生まれながらにしてハンデを背負っておられる身体障害者の方々にどのように社会が対応させていただくかが、社会福祉の原点ではないか、このように考えております。したがいまして、こうした福祉センターの中に身体障害者の部屋なり、あるいは軽作業ができる部屋なりを、ぜひ集会室などと合わせて重要な部門として内含させていただきたい、このように実は考えておるわけでございます。

そのほか高齢化社会に対応していくよう老人センター的な部門も、当然のことながらはめ込ませていただきたい。また、社団法人として社会福祉協議会がありますが、今回、請願も出て

どさいますが、いろいろと社会福祉のことと御尽力いただきいておりまことにつきましては、深く敬意を表する次第でございます。今後とも担当委員会、議員の皆様方と御協議をさせていただきながら、61年完成に向けて努力をさせていただきたいことをひとつこの席上で表明をさせていただきたい。以前から私が申し上げておるとおりでございますので、御理解を相賜りたい、このように存する次第でございます。

なお、第2点は、福祉行政と同和行政の原点的なことについてのお尋ねであったと存じますので、私から基本的な考え方を率直に申し上げ、御理解を相賜ればありがたい、かように存します。御案内のとおり、同和行政は、長い日本の歴史の中からの所産として生まれてきたものであります。もちろん、かかわりはございますが、これは端なる福祉行政部門ではないと私は存じております。基本的な憲法に保障され、皆が平等なんだという理念に照らし合わせましても、日本人が同じ日本人を差別していくことの根本的な間違い、これをどう是正して、差別のない明るく暮らしあい社会をつくっていくかが、国民的課題とされる所以もここにあるわけだと存じております。

議会の皆様方の御理解もいただきながら、物的施設の整備も着々と進めさせていただいてまいっております。御案内のとおり、本市の同和対象地区は、全国有数の規模でございます。非常に物的施設あるいは心理的な面での課題が非常に多くございます。議員皆様方、市民の御理解をいただきつつ、同和行政を進めさせていただいております。地域改善対策措置法もあと2年余で期限切れを迎えるようとしておりますが、全力を挙げて環境改善の実を上げていきますとともに、心理的な差別もなく、皆が同じ日本人として、同じ兄弟として尊重し合う世の中をつくりたい。そのための御協力をひとえにお願いをし続けてまいっております。かなり物的施設の面でも進めさせていただいておりますが、まだ劣悪な環境は残っておりますが、これをどう解消していくか。道路や住宅の問題、都市基盤整備の問題など、劣悪な環境の同和地区をひとつ解放に向かってやらせていただくのが物的環境改善事業でございます。

しかし御案内のとおり、同和対策審議会の答申にもございましたように、興信所等における部落地名総鑑あるいはさまざまな差別事件がいまなお後を断っておりません。これは非常に憂慮すべき問題でございます。大阪府の恐らく2月議会には、そうしたプライバシーの基本的な規制の条例が提案されるであろうと私もお聞きをしております。ことはどさよりに重要な問題であります。それが端的に示しますように、単なる福祉行政の一環ではないと思います。そのために同和対策審議会の答申あるいは特別措置法という法律ができております。福祉問題は先ほど申し上げたように、原点的には身体障害者問題であり、貧富の差をなくし、皆がお互に豊かに暮らしていく社会をつくる、そういう面では確かに同和行政と総合的な関連性はござ

いますが、福祉行政とは一味違ひ基本的人権にかかわる問題だという認識のもとに、実は行政をあずからせていただいているものでございます。議員皆様方の御理解を得つつ同和行政を進めさせていただいておりますのも、その観点からでございます。ひとつ長くなりましたが、同和行政と福祉行政の関連性、また、違う点の私の所見を申し上げて御理解をいただければありがたい、このように存じておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○ 29番(田中包治君) 1つ答弁が抜けておりましたが、私は最初から3月議会とは言ってないけれども、福祉センターをつくるまでの暫定として、トレーニングとかマッサージとか、あるいは作業場ぐらいは、ざくばらんに言って提供してやれるのじゃないかという考え方です。御存知のとおり、いま、社会福祉協議会が法人化されてますけれども、社会福祉とは何をしているのか、恐らく一般市民のほとんどは知らないと思う。5人の職員を使ってやっているけれども、ええ、悪いは別としても、寄付金の問題以外は知っている人は少ないんじゃないかな。それほど福祉というものについて、市はなおざりにしておるのではないかと言いたい。市民が、身体障害者とかに対して市がやっていることを全然知らんのじゃないかということですよ。職員5人を使っている社会福祉協議会についても、一般市民は全くわからない。ただ、そこへ入って来て初めて「これもやってるのか」という程度ですよ。もう少し市民がわかる福祉行政というものが必要じゃないかと言ってます。市長のように理屈を言っても仕方がない。実行しなくては何にもならない。口では幾らでもきれいなことを言えますよ。しかし、実行しなくては何にもならないと言いたい。とりあえず、トレーニングとか作業場とかをどこか1室を確保して、指導員1人ぐらい配置しておけばできないことはないと思います。ボランティアもあるし、親も放ってはおかんでしょう。そういう問題を私は言ってるんです。よその市がやっているからね。五条市では、福祉会館の中でしたが、見て来ました。しかし、和泉市では、身体障害者に対しても現実に何もしておらない。少数であることは間違いないが、生まれながらにして部落に1人か2人にすぎないが、ありますよ。その点が理解できない。

もう1つ、同和行政は何か特別だとかの話をしていましたが、この市長の論法を先取りすれば、特別会計にせないかんとなりますよ、そうでしょう。しかし、特別会計ではないでしょう。一般会計予算でやっている。改良住宅は、8割負担の補助で改良住宅法に基づいてやっている。これは一般行政でしょう。民主主義社会における底辺というものは同じなんですね。日本の国は、昔から士農工商の階級制度で育ってきました。私どもの時代においても、階級制度的なものが多かったと思うんです。一応、明治時代になって士農工商の階級制度はなくなりましたが、天皇を中心とした階級制度のしきたりは持ってきてます。

その中でどう市民の理解を求めるかといえば、人権問題だと思います。同和地区を何はさわってもどうにもならない。一般市民がどう理解し、どう対処するかが問題なんですよ。それが一番の問題です。同和行政が福祉行政の一環でなく、特別行政だと言いますけれども、特別措置法がありますわな。それはなくなったが、これは全部一般行政の制度の中においてやられてる。改良住宅にしても、市の借家をつくっているだけの話です。現実のそういう問題を考え合わせていけば、おたくの言われることが正しいとすれば、人口が減ることはあり得ないと思う。学校の生徒が少なくなった、どうだ、こうだという問題がなぜ起ころのかという問題です。私は、市民の理解を得るために方策に1つの誤りがあるのではないかと考えています。

だれでも口で言うのは簡単ですが、実行するとなるとそれはいかない。政治というのは、力と数が左右することはわしもわかっています。だがしかし、基本的な問題としては、お互に生きる権利を求めようとしているのに、身体障害者を放ったらかしておいてどうだ、こうだと、なるとちょっと理解できないわけです。答弁願います。

○ 市長(池田忠雄君) 重ねてのお尋ねでございますので、重ねて御答弁を申し上げたいと存じます。

私が御答弁を申し上げております趣旨は、すぐにでも建てたらいいんですが、用地、財源の問題等いろいろござります。その意味合いで、来年度はコミセン完成の年度でございますので、並行いたしましていろいろ御協議をさせていただき、用地や財源捻出について作業を進めさせていただき、6・1年を目途に建設に踏み切らせていただきたい、このようにお答えさせていただいておりますので、ひとつ御理解を相賜りたい。口先だけではございません。その決意でこれからもやらせていただきたいと思っておりますので、御理解と御協力を相賜れば非常にありがたいと存じております。

なお、暫定として当然、作業場のことも御指摘いただきましたが、ごもっともでございますけれども、御案内のとおり、手をつなぐ親の会、その他の団体の御協力、市も御協力申し上げて軽作業の作業場も和泉市内に設置を願い、そこでやっていただいているという点もございます。まあ、再来年のことでございますので、ひとつお待ちをいただきますように御理解をいただきたい。再来年には何とか建設をさせていただきたい、このように存じておる次第でございます。

なお、同和と福祉の関連についてお尋ねでございます。原点的なことですので、率直に御答弁をさせていただきたいと存じます。

もちろん、特別措置法がある所以は、基本的な人権にかかわる問題であるからであります。その意味合いで、なるほど会計制度としては、特別会計ではございません。一般会計で対処させていただいておりますけれども、福祉と同和が同じことではないかということにつきまして

は、基本的な人権にかかわる、身分にかかわる問題である、このように理解をいたしております。その中で措置法がつくられ、基本的な人権の保障というか、士農工商の階級制度が設けられたという日本の歴史の所産が、同和問題であるわけあります。ただ単に貧富の差だけの問題ではない、このように存じております。確かに福祉的な補償の要素は、御指摘のとおりございます。しかし、身分、人権という基本的な事柄であるという点で、福祉とはまた違った問題である。会計制度は同じではないかということは、本市のみならず、全国的に一般会計予算として計上されておりますのは、全自治体の姿でございます。しかし、基本的な理念としては、同和と福祉は違う問題であることを御理解いただければありがたい、このように存じております。

このような中でできる限り環境を改善していく。劣悪な環境が差別を生んできた要因でございます。あるいは心理的な結婚、就職、住宅の差別の問題が厳として人々の心の中にあるが、それは間違いなんだということを時間をかけ、地元の解放してほしいという熱意あるいは一般地区の差別は間違いなんだという明確な意識、これらが合致して初めて差別がなくなっていく、このように存じております。これは理屈ではありません。基本的な考え方を申し上げて御理解、御協力を相賜りたいと存じます。

以上2点につきましてよろしくお願ひを申し上げます。

- 29番(田中包治君) 和泉市の中に作業場がない。ましてや、どこかにあるらしいが、はっきり言いましたら、知っている人はほとんどない。そんな作業場をつくるぐらいは、そんなに金が要らないと思います。どこか広いところがあればできる。こういう問題を解決するのが正しいのではないか、こういうふうに私は考えております。

もう1つは、同和問題については、これが主体ではないので余り言いたくないが、問題は、市長の言うようにすると、私たちの受けとめ方として、何か逆差別的な発言のような感じもするんです。というのは、過去にいろいろ問題があったが、人権的な問題については、だれもが同じ人間を差別してはいけないことは言われなくてもわかっていますよ。民主主義社会の原点です。せやから、その運動方法については、いいとか悪いとかは、第三者が決めることがかもしれません、同和地区の人々に対する底辺を上げるという問題とは別個だと思います。そのためには企業がどうのこうの、それは同和地区だけ何と言ってもあかんのです。国民全体がそうしてはいけないんだという教育方針が問題であります。

おたくは特別会計がどうのこうのと言うが、そんなんやったら、同対部長は行政機構はあるが、何にも職務権限はない。こちらの兼ね合いがちょっと理解できない。同和地区だけは同対部長がやればいいが、問題は、ごみやったら産衛部長がどうのこうの、市民部長がどう

のとやっています。同対部長はどんな権限がありませんね。いわゆる連絡、調整程度やと思います。

住宅建設は、改良事業部が責任を持ってやってます。

戦前、戦後を通じて日本人は権力には弱い人種です。権力のある人に対しては頭を下げるが、権力のない人には余り下げない。言うことを聞かないのが世の中の常識です。日本人特有の思想です。果たしてそれが必要かどうかとなると、市民部長が皆やったり、産衛部長がやってますよ。基本的な原則は、国民が平等でなくてはいけないことです。貧しい人に対しては、減免措置やほかにもいろいろある。こんな問題をいまさら言うても仕方がない。予算委員会で論議してもいいが、ここらがどうしても理解できないのです。というのは、人権という問題について、どうすれば差別がなくなるかということ、これはお互いにしなくてはならない問題なんです。ところが、行政の恩典は、経済的平等という原則からだけで、資本主義でも民主社会の中でこの問題をどうしていくかですよ。同和地区はたくさんあるが、現実の問題として、人が減っていってることは何を意味するかですよ。そこらをもう少し理解してもらいたい、そのように考えます。

もう答弁は要りませんが、お互いに論議の焦点に触れるから言っていますが、日本国民の平等の原則からいって、行政は、すべてを平等に取り扱うのが正しいのではないか。その立場、立場でやっていくのが正しいのではないかというのが私の考え方です。ある人だけ特別に扱うとかすれば、一般市民の反発を買ってますます肝心かなめの同和問題、人権問題が葬り去られる可能性が大きいと思いますので言っています。まあ、ええと思ってやっているのだからよろしいが、相手は権力があって強いが、片方は権力が少ない人の言うことは聞かないというのでは、田中角栄の論法と同じですよ。そういう論法では、政治の中での日本の発展はあり得ないと思います。

時間の都合もあるので、これで終わります。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、16番・天堀 博君。

(天堀 博君登壇)

○ 16番(天堀 博君) 本市も昭和60年度予算につきましては、この年末から年始にかけて具体的な作業に入っていくわけでありますが、そこで私は、共産党議員団を代表いたしまして今朝ほど、市長に対しまして、それに対する要望書を提出いたしましたが、それを基本にして、幾つかの点についてお伺いをしたいと思います。

臨調の行革が打ち出されて4年たちます。すでに国保、健保、年金等の改悪、さらには、地方自治体への国庫補助金の1割カット、そして、交付税の減額、教育関係予算の低下、さらに、

生活関連公共事業費削減など、住民生活、国民生活のあらゆる面に政府の住民や自治体いじめが及んでおります。

一方では、軍備の拡張が優先される。さらには、大企業優遇政策が進められており、まさに鳴り物入りで進められてきましたニセの行革、これが国民を犠牲にし、財界や大企業のため、そして昨日でしたか、アメリカの核航空母艦カールビンソンが日本の首都圏にまで寄港を許すという状況、安保条約に基づく戦争への危険な歩みが、ますます進められてきていることがはっきりしてきております。先に組閣されました第2次中曾根内閣は、この路線をさらに強めようとしておるわけでございます。

このようなときにこそ、地方自治体としての和泉市は、そういう政府のいまのやり方に追随をするということではなく、大変な情勢下でありますから、そのことから市民の生活、福祉を守る防波堤の役割を果たしていくなくてはならないときにきてはいるのではないかと思います。まさに、地方自治体の真価が問われているときでもあります。補助金のカット、起債制限につきましても、その措置に反対する基本的な立場を明らかにすべきであると考えるわけであります。私たち共産党議員団は、いま、地方自治そのものの存亡が危ぶまれているときだからこそ、和泉市がその役割を果たすべく、提出した要望書のそれぞれについてしっかりと受けとめていただき、昭和60年度の予算編成について取り組まれることを要望するわけであります。

そこでまず、通告の(イ)であります、「住民の福祉と暮らしを守るために」ということで何点か質問をさせていただきます。

まず、補助金のカットなどによりまして、福祉などへの影響が多分に考えられます。こういうものによる低下を招かないための措置をとる必要があると思いますが、この点の対処はどのように考えておられるのでしょうか。

この項目の2点目であります障害者福祉都市指定、これによる施策、いろいろ推進協議会等をつくられて取り組まれているわけでありますが、単に福祉都市指定による施策は2年間という期限内にとどまらず、厚生省の要綱にも指摘されておりましたように、今後の福祉行政につながるものにする。たとえばキメ細かい福祉の町づくり要綱等の作成を行い、心理判定員や発達相談員などを置く、これは具体的な1つの例ですが、そういう措置をとるべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

この項目の3点目は、市独自の福祉関係の給付金であります。いま、田中議員さんからも種々質問がありましたが、その中の一部御意見として触れられておりました、他市に比べて非常に福祉がおくれているということですが、この給付金につきましても、私どもの調査でも、非常に低い水準に当市はあるわけあります。せめて他市並みに引き上げるべきだと思いますが、

どのようにお考えでしょうか。

この項目の4点目であります各種公共料金の値上げ、これは先ほど前文のところで申し上げましたように、政府の補助金カットやいろんな制限の圧力が加えられてきておりますので、いわゆる和泉市独自で踏まなくてはならないいろんな面が出てきてまいります。そこで、一番手っ取り早いということで、市民負担を強めようということについなりがちであるが、公共料金の値上げにつきましては、先に述べました情勢のもとで、これを行わないという立場でどのように対処されるか、お伺いしたいと思います。

次は、要旨の(ロ)「暮らしよい町づくりのために」であります。まず最初に、市制施行30年を迎えるに当たり、記念事業をいろいろいまから計画も準備段階に入られているようありますけれども、この記念事業そのものは決して形式的なものにせずに、住民の暮らしに役立つキメ細かな制度の紹介、パンフの発行なども含めて、本当に住民の暮らしに役立っていくため、暮らしよい町づくりにするという点での充実したものにする必要があると思います。もちろん、和泉市の歴史その他について述べていくのは当然であります。単にそういうものにとどまらず、あるいはイベント中心のものにとどまらない、この辺が大事じゃないかと思います。この点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次は、(ロ)の項の2点目であります。和泉市は、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。この立場に立って、信太山の自衛隊演習場或は、信太山の自衛隊基地については、全面返還を求める事をわれわれは今までから要求しておりますが、今までの議会の質問で明らかのように、市長との間には、平和とか自衛隊問題について、いわゆる見解の相違があるようありますので、今回は、その点についてはそれとして、たとえば鶴山台と通称山の谷と言われる尾井町、この間のいわゆる自衛隊そのものが、それはそれなりの理由があるかもしれません、われわれから見れば、使い物にならないような部分であります。こういう部分的な払い下げ等についても国に要求していく、こういうことはできるのではないかと考えます。もちろん、そこに何をどうするんだ、という具体的な計画も必要であります。そういう点での考え方をお聞かせ願いたいと思います。

さらに、これに付け加えてですが、核兵器廃絶平和都市宣言を行ってはおりますが、これに対する具体的な予算措置を伴った施策というものがなかなか出できません。こういう点についても、取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

次は、この項目の3点目であります。地域の生活環境を守るという立場から先の議会で質問をし、答弁をいただいております納花町の産業廃棄物処理場に関する谷山池のヘドロ等の水銀含有等の検査について実施されたかどうか、されておれば、その結果の公表をしていただきたいと思います。

次は、(一)の「公正な同和行政の確立のために」の項目であります。同和事業の公正な運営や行政の主体性の確保あるいは周辺地域との一体性の確保など、いわゆる新法とその関連通達あるいは同和対策協議会の意見具申、これは1981年12月に行われておりますが、この前向きの面を活用して公正、民主、公開、そして、市民合意の同和行政にすることは、私どもは、今までにも種々要求してきたところであります。また、今朝ほど提出いたしました予算編成に向けての要望書でも要求しております。また、先の議会での原議員の質問もありますので、ここではそれらの点はそれとして、一つは、新法の期限内での事業を基本的には終結させるということで、本市同和事業全体の今日の到達点を踏まえて見直しを行い、市民合意の得られる計画に改めていく、このことの考え方をお伺いをしたいと思います。

それから2点目は、すばり具体的な問題になりますが、解放同盟和泉支部への助成金をこの際、カットすべきではないか、これは今までも要求してきておりますが、あわせてこの点についての考え方をお聞きをしたいと思います。

次は、(二)の項目であります。「教育条件と文化環境をよくするために」であります。いわゆる教育臨調がスタートをしまして、教育への反動化が進む中で、和泉市としては、憲法と教育基本法にのっとった教育行政を進めることを望みますが、ここでは2点についてお聞きをいたします。

一つは、中央丘陵開発などによる遺跡の破壊を防止していくことです。最近も非常に重要なものが見つかっておりますが、こういう点。それから、文化財保護行政の拡充を図ることが望まれておりますが、丘陵開発計画の中にたとえば遺跡公園としてそういうものを残していくこととか、そういうことへの対処あるいは埋蔵品などの以前から出ております池上遺跡等の郷土資料館の早期建設が必要だと考えますが、いかがでございましょうか。

この項目の2点目は、社会教育活動、文化活動の向上についてであります。いわゆる和泉市には、図書館を始めいろんな社会教育、文化活動的な施設はあります。しかし、図書館とかを除けば、かなりのものが借物であるか、あるいはもらい物であります。こういうことは、それはそれとしても、やはり市独自での公民館あるいは図書分館その他の施設づくりを行い、市民の社会教育や文化活動の向上を図っていく一つのとりでにしていくことが非常に重要であると思いますが、その点についての施設づくりの計画、特に公民館や図書分館については、具体的な計画についてぜひ要求していただきたいと思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

また、「仏つくって魂入れず」では困るわけであります。ぜひ内容の充実を図るための予算措置が必要ではないでしょうか。たとえば、現在、サンライフ和泉という施設を雇用促進事業団が設立し、大阪府からさらに和泉市に管理は委託されておりますが、ここについては、すべ

ての使用料が必要あります。市が使う場合でも、もちろん使用料が要ります。こういう現存する施設、私も何度か寄せていただきましたが、りっぱな施設であります。こういうところについては、目的によっては、その使用料を市が分担するとか負担するとか、あるいは各種講座を開こうということで、現場の方々が非常に苦慮されております。こういうことに対するコーチとかあるいは指導員、そしてまた、講師その他に対する、これそのものにもお金がかかりますが、こういう講座を市が率先して開いていく、あるいはそういうことに対する助成金を出す、こういうことの措置を考えるべきではないかと思いますが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

次は、(ホ)「商工業、農業の発展のために」の項目であります。ここでは3点をお伺いをしたいと思います。

まず、本市農業は、都市近郊農業としてまだまだ発展させられる状況にあります。また、市の農林業振興は、いま、中央丘陵開発が進められようとしている中で、特に自然保護や緑を守るという観点から非常に重要だと考えますので、それらに積極的に力を入れていくことが大切だと思いますが、その点での基本的な考え方をまず、お聞かせ願いたいと思います。

次は、これは財務部の所管にもかかわってまいりますが、ため池などの財産区財産の処分、この市の取り分35%をもっと農林業振興の方に使うべきではないかと思います。これはかなり以前からも委員会や、その他議会でも言われてきたことありますが、それらについてはどういうお考えか、あるいは60年度予算に向けての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

3点目は、長期不況が続く中で、地元業者の保護育成策を強めることであります。市の商工融資制度は、非常に利用しにくい状況になっております。この具体的なことはここで述べるまでもなく、これを利用しやすいものに改めるということ、あるいは一定額の緊急駆け込み融資などの制度をつくる必要もあるのではないかと思いますが、この点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後に、(ヘ)の「市民本位の財政運営を確立するため」であります。ガラス張りの財政運営を行うことは当然であります。市民要求実現のための財政措置を図ることは、私が今まで述べてきたようなことについてのお金の使い方ですので、その点をしっかりと受けとめていただき、これは質問は最後になりましたが、最初に、市長からその点についての考え方をお答え願いたいと思います。同時に、国の補助金カット、起債制限、こういうものへの市の基本的な態度や考え方、これは遺憾に思う、というようなことだけではなく、もう少し突っ込んだ考え方をお聞かせ願いたいと思います。

以上、質問の要旨を申し上げましたが、答弁のいかんによりましては、自席での再質問の権

利を留保して、私の質問を終わりたいと思います。

- 議長(柳瀬美樹君) それでは、答弁は午後にお願いいたしまして、ここで午後1時まで休憩いたします。

(午前11時45分休憩)

(午後1時再開)

- 議長(柳瀬美樹君) それでは、午前に引き続き一般質問を行います。

天堀議員の質問に対する答弁をお願いいたします。市長答弁。

- 市長(池田忠雄君) 午前中の天堀議員さんの非常に多岐にわたります御質問をちょうだいをいたしました。まず、基本的な問題は市長、先に答えよ、ということでございましたので、私から基本的な問題につきましてお答え申し上げ、あとはそれぞれの原課の部長よりお答えさせていただきたい、このように存する次第でございます。

まず、60年度の予算編成について、いろんな角度から御質問をいただきました。議員さんも御案内のとおり、これからいよいよ60年度の予算編成に入るわけでございまして、その中でいろいろと各セクションからの要望あるいはわれわれトップの考え方を煮詰めをして編成をさせていただき、3月議会に御提案申し上げる運びになるわけでございます。いま、基本的なお尋ねにつきまして、明快な御答弁ができる時期ではちょっとございませんので、その点、置かれている立場を御理解賜ればありがたいと存じます。

60年度の予算編成につきましては、非常に国家財政厳しい中、いろんな交付税の減あるいは御指摘の補助金のカット、起債制限をめぐる厳しい状況でございます。その中でいろいろと創意と工夫をこらしながら議員皆様方の御意見も拝聴させていただき、また、今朝ほどは、共産党議員団から予算編成についての御要望書もちょうだいをさせていただきました。開会寸前でございましたので、まだ目を通すゆとりがございませんでしたが、また、熟読させていただきたい、このように存じます。そのように厳しい情勢下にあることが一つ。その中で、どう創意と工夫をこらし、最少の経費で最大の効果を上げていくことができるのか。多様化する住民ニーズにどう少しでも前向きにおこたえすることができるか、意欲をもって予算編成に取り組みたい決意をしているわけでございます。その点で基本的な考え方を申し上げさせていただきたい、このように存じます。個々具体的な事柄につきましては、まだこれからの段階でございます。

来年は、昭和31年市制施行以来30周年という、郷土和泉市にとりまして非常に記念すべき年を迎えるわけでございますので、何とか9月1日の式典予定はもちろんさせていただきま

すけれども、その折り目というか、5万人で出発した和泉市がいま13万5,000人、先般、御議決をいただきました第2次総合基本構想では、昭和70年には、人口20万人を想定いたしております。関西国際空港や中央丘陵開発あるいは社会増が見込まれるわけでございまして、総合基本構想の精神にのっとりまして、本年度に打ち出しました5つの柱を継続をさせていただきまして、70年には、絵にかいたもちではなく、第2次総合基本構想をどう実現していくか、一步ずつ単年度、単年度にやれることから手をつけてまいりたい、実は、そのように考えている次第でございます。

議会、市民の御協力をいただきまして、おかげで累積赤字もやっと解消することができたとはいえ、財政基盤の弱い本市でございます。とりわけ毎年、何億とバサッ、バサッと全国的なことでございますが、見込んでおりました交付税が削られてまいります。うちらの市で2億、3億と依存財源や交付税が切られてくると、非常に厳しさがあるわけでございます。その中で創意と工夫をこらし、意欲をもって70年に向けて総合基本構想の実現に向けて来年度予算で所要の措置を講じさせていただきたい。そして、せっかく黒字基調を堅持しております本市の財政ですので、あくまでも、緊縮ながらも収支均衡予算を何とかつくらせていただき、再び赤字に転落することのないよう、という願いも実はこもっているわけでございます。その点で御理解をいただければありがたい、このように存する次第でございます。

なお、30周年の行事についていろいろ御指摘もございますので、私からお答え申し上げますが、9月1日を境い目にいたしまして、8月、9月、10月、11月ぐらいを30周年行事、イベントを各界各層の御協力をいただきながらひとつ実のある行事を開催し、また、御指摘いただきましたように、パンフレット等も発行して郷土和泉市の30年の歩みと実態、明日に向かう市政を広く市民の皆さんに熟知をしていただきたい。ただ、単なる式典だけの能のないものではなく、その中でいろんな市民団体の皆さんの御協力を得て、この数ヵ月間、市民の祭としていろんな行事を通じて郷土を知っていただき、30年の折り目をともに記念していただく。明日に向けて力を合わせ、連帯感溢れる30周年の催しをやらせていただきたいと存じまして、府内では、市長公室長をキャップとして各部の次長を網羅、30周年記念事業の対策委員会を現在、発足いたしております。いろいろ府内外の英知を集め、案がまとまりましたら所管の委員会にも御協議申し上げ、議員皆様方の御理解もいただきつつ、3月議会には議案としても御提案申し上げたいと存じております。来年の30周年を折り目としてどう意義づけるか、そういう一つの希望の60年でありたいということで予算編成をさせていただきたい。ゼニがなくとも創意と工夫と心とで、最少の経費で最大の効果を上げるよう、府内外の全知全能を結集してまいりたい、このように存じますので、御理解、御協力をお願いを申し上げたいと存する次

第でございます。

なおもう 1 点、信太山演習場についての基本的な課題でございますので、私からお答え申し上げ、あとは担当の方から御説明を申し上げたいと存じます。

率直に申し上げまして、私が就任させていただきました当時、議員さんと同感でございましたて、何とか演習場の払い下げを受け、市民の皆さんに御活用をいただけたらという願いから、防衛庁や大蔵省を駆けずり回らせていただいた経過がございます。そのときのお答えは、いまも防衛庁や大蔵省の考えは変わってございません。単純払い下げはできない、ということでございます。そして、この中に「やつで」と言われる民有地も一角にございます。これらとの等積等価交換であれば応じようということで、さればと、やつでの土地の買収をし、等積等価の交換をしていただきて市民の利用に供しようと存じましたけれども、なかなか用地買収が困難であるという見極めがございましたので、断念をした経過がございます。その意味合いで、この件は御指摘どもっともでございますけれども、国の政策的な面がございまして、単純払い下げはどうしてもできない、民有地との等積等価交換しかできないという実態でございますので、御理解いただきたいと存じます。

そのかわりと言つては何ですが御案内のとおり、基地交付税も議会の御支援をちょうだいする中での増額、あるいは民生安定事業等いろいろな補助金の問題等、そしていま、こういう本市内における 70 万坪の基礎的な演習場だけでございまして、民有地もかんでおります関係上、非常に市民の出入りが自由でございます。その中で、緑豊かな演習場でございますので、日曜日になりますと、御近所あるいは方々からピクニックなり、いろんな自然に親しむといふ一面の効果もございます。演習場内をいろいろ御活用いただいているようにお見受けいたしております。御指摘は今後の課題として対応いたしたいと思いますので、一定、取り組んでまいりました経過、国の政策上の一つの単純払い下げはどうしてもできない、という基本的な方針はいまも変わってございません。その点、ひとつ率直に申し上げて御理解と今後の御協力をお願ひをいたしたい。基本的なことだけ私から御答弁申し上げ、あとは各部長から答弁させていただきます。ありがとうございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 市民部長(松村吉堯君) 住民の福祉を守るための項目の中で 4 点の御質問をいただきましたが、前段の 3 つの御質問は市民部所管でございますので、私からお答えいたしたいと思います。

御承知のとおり、国は本年 8 月でございましたか、来年度予算編成に対する概算要求として、厚生省を初め 9 省庁に及ぶ 31 件の補助金に關しまして、一律に 10 % の補助率カットを打ち

出してまいりました。この中で厚生省関係の補助金の占める部分が大きゅうございまして、当市の59年度当初予算ベースで試算いたしますと、私どもの所管いたします福祉関係で10件、約1億8,000万円強の削減ということに相なるのではないかと考えてございます。これらの補助金というよりは負担金でございますが、この負担割合につきましては、国が80%、市が20%となっておりまして、これを国が7.2%、市が2.8%にしようとするわけでございます。国から申し上げましたならば、この率でまいりますと10%のカットと相なるわけでございますけれども、私ども市の立場から申し上げますと、実に40%の額になるという考え方を持ってございます。

これらにつきましては、それぞれの法律で御案内のように、過去20年ないし30年にわたりまして、国と地方の負担割合が決められておったものでございます。これを一方的に地方へ負担を転嫁することは、財政秩序を乱すばかりでなく、国と地方との信頼関係を根底から覆すものであるという考え方でございまして、断じて認めることができないという立場をとってございます。したがいまして当面、一律カットの撤回を求めてまして、市長会等を通じまして強く働きかけているところでございます。今後ともこれの撤回を求めてまいる所存でございますので、よろしく御支援くださいますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、このカットに伴います福祉の低下を招かないための措置ということでございますけれども、厚生省所管の補助金は、生活保護等の扶助費並びに老人ホーム、身障、精薄、保育所などの措置費でございますので、一律10%のカットがあったとしても、扶助費や措置費を引き上げるという性格のものではございませんので、この10%カットが直ちに福祉の低下を招くものというふうには判断いたしてございませんので、御理解いただきたいと存する次第でございます。

2点目の障害者福祉都市の指定問題でございますけれども、すでに御承知のとおり、障害者福祉都市指定の年度は、本年59年度と60年度の2カ年でございます。御質問の第1点は、これらの2カ年が終わった後の対応ということでございますけれども、先の第3回定例市議会の御質問でもお答え申し上げましたとおり、福祉といふものは、2カ年の事業だけで終わるものではないというふうに理解いたしてございます。もちろん、障害者福祉都市推進協議会の委員さんのご意見をお聞きし、判断させていただきたいと存じますけれども、この事業につきましては、これを起点として今後とも福祉といふものに力を入れてまいりたい、このように存する次第でございます。

第2点目の福祉の町づくり要綱の作成問題でございますけれども、これにつきましては、福祉都市指定の年度中に制定いたすべく検討いたしておりますので、御理解いただきたいと存じ

ます。

第3点目の具体的な問題で心理判定員、発達相談員の問題でございますけれども、障害者保育や療育を行っていくための専門職員の配置でございますが、これにつきましては、私どももこうしたものを設置したいという希望を持っておりますので、今後の課題として検討させていただきたい、このように存する次第でございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それから、第3点目の市独自の福祉関係の給付金問題でございますけれども、当市の福祉関係の給付金につきましては、老人、障害者とも近隣都市と比較いたしました場合、お説のようにかなり低い金額であることは事実でございます。まことに申しわけないと存じている次第でございます。これらの引き上げにつきましては、老人、障害者ともに人数もかなり多くございまして、また、将来的にずっと影響を及ぼすことからいろんな問題点もございますが、御要望の趣旨につきましては十分理解してございますので、来年度予算編成に向けてなお検討させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 財務部長(麻生和義君) 4点目の各種公共料金の値上げの問題についてお答え申し上げたいと存じます。

先ほど来、市長が答弁申し上げておりますように、現時点におきましては先月11月以来、60年度予算編成に向けて事務事業の準備作業を着々と進めておる次第でございます。実は12月中旬におきまして、各セクションからの予算の見積もりと要求書が財政当局に提出される手はずとなっている次第でございます。その後、事務事業を精査いたしまして、歳出経費のすべてのあり方、あらゆる経常財源を見込む中で、全庁的に検討してまいりたいと考えている次第でございます。補助金カット、起債制限があるからといって、安易に他の方面へ財源を求めるという気持ちで新年度予算に臨むつもりは毛頭考えていないわけでございます。60年度予算は、総計予算主義の原則を貫く次第でございまして、その中で十分検討してまいり所存でございまして、現時点での公共料金いわゆる使用料、手数料等の受益者負担金の引き上げ等の適否につきましては、ちょっと答弁は差し控えさせていただきたいと存する次第でございます。

以上でございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。

○ 参与兼市長公室長事務取扱(西川喜久君) 西川からお答え申し上げたいと存じます。

暮らしそよい町づくりのための中で私に関係する御質問が3点ございました。1点目は30周年記念事業、それから、信太山演習場の問題、あと平和都市宣言についての問題かと思います。信太山演習場につきましては先ほど、市長からお答えいたしておりますので、他の2点につき

ましてお答え申し上げたいと思います。

先ほど、市長からもお答え申し上げましたように、来年、30周年を迎えることになったわけでございます。この記念すべき年を1つの契機といたしまして、市民意識の高揚を図りながら市のイメージアップに努めるために、去る12月4日でございましたか、各部の次長職をもって記念事業企画委員会を設置したわけでございます。本委員会におきましては、今後の具体的な事業の企画立案、式典の企画推進を図る所存でございまして、今後の予定といたしましては、でき得る限り早く委員会としての取りまとめを行い所管委員会にも御説明を申し上げ、この3月議会までに議員先生方にひとつ十分内容の説明をしてまいりたい、かように考える次第でございます。

お説にもありましたように、私も20周年あるいは25周年記念行事を経験してまいりましたが、財政上等の問題がございまして、記念式典のみの行事として終わってきた事実がございます。そういうことから、天堀議員さんの御質問の内容につきましては、私も同感の点が多くございます。貴重な御意見でございますので、私どもの委員会にその御意見をひとつ御提案申し上げまして、行事の実施に当たりましては、その御意見を十分に反映できるよう努力をしてまいりたい、かように考える次第でございます。

2点目の核兵器廃絶平和都市宣言の問題でございますが、これにつきましては昨年12月、第4回定例会におきまして、核兵器廃絶平和都市宣言の御議決をいただきました。その後、59年度事業として、市庁舎前に啓発用の看板を設置したり、あるいは「広報いづみ」に宣言文の掲載あるいはちらしの配布等を阪和線の3駅前で行ってまいりました。60年度つきましては、連合町会あるいは連合婦人会等の市民団体の御協力を賜りながら、講演会や街頭宣伝を行ってまいりたい。さらには、啓発活動をより一層推進してまいりたい、かように考える次第でございます。

具体的な事業といたしましては、懸垂幕の設置あるいはポスターの掲示及び前年度に引き続きまして、広報紙による市民への啓発を行ってまいりたい、かよう考えるものでございます。また、これらの事業に伴う予算につきましては一定経常を考えておりますので、当3月議会では予算委員会もありますので、ひとつ御意見を賜りながら推進をしてまいりたい、かように考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） それでは、私からお答え申し上げます。

谷山池等のヘドロ調査の件でございますが、前回の議会でお答えいたしましたように、担当課において従前、実施しております府、市15カ所以外に数カ所を別途追加調査させていただ

いております。現在、関係機関に依頼いたしまして目下、分析中でございます。

それから、結果の公表でございますが、現在、紛争中の場所も含まれているため、できるだけ避けたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 同和対策部長(橋本昭夫君) 第3点の公正な同和行政確立のための御指摘の第1点、新法の期限内に事業を基本的に終結させるため、本市同和対策事業全体を今日の到達点を踏まえて見直しを行い、市民合意の計画に改めることについての考えはどうか、という御質問に対しまして御答弁申し上げます。

御承知のとおり、本市における対象地区は、全国的にも有数の大規模なものでございます。厳しい部落差別の結果、その実態は、まさに都市型部落の典型とも言い得るほど、その環境は劣悪でございました。昭和35年の合併以降、昭和44年の同対法の制定までに各種の事業を行いました。下排水道、共同浴場の整備事業等が地区内事業の主なるものでございました。あるいはまた、旧山手中学校の移転築造や丸笠団地の住宅建設も行いましたが、生活環境整備事業の本格的な着手に結びつかなかったものでございます。

昭和46年に住宅地区改良法に基づく第1次の地区指定、これは13ヘクタールでございますが、それを受けまして、不良住宅の買収除却及び改良住宅の建設に着手をいたしました。しかしながら、当初は御承知のとおり、教育施設、保育施設の整備あるいは泉南線からの道路の築造等を先行していくために、地区内にこれら住宅建設用地を求めざるを得ず、昭和49年末に完成いたしました312戸の和泉第1団地が最初の住宅建設でございます。それ以降、地区内における道路整備とあわせて、住宅、店舗の建設を行いました。したがって、本格的な事業着手は、50年代以降になっております。

その後、改良法に基づく追加指定も行いまして、現在の約43ヘクタールの区域内における改良事業及び関連道路、下水道、公園等を主柱とする環境改善対策にかかる諸事業の認可を各省から受けまして鋭意、その事業推進に当たってまいっております。またその際、当時の13ヘクタールは全面クリアランスという方式をとっておりますが、実情に沿うよう計画を見直したものでございます。議員各位の御指導と地域住民の方の御協力のもとに事業の促進が図られ、一定の成果を見つつあるのが現状でございます。すなわち、義務教育あるいは青少年、保育施設にかかる問題あるいはまた老人や障害者にかかる施設、診療所、共同浴場、隣保館、解放総合センター等の目的施設の整備は、一部を残してほぼ完了に近づきました。あと墓地整備、人造真珠産業の振興対策等が残るのみでございます。

しかしながら過去、地区内における環境改善整備事業については、先ほど申し上げましたよ

うに、本格的な事業着手のおくれや、また、一定の面的買収の完了に伴う住宅等の減、いわゆるころがし方式による面的、量的な限界あるいは工事用道路の確保のための制約等が原因で、現時点では、まだ多くの必要な事業が残っているのが実態でございます。これらの事業の執行に当たりましては、今後とも地域住民の方々の御理解を得るとともに、これらの必要を広く市民の方々に認識をいただきよう最善の努力を傾注してまいりたい、かように考えております。

第2点の和泉支部への活動助成金にかかる問題でございます。本件につきましては、去る昭和53年度の予算編成におきまして、財政再建の一定の方策の御審議を得た際のいろんな経過の中で、現在の一定の定額助成金でもって現在に至っております。その間、旧法の延長あるいはまた新法の制定等、大きな課題を受けての諸活動を高く評価するとともに、新法期限もあと約2年という厳しい状況のもと、基本的には、来年度も引き続き活動助成金として対応させていただきたい、かように考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 指導部次長(稻田順三君) 遺跡の保存、社会教育につきまして、稻田よりお答え申し上げます。

まず、第1点の和泉中央丘陵地区の埋蔵文化財につきましては、去る昭和51年度に2回の分布調査を実施し、住宅・都市整備公団の開発予定地内において、土器、石器等の遺物分布地47カ所、保存25基、石器窯跡21基等の所在が明らかになっておるところでございます。そのうち遺物散布地7カ所、古墳11基、窯跡1基につきましては、公園、緑地等によって現状保存されることとなっております。それ以外の遺物散布地40カ所、古墳14カ所、窯跡29につきましては、造成工事に先立って発掘調査を実施することになっております。

発掘調査につきましては、和泉市教育委員会が大阪府教育委員会の協力を得まして和泉中央丘陵内遺跡調査会を設置し、去る昭和56年度より順次実施しているところでございます。現在までに遺物散布地につきましては、遺物及び遺構等の所在の有無を確認するための試掘調査を14カ所実施、そのうち万町北遺跡を初め3カ所で集落遺跡、墓地などを検出いたしております。古墳につきましては、現在までに7基を調査し、うち3基で横穴式石室等の埋葬主体を検出いたしております。窯跡につきましては、12基の調査を実施いたしましたが、大部分が過去にみかん畑の開墾等の際に撒はんを受けており、現存状況は不良であります。

これらの埋蔵文化財につきましては調査の成果を踏まえる中で、大阪府教育委員会と住宅・都市整備公団との間で取り扱いについて協議いたすこととなっております。教育委員会といしましては、府教委と文化庁の指導を仰ぎながら、保存について努力してまいりたいと考えて

いるものでございます。

なお、公団に対しましては、考古資料館の建設を強く要望いたしており、その実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いを申し上げます。

次に、2点目の社会教育関係でございますけれども、近年、生涯教育ということが重要視され、関心を集めつつあります。生涯教育は大きく分けて、学校教育と社会教育であると存じます。本市の実態から率直に申し上げまして、学校教育に比べて大きく立ちおくれているのは御指摘のとおりでございます。教育委員会といたしましては、生涯教育の観点に立った社会教育の振興を図るため、総合的な社会教育計画の策定に努める前提といたしまして、去る昭和57年に本市社会教育委員会に対し、和泉市における体育文化の普及の現状と問題点をお示しし、社会教育の拡充整備のための総合基本施策について御諮問申し上げ、御審議をお願い申し上げまして、御答申をいただいたものでございます。

その中で、社会教育の基幹施設である公民館建設が、やはり本市社会教育行政上において最重要課題であると同時に、最も緊急性の高い課題であるという答申をいただいております。先生御指摘の具体的な性格及び内容とのことでございますが、このような答申、また、先生の御趣旨を尊重いたしまして、本市社会教育行政の基本方針として今後、鋭意努力してまいりたいと考えておるものでございます。

次に、図書館分館建設の問題でございますけれども、当議会におきまして、自動車文庫の増車をお願い申し上げているところでございます。来年度は、本年度に比べて8カ所ふやし、46カ所をもって巡回計画をいたしておりますが、なお、住民サービスの徹底を図ってまいる考え方でございます。

また、分館建設の必要性につきましては、われわれとしても十分承知しておりますが、今後の検討課題ということで御理解賜りたいと存じます。

また、サンライフ和泉の使用料問題につきましては、社会教育の立場から申しますと、青年学級として開催いたしておりますお茶やお花の教室につきましては、すでに使用料は、教育委員会主体事業として市で負担すべく計上いたしております。今後、他の講座事業につきましても、サンライフ和泉の活用を図るべく関係部局と調整を図ってまいりたいと考えております。

なお現在、サンライフでは、独自事業といたしまして、エアロビクス等の事業に取り組んでおります。大変好評を博しているところでございます。今後、親子スポーツ教室等幅広く独自事業として取り組み、住民のサービスの強化に努めてまいりたいと考えております。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 次に、商工業、農業の発展のところで、商工融資制度の関係につきましては商工担当理事からお答え申し上げ、農業関係につきまして私からお答え申し上げます。

まず、農業の発展の基本的な考え方でございますが、御承知のように本市は、急速に都市化が進展してまいりました。しかし、府下では、有数の農業の盛んな地域となっております。したがいまして、地域の実態に沿った農業振興を図るため、農協を初め農業団体と十分協議を進めながら、いろいろと対策をとっているところでございます。特に農業近代化のために、農道、水路の基盤整備、また、協業化に向け積極的に取り組んでいるところでございます。今後ともそうした事業実施に取り組み努力してまいりたいと考えております。

また、農業が農産物の生産だけでなく、自然保護や緑を守る観点からも意義のあるのは、十分理解しているところでございます。現在のところは、他市に比べて本市は緑に恵まれておりますが、将来を考えるとき、緑地保存の観点からも、それぞれの土地利用推進に当たって格段の配慮をいたしたい、かよう考えております。

次いで、財政とも関連あるものということで、ため池などの財産区財産の処分に係る市の取り分の使途についてのお尋ねでございます。御案内のとおり、ため池は、農業用施設でございます。これらの処分に当たりましては、市の取り分を農業振興のために使うべきではないかということは十分に理解いたしております。農林担当といたしましては、ため池を処分しようと、しないにかかわらず、農業振興の諸事業については一般財源により賄っておりますので、今後とも国、府の特定財源の確保と活用により事業推進に努力してまいりたいと存じます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 産業衛生部理事（青木孝之君） 次に、市単独融資をもっと利用しやすいものにできないか、という御質問にお答え申し上げます。

本市の中小企業の体质強化、資金需要を満たすために金融対策に重点を置きまして、国、府の融資制度を保証協会を通じて円滑に引き出し、中小企業のためのあっせん業務に配慮を行ついるところでございます。また、ご指摘の市の単独融資のあっせんにつきましても、融資あっせん審査会の御協力を賜りながら、積極的に取り組んでおるものでございます。この融資は、資金措置といたしまして、市が6,000万円を取り扱い金融機関に預託しております。大阪府信用保証協会の保証を得た上での貸付融資でございます。

しかしながら、保証協会では昭和57年以降、各種融資制度の改正は認めない方針を出しております。その理由といたしまして、貸付金が返済不能となつた場合、保証協会が金融機関に代位返済することになつてございます。その代位返済のうち2割相当額は、大阪府が保証協会に損失補償することになつておりましたが、それが昭和57年以降、大阪府は市町村融資分にかかる損失補償を打ち切つてしまつたという経過がござります。保証協会としては従来の經

過もありまして、損失補償を自己処理しながら市町村にその制度を求めてきております。市町村と大阪府、保証協会の三者間でこの問題について現在も協議中で、まだ結論が出ていないというのが実情でございます。保証協会としては、この結論が出るまでは、市町村の各融資制度の改革については一切、応じられないとしているわけでございます。したがいまして、府下各市とも昭和57年以降は、限度額はもちろん、制度の新規創設、改正等は一切できず、57年以前のものをそのまま維持しているにとどまっているのが現実でございます。その点で御理解を賜りたいと存じます。

次に、一定額の緊急の駆け込み融資制度の新設についてでございますが、市内中小企業の倒産を未然に防止するために、緊急小口融資の創設をおっしゃられているものと存じます。この小口融資制度そのものは、小規模事業者が倒産並びに連鎖倒産防止のため、小口資金を貸し付けることにより倒産が免れ、企業の振興が図れるもので、われわれとしては、制度そのものの重要性と必要性は十分理解をしているところでございます。しかし一方、貸し付け側では、この制度の目的から短期間に貸し付け決定をしなければその効果が発揮できないことと相なります。それに伴って市が直接貸し付けることになり、この制度の目的から、事故につながる可能性も十分考えなければなりません。それとあわせて先ほど述べましたように、保証協会の保証が得られないという理由もございまして、全額市の負担となりかねないわけでございます。また、この創設によってかなりの資金が必要となってまいります。

そこで、ちなみにこのような制度として、大阪府では、特別融資制度として連鎖倒産防止対策資金として最高限度額有担で7,000万円、無担で6,000万円、なおまた、中小企業倒産防止共済制度というものがございまして、最高限度額2,100万円、無担保、無保証分の無利子のあっせんも商工課の窓口で行っておるものでございます。よろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 16番(天堀 博君) 一応、一通り答弁をいただきましたが、時間もないで簡潔にお願いをいたします。

まず、順番からいきますと、福祉の点ですが、これはわれわれが得た情報では、和泉市がやっているかどうかはわかりませんが、いわゆる預貯金の調査なども府の方からの指示でやれ、というようなことで、そういうところにまでも言うてみたら手をつけるというか、かなり踏み込んだ形の制限、圧力を加えようとしている一部実態があるようでございます。和泉市がやっているかどうかは別ですよ。そういうことをも含めて、いわゆる福祉という面への非常に厳しい状況がこれにあらわれている。また、補助がカットされても生活保護や老人ホーム、身障者、精神障害者等の関係では、即低下にならないということですが、そしたら、その財源はどうするのか。大体1億8,000万円強の削減になってくるというが、その辺の財源をどうするのかということです。国のカット分ですね。これが1つ。

それから、障害者福祉都市指定の関係ですが、いわゆる福祉の町づくり要綱というものが今後、年度内に策定をしていくよう取り組みたいということですが、ぜひお願ひしたい。いままで決して場当たり的にやられていることではないと思いますが、9日に市民の集いがやられ、ここでも中身に触れられている部分もありますが、もう1つキメ細かな制度も含めた要綱をつくっていただき、それを基幹にして取り組んでいくようにしなかったらいかんのじゃないかということで、強調、要望しておきます。

さらに、心理判定員や発達相談員についても予算の裏づけが必要です。その辺で果たして言
われているように、今回の御答弁の中では、同和問題などを除いて非常にいい答弁ばかりで私は喜んでいるんですが、半面、本当にできるんやろうか、ということへの危惧が相当あるわけ
です。上辺だけのものではなく、予算の裏づけも含めて本当にやる気があるのかどうかの点も
1つは聞かせてほしい。「先生の御意見を拝聴して十分検討する」というだけではぐあい悪い。
その辺の答弁を願いたい。

それから、各種公共料金値上げの件ですが、これも非常に結構な話で、補助金カットがあ
っても安易に他に財源を求めるといふのが、実際には金が不足してくる。他にほかほか金の
なる木でもあれば別ですが、そんなものはない。特に市長が言われたように和泉市は脆弱な財
政基盤ですから、そんな状況で削られたら非常にしんどいと思う。先ほどの財務部長の答弁で
いきましたら、そういう部署の経費が前年度に比べてどうかということを見て、よけい要って
ればその分はしようがないが、実際上はそれだけではいかん、私は、それもしたらいかんと思
うが、それだけではいかんと思うので、本当にそれでいくんやったら結構ですが、それでも値
上げしてもうたら困りますが、そういうことへのね返りは絶対にならないようにしていただきたい。
これは重ねて答弁していただきたい。

それから、記念事業につきましては、公室長からも答弁をいただきましたが、これも非常に
こちらの意見も尊重して委員会に提案していくということで結構ですが、もちろん、イベント
もやればいいんですが、ここでも質問要旨にも言うてますように、いま、非常に暮らしにくく
状況でしょう。市民の本当に暮らしや日ごろの生活に役立つようなものにしていただきたい。
一時、何かパンフ等も出したことがあります、もう少し掘り下げる、福祉関係まで含めたパ
ンフの作成も今回はやっていくべきだと思います。格好のええことばかりではいかんというこ
とです。その裏づけの予算も必要になってくるし、市の理事者は、予算の執行権者としての
責任も出てくるという裏返しの面も考えております。この分の答弁は要りません。

それから、信太山の件は、結局、等価等積交換については、これは極端に言えば、そんなも
のはしたかでしようがないわけです。もちろんと違いますから。あの近畿自動車道関係でも、何
か道路公団の部分と言われているらしいが、非常に厚い壁がある。少なくとも、面積を減らす、
人員を減らすということはいいことじゃない。いまの状況からいいたら、絶対にしないとい
う方針を持っているからだと思いますが、引き続きあんなところと簡単に言えばいかんとい
うことはわかりますが、やはり要求すべきところは要求していき、府ともいろいろ力を合わせ、や
れるところはやってもらいたいと思います。

それから、核兵器廃絶平和都市宣言ということで、60年度も云々ということで言われてお
りますが、お考えは結構ですが、いま、特に核問題は、カールビンソンが入ってきていますよ。
軍事評論家に言わせれば、核航空母艦が四隻ある。一つが平均したら60機が核を積んでいる。

1機も積んでないということは絶対にない。そういうものが入ってきてるが、自民党の国の問題ですが、政府は、何も言うてこないから積んでいないやろう、ということですが、こういうことも含めて、核問題については重要な時期にきてると思いますので、その点については、いろんなことを踏まえた啓蒙活動をやっていくことも、一つは取り入れていただきたいことも要望しておきます。

それから、谷山池の件ですが、これは調査はすでに終わって分析中ということですね。公表できないというんですか。時間がないからやり取りすることはできませんが、今までから見解をお聞きしているが、中立的な立場ということで、市の方がいま、紛争中なので特に慎重に構えているということですが、中立というのは、果たしてどちらにもつかんということですか。そういう調査結果その他については、原告側なり被告側なりのどちらかが裁判所を通じて「提出しなさい」と要求した場合、されるのかどうか、これは後にちょっと答弁を願いたいと思います。

それから、同和行政については、今まで長いわれわれとの論争の経過がありますので、いま、ここでやっていると相当時間を食いますので、これは今回は省きますが、これらが質問した肝心の答えがないんですわ。いわゆる年度内に新法の期限内にできないということを察してくれ、ということであろうと思いますがね。また、同和対策特別委員会等もありますし、私自身も委員長をやらせていただいてますので、その辺では、問題にしていかないといかんと思います。

解放同盟和泉支部の助成金であります、あと2年間しかないので、その間にいろいろやらんといかんので、という言い方ですが、そしたら、新法ができて一定の事業なりが終結する見通しが出た場合、これについては切るのかどうか、やめるのかどうか、あるいは検討して削減していくのかどうかの考え方があるのか、これだけ聞かせてください。

それから、教育条件については意見を1つだけ。中央丘陵の関係で言っておきますが、公園とか丘陵地などで残すと言われてますが、それは結構でござります。前にやられたが、形状として遺跡公園みたいな形で残していく部分は必要じゃないか。それにふさわしいものであるかどうかは専門的な問題もあるかと思うが、その点を十分に考えていただき、そういう努力もしていく。そこへ移って来られた方が、そういう文化的なものになじんでいただくことも今後、積極的に進めていただきたいと思います。

それから、公團に対して資料館等の建設も要求しているということですので、ぜひ強く要求していってほしいと思います。教育長、助役、市長さんにもぜひ取り組んでいただきたい。決して池上遺跡や、あそこの埋蔵物の資料館がそこに変わるんじゃないですよ。それはそれと

して要求していくことが必要じゃないかと思います。これは意見にしておきます。

サンライフ和泉についても、ぜひ親子スポーツ教室もやっているということですが、ぜひ助成措置を構じていただきたい。予算的な面がありますので、あえてここで言うのは、建物があつて勝手にそこで何かせよ、ということではなくが悪い。やはり魂も入れていく予算措置が必要だと思います。意見にしておきます。

商工業、農業の発展のためにですが、この基本的な考え方については、ぜひそういうことで今後、取り組んでいただきたい。非常にいいことだと言われているので、その点はよろしくお願ひをしたいのと、2番目のため池の処分については、今回の議案審議で出てきますが、これを見ても、財源はほとんど指定財源ばかりで、自由に使えるのはため池の処分の35%だけ。その点では、和泉市はしんどいな、ということはわかるんです。それを見るといろんなところで使って、残った4,300万円を公共事業の基金に入れるということです。

以前、2、8年前にも指摘されて、一部の府単事業ですか、その地元負担金の率を下げたという経過がありますが、そういう点では、恐らく助役や市長にしても財務部長にしても、今回だけのことやおまへん、1年間全体を通じてどうしているかということを見てください、と言われると思います。答えはわかっていますよ。しかし、余りにもえげつない、今回のものもね。できたら、議案審議のときにやりたいと思いますが、やはり農業振興のために使うという姿勢は必要で、地元の負担率を下げたから済んでいます、ということではちょっとぐあい悪い。中央丘陵の自然破壊をしていくその中の1つのため池でしょう。その分は、今度は緑で覆うということを考えしていく、あるいは水路の整備とかに使っていくという基本姿勢を崩さないようにしてもらわんといかん。これも意見にしておきますわ。

地元業者の保護育成のところで、今までから多少水掛け論になってしまってますが、結局、貸す上からすれば、危ないところには貸されへん。銀行などは典型的なものですね。しかし、和泉市の市単独融資とかをぜひ設置してくれという、一定額の緊急駆け込み融資はしんどいという。いまの市単独融資では、府と同じ条件ですよ。これやったら市単独の方は多少申し込んだら安いぐらいで、保証人の調査やとか全部同じで、逆に審査会が1ヵ月に1回あるかないかわからん。これやったら府の方へ申し込んだ方がましや、ということが出てくる。前から言うように、市の単独融資で本当に心のこもったことをしていこうとしたら、危ないところへ貸せとは言いませんが、そのぐらいは十分踏まえた上で市長、微妙なことですわな。府の保証協会があかんと言うてるので、市が何もないというのではいかん。何か補填するような制度を、他市がしていなくても市が考えてあげるとか、ある一定額の駆け込み融資にしても、特に最近のように和泉市でいう大手の建設業者がバタバタと倒産していく状況ですし、下請けも非常に

苦しい。そのときに一定額の駆け込み融資制度があれば食いつなげるということもあります。1つの例としても、本当に助けになるということを私はしていくべきだと思いますので、今後、その点で取り組んでいく姿勢があるかどうか。ここではちょっとその点だけ聞いておきます。それから、補助金のカットについては、全体の試算でどれくらいになるのか、それを聞かせてほしいと思います。そのうちで福祉関係が10件で1億8,000万円強の削減と言われてますが、それ以外を含めてどれくらいになるのかというところ辺をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○ 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。

○ 市民部長(松村吉堯君) 市民部関係の3点にわたります再質問でございますので、市民部長からお答え申し上げます。

補助金カットの問題でございますが、仮に10%カットが強行されたといたしましても、先ほどお答え申し上げましたように、直ちにそれが扶助費や措置費の引き下げということで措置できるものではございませんので、当然、これらの財源というものは、市の一般財源にお願いせざるを得ないということで、そのしわ寄せをお願いすることに相なろうかと存じます。

2点目の福祉の町づくり要綱でございますが、お説のとおり、今後の要綱作成につきましては、キメ細かい福祉の町づくりを推進いたすべく、十分検討し作成してまいりたい、このように存する次第でございます。

それから、第3点目の判定員あるいは相談員という専門員の設置につきましては、人件費が必要わけでございますので、非常にむずかしい問題もあろうかと思いますけれども、かねがね原課といたしましても、こうした方々を設置いたしたいという希望も持ってございます。たまたま、59年度、60年度にわたりまして福祉都市の指定も受けましたし、市議会におきましても、福祉都市指定の御議決もいただきましたので、これを契機といたしましてより前進した福祉推進の立場からも、今後ともそうした相談員なり判定員の設置についても、市当局とも御協議申し上げ強く要望してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 谷山池の鑑定結果につきましては、裁判所から結果の提出を求められたときは、関係機関と協議いたしまして、提出できるものは提出していきたいと思います。

○ 同和対策部長(橋本昭夫君) 支部助成金の将来的な問題でございますが、社会的いろいろの要件等を勘案いたしましたとき、やはり上部団体との協議を経て検討したいと思います。

○ 財務部長(麻生和義君) 10%の補助金カットの総額でございますが、現時点で試算いた

しましたところ 17 項目が該当するであろう、その総額は 2 億 2,900 万 2,000 円という金額を試算いたしております。

以上でございます。

○ 産業衛生部理事(青木孝之君) 大阪府の制度と同じことをやっているのではないか、ということにつきましては、申込者といたしましては同じような制度ではございますが、大阪府の融資あっせんにはどうしてもなじまないとか、適合しにくいというものがございます。また、期間的にもどうしても間に合わない場もございますので、この融資あっせんを続けることが、中小企業者の救済にも役立つと確信をしているものでございます。御理解を賜りたいと思います。

○ 16番(天堀 博君) 時間がありませんが、大体再答弁をいただき、意見も申し上げておりますので、その辺で十分踏まえていただくということが 1 つですが、いまの答弁の中で融資の問題ですが、これは私も融資の審査会の委員をしたことがあるんですが、実際、テーブルに乗って来るまでがむずかしい。テーブルに乘れば、審査員は議員とか地元の方々ばかりやから、それなりに決めるわけでございますが、そこへ来るまでの保証協会の保証が必要ですので、そこで止まってしまいます。そうすると、同じ保証協会の保証でなじまないといつても、条件としたら変わらないので利用しにくいという実態なんです。駆け込み融資でも、特にこの点について検討していただき必要があるのではないかと思います。

また、補助金も 2 億何ぼかカットされるということで、和泉市にとっては大変財源的にむずかしい時期が来ますので、その点では、市民生活その他にしわ寄せがない形でいろいろと努力し、60 年度予算編成をしていただきたいと思います。

非常に質問が多岐にわたりましたので、十分な突っ込みができませんでしたが、予算委員会等もございますので、今後、われわれが出した個別要求も含め、ポイント的にそれぞれ折衝させていただきたいと思います。

以上で私も質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、5番・赤阪君。

(赤阪和見君登壇)

○ 5番(赤阪和見君) 明年の予算編成期を目前に控えました今定例会において、通告いたしました 4 点について、市長の行政と関連する予算編成に臨む基本姿勢についてお伺いをいたします。

地方財政は近年、毎年苦しい、苦しいと言われ、事実、厳しい財政事情のもとに置かれております。また、明年度も政府予算は圧縮されることが予想され、ひいては、地方財政もその波をもろに受けることは間違いない、それに伴い、政府の福祉施策が大きく後退しようと考えられる中、また、市税の伸びはもちろん、地方交付税も大きな期待をかけられないのではないかと考えます。そこで、このような財政事情のもとにあって、市長は、明年度の重点施策として

何を取り上げようとお考えになつておるのか、具体的構想についてお伺いをしたいと思います。

特に明60年度は、市制制定30周年を迎えて1つのシとして、また、市長が昨年の選舉時に基本姿勢として打ち出した中で、調和のとれた活力ある町づくりの題目の中に「国の資金導入による和泉中央丘陵の整備や関西新国際空港の設置に伴う地域整備を進め、活力ある泉州の中核都市づくりに邁進します」と述べておりますが、明年の予算こそその第1歩であると考えると、政治は100年の大計とまでいかなくとも、せめて10年、20年先を見た基本的構想のもとに立脚したものであるべきだと思います。市長のお考えはどうありますか。また、それに伴う財政見通しをどう考へておられるかもお聞かせ願います。

次に、過去の一般質問において検討課題となつておる幾つかの中から、具体的な問題について2、3点お伺いをいたします。

本年、障害者福祉都市宣言がなされ、59、60年の2カ年にわたって障害者福祉都市として指定され、事業を行うとされておりますけれども、私は、この2年間は準備期間であり、基礎づくりのときであると考えておりますが、どうでしょうか。また、障害者福祉のための窓口係を設置する計画はあるのかないのか。

田中議員さんの質問の中で、総合福祉センターの複合施設の目標の中で考へておったが、複合施設はむずかしいということで、コミセンを第1次分として、61年に2次分として福祉センターを設置する、という答弁がありました。そのような計画は当初からなかったのではないか。私は、いま建っている現状の場、また、予算の中で総合して考へるとき、そのような計画はなかったのではないかというふうにとらえておりますが、その点、どうお考へか。

2点目に、学童保育の答弁では、必要性を認めながらも空き教室の関係でできないとされておりますけれども、地域性を考え、人口の急増とともに設置する必要大と考えますが、この点、不公平をなくす意味からも、どのような措置をとろうとしているのか、お伺いをいたします。

次に、議会図書室の設置については、どのような予算措置を考へておられるか、お聞かせ願いたい。長くなるかもしれません、若干、引用させていただきますと、地方自治法第100条第12項で「政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に關係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない」、また、第13項には「都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適當と認める刊行物を送付しなければならない」となっております。14項には「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならぬ」となっております。いま、われわれ議会で備えつけの官報を見たことがありませんが、この点はいかがなつておるでしょうか。

最後に、水道行政について。数年前、九州地方の水不足を私は対岸の火と見ておりましたが、

今年は、近畿地方が未だかつてない水不足に見舞われ、断水の危機感を持つのも私一人ではないと思います。最近の報道では、琵琶湖の水位は、来春の雪解けまで回復しないといわれておりますが、当面の渇水対策はどのように考えられておるのか。節水対策の効果、減収と、企業採算性との調和点についてはどのようにお考えなのか。

また、本市の自己水の確保は、本年のような異常渇水時のみならず、きわめて重要な課題であります。しかしながら、昔のように川へ入る人も少なく、荒れ放題と言っても過言でないぐらいただの水路にすぎなく、大雨のときを見ても水量からして、周辺の伏流水の少ないとから見ても、市内すべての川は現実、死んでいる現状であります。家庭からの雑排水対策、植林のおくれ等々が原因として挙げられる中で、縦割行政が大きな要因であると思いますが、その点どうお考えか。

また、今後の中央丘陵開発に伴り人口増は、府営水道依存はやむを得ないと思いますけれども、環境、市民の健康を守る立場から、いま、基本的な対策を立てなければ、遅くなればなるほど、遅くなつた分だけ高くつくのは火を見るよりも明らかであります。水道行政だけではなく、横割行政をしっかりと位置づけ、抜本的な対策を立てるよう希望もし、今回の答弁をいただきたいと思います。

以上で質問要旨の説明を終わります。自席からの再質問の権利を留保して、終わります。

- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。
- 市長(池田忠雄君) 赤阪議員さんの昭和60年度予算編成についてのお尋ねでございます。基本姿勢について市長から、ということでございますので、私よりお答え申し上げたいと存じます。

先ほど來の天堀議員さんの御質問にも一部お答えさせていただいているところでございますが、基本的には、昭和60年は、和泉市制施行30周年の記念すべき年に当たるわけでございまして、そういう中で、この60年という年を市民とお祝いをいたしますとともに、意識も新たに明日の飛躍に向かって頑張っていかなければならない年だというのが基本的な考え方でございます。

予算編成については、これから煮詰めてまいりますので、いまここでどうする、ということを申し上げるわけにはまいりませんけれども、御指摘のとおり、非常に厳しい本市を取り巻く環境でございます。補助金のカット、起債制限あるいは交付税の削減問題等、臨調行革の中で、国が120兆円の借金を抱え国民一人当たり幾らかという中で、ともどもに国に協力しなければならない、日本国、大阪府、和泉市という関係から当然でございます。しかしながら、安易に補助金カットをしてもらっては困るということで、いま、大阪府市長会、全国市長会を通じ

て、政府に対して猛運動を展開しているところでもございます。あるいは起債制限につきましても、安易に高給与だから起債を制限するという考え方は遺憾なことと存じておりますけれども、まあ、給与の適正化ということを条件にして国がものを言うてきてているのが現実でございます。現実の行政をあずかる私の立場からするならば、そうした諸点にも関係機関の協力を求めながら、起債制限が本市に適用されないように最大の努力を行っていかなくてはならない、このようにも存じております。あるいは超過負担問題もございますし、いろんな点で国、府に強く要望もし、抗議するところは抗議し、また、助けてもらわなければならない点もございます。現実の3割自治の中で市民の要望にこたえていこうとすれば、当然、国、府からの補助、起債を仰がなければ、自前では建たないのがいまの財政の仕組みでございます。その意味合いでものも言うが、お願いもしながら行財政を運営していくかなければならない、かように存じております。

御指摘全く同感でございます。昭和70年中途にし、100年先まではこのスピード時代は無理としても、せめて10年先の郷土のあり方というものを総合基本構想で策定し、御議決をいただきしておりますので、これを単年度、単年度で着実に一歩ずつ、調和と活力あるにんげん都市和泉市の建設に努力してまいりたい。昨年、非常にお世話になり、3期目の市政を担当させていただきましたとき、私が市民に申し上げております基本姿勢は、すべて第2次総合基本構想に盛り込まれているわけでございまして、公約と基本構想に基づきまして鋭意、努力をいたしてまいりたい。長期的な見通しをしっかりと定め、いま、何をなすべきかということでやらせていただきたいと存じます。

ただ、学校施設を初めいろんな施設は、新しい市でございますので、古い施設の整った市に追いつき追い越せと、駆け足で走ってきたことは事実でございます。いま、一定の整備がだんだんできてきております。そういうことの上に立って、今までの事業を点検しながら、創意と工夫をこらして財政運営の均衡に配慮しながら、前向きで取り組んで予算編成をやらせていただきたい、このように存じておりますし、いずれ3月議会で御提案するわけでございます。

また、公明党議員団からも温かい市民の立場に立っての予算要望書をちょうだいをさせていただいております。それぞれ熟読させていただきながら、これから予算編成に生かせるべき面、取り入れられる面は、財政の制約もございますけれども、ひとつ御要望を胸に置きながら編成させていただきたい、このように存じております。したがいまして、現段階でこれをこうしたい、ということを申し上げる立場、時期ではございませんけれども、前を向いた、あるいは長期的な視点に立って、一生懸命に市民の御負託にこたえられるようにという姿勢で予算編成に向かわせていただきたい、このように存じておりますので、ひとつ今後の御指導と御理解、

御協力をひとえにお願いを申し上げたいと存じます。

なお1点、気になることをおっしゃっていただきましたので、お答えいたしておきたいと思いますが、午前中の田中議員さんの御質問にもお答え申し上げましたが、総合会館構想といふものを昨年から持っております。これは教育、文化、婦人等のいま、建てておりますコミセンの部分と、身体障害者やお年寄りを中心とした福祉センター部門との複合施設としての総合会館構想として持たせていただきつつ、実現に向かって努力をしてまいったことは事実でございます。しかし、何回も議会で申し上げておりますとおり、基地周辺整備、民生安定事業の補助金を多額の2億2,000万円ちょうどをいたしましたけれども、それは複合施設に使うことは、補助体系からどうしてもぐあい悪いという国の制約がございましたので、第1次分のコミセンを先に出発させていただきました経過でございます。

したがって、このコミセンを来年12月目標にいま、建設中でございますけれども、それが完成した後、60年度中に用地問題あるいは財源問題も厳しい中でございますけれども慎重に検討させていただき、議会とも御協議をする中で、61年を目標に実現をさせていただきたい、このように存じているところでございます。従来からそんな計画はないんじやないかという御指摘でございますが、率直に複合施設としての総合会館構想を立てさせていただき、その実現に向かってきたという経過がございます。しかし、補助金の関係で1次、2次というふうに分かれたということでございまして、この点は、何回も議会で私から御説明申し上げているところでございますので改めて御理解を賜りたい、このように存じます。

いろいろ御指摘をいただきました諸事項を胸に置きまして、これから予算編成に配慮しながら頑張ってまいりたいと存じておりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げ、との御質問につきましては、それぞれ担当の部課長より答弁をさせていただきたい、このように存じます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） 過去の一般質問からの検討課題ということで、福祉部門につきましての御質問をいただきましたが、お答え申し上げます。

まず、障害者福祉都市の2カ年は準備期間と考えるがどうか、との御質問でございますが、準備期間という言葉は別といたしまして、59、60年度で一定の事業を障害者福祉都市という制度を利用して行わせていただきますが、この2年間だけで障害者関係の事業は終わり、という気持ちはさらさら持ってございません。それ以後も障害者問題に対するニーズがあります強くなると考えますので、それへの対応は精力的に続けていく必要があるだろうと考えております。具体的には、障害者福祉都市の推進協議会の委員さん等の御意見もお聞きした上で、以

後の問題については考えていきたいと思います。

2点目の障害者専用の窓口と言いますか、多分、福祉課の中に障害者福祉係という係を設置せよ、という御質問だと思いますが、現在、福祉事務所の福祉課福祉係の6名の事務職員で福祉4法に対応しております。老人、母子、身体障害者、精神薄弱者、その他民生委員会の事務局、庶務等を行っております。福祉4法のあとに2法、生活保護と児童、それから、社会医療を除いた4法をここで対応しております。本年の4月、ここに1名の職員を増員いただいたわけでございますが、特に老人、障害者というのは、これからの中でも業務内容がかなり多くなってくるというふうに思いますので、いますぐということは別として、今後、独立した障害福祉係あるいは老人福祉係という係の設置も必要だと考えておりますので、今後、担当部局とも協議、要望を重ねていきたいと考えております。

3点目の福社会館の問題につきましては、市長から答弁がございましたので、私は省略させていただきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 指導部次長(稻田順三君) 留守家庭児童会の設置につきましてお答え申し上げます。

すでに御案内どおり、再三にわたりまして御要望、御陳情をいただいている次第でございます。学童保育につきましては現在、10校区で開設いたしております。また、今後も必要な小学校につきましては、開設していくという基本方針でございます。まず、北池田小学校でございますけれども、この点につきましては、過去より申し上げておりますとおり空き教室がなく、敷地も狭いであるということで、プレハブを建てる適当な場所がないということで見送っている実態でございます。校区の開発に伴う人口増、生徒増につきましては著しく、これに対応すべく、本年度より用地買収を行って増築を図りたいと考えているところでございます。それにあわせまして留守家庭児童会の設置を考え、何とか61年をめどに開設していきたいと考えております。

また、北松尾校区につきましても北池田同様、空き教室がなく、また、運動場も狭いということでありましたけれども、61年をめどに空き教室が生じてまいるという実態でございますので、何とかこれも考えていきたいと存じます。

また、光明台南小学校につきましては、校区問題が一応決着し、児童数が安定する中で対応していきたい。具体的には、62年ごろには一定空き教室が生じてくるんじゃないかという推測を立ておりまして、その段階で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

- 議長(柳瀬美樹君) 次。
- 市会事務局長(北野敦雄君) 次に、議会図書室関係につきまして、事務局長からお答えいたします。

御指摘がございましたように、議会の図書室につきましては、自治法で置かなければならぬということを規定されてございまして、承知はしてございますが、現状では、庁舎の狭あい等の関係もございまして、議会受け付けの部屋に申しわけ程度に置いてあるといった状況でございます。図書につきましてもこれといったものはございませんが、いろいろ議員皆さんに御不便をおかけしているところでございます。したがいまして、図書の充実につきましては今後、わずかずつでも必要な書籍につきましては、年次的にでも幾らかずつ購入できるように努力をしてまいりたいと思います。

それと、政府発行の官報、それから、大阪府が発行しております公報でございますが、御質問にございましたように、これも自治法には、各市町村議会に送付しなければならない、といったことは規定されてございます。現状、市の方にも官報、大阪府の公報の送付はされてございまして、一応、市として何部か購読しているような状況でございます。なぜ議会の図書室に置いてないのか、といったこともございましたが、今までのいきさつもあろうかと思います。ただ、単に議会の事務局が注意しておらなかったといったことかどうか。いずれにいたしましても今後、議会の図書室に、現在担当部局に置かれているように聞いてございますが、現状のままを議会の図書室に置くか、あるいは部数をふやして議会に置いていただくか、議会の図書室には一応、法の定めたとおり置くようになさるよう、関係部局とも協議していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱(岩井益一君) 水道行政につきましての4項目にわたる御質問に対しまして、水道部次長から御答弁申し上げます。

まず、第1点目の当面の渇水対策はどうか、ということでございますが、初めに、このたびの異常渇水に伴う節水御協力につきましては、市議会を初め各関係者、一般需要家の皆様方に格別の御理解、御協力を賜り、おかげ様にて一定の成果を上げつつあることに対しまして深く感謝申し上げます。

渇水状態の現状と対策の概要につきましては、過般、所管の建設水道委員会で御報告申し上げたとおりでございますが、本市水道水源は、その3分の2を府営水道に依存しておりまして、琵琶湖水位がマイナス1mとなれば、第3次規制が予定されるところでございます。自下のところ、需要の季節減と湖北地方の時雨に期待しているところでございます。

本市の場合、加えまして、泉北水道企業団と自己水源である光明池が干上がっておりますので、府下各市の中でも最も深刻な状態でございます。第1次規制後、去る10月16日に部渇水対策本部を設置、広報車による節水PR、さらに11月6日には第2次規制がございまして、翌7日、泉北3市の市長が大阪府知事に割当増の要望を行いますとともに、泉北3市の統一対策として、夜間10時以降の水道使用制限、ガソリンスタンドでの洗車禁止、公共施設の給水バルブ制限強化、減圧措置の実施等を行っているところでございます。

以上の結果、節水効果といたしましては、おかげをもちまして昨日現在、前年度同期の基準水量に比べまして、日量節水量約5,000トン、18%減を達成してございます。

なお、自己水源の不足量は昨日現在、過不足はございませんが、企業団において若干の不足を生じてございます。なお、不足分あるときは自己水の充当のほか、府水道部と折衝しております、府水道部の方針といたしましては、生活用水の確保を重点的に特定地域のみの断水は避けるとの基本方針のもとに、府全体の枠の中で、雨天、夜間等余裕を生じた場合、調整水として補給していただいているのが現状でございます。

第2点目の節水対策の効果と減収見込み額についてどうか、ということでございますが、先ほど申し上げましたように、節水効果としては日量5,000トン、前年度比14%減でございまして、現段階では、節水効果に伴う減収見込み額については定かではありませんが、今後、渇水状態が長期化する見通しでございますので、本年度の給水収益につきましては、大体、給水収益の伸びは、差し引かないものと考えられております。したがいまして、府営水道料金の引き上げと相まちまして、最終的には、経常損失見込み額は、約9,000万円ぐらい生ずるのではないかと予測してございます。

3点目の節水効果と企業採算性との調和点はどうか、ということでございますが、水道事業は、地方公営企業法の定めるところによりまして、常に企業の経済性を発揮するとともに、高度の公共性が要請されているところでございます。今般の異常渇水に伴う節水PRの浸透によりまして節水思想が徹底しており、今後の需要回復面での影響は大きいので、現実の企業経営との関連においては、深刻な課題と受けとめております。

一方、事業面から見ますと、過去の多額の投下資金の早期回収がおくれますと、減収による料金値上げの要因ともなるわけでございます。目下のところ、今回の異常渇水は、異常気象による今期限りの一時的な渇水状態と考えてございます。したがって、渇水対策につきましても、事業体みずからの意思で即効的に節水効果の上がる方法、つまり大口需要家のバルブ規制とか減圧措置、公共施設の開度制限、節水広報等を重点的に実施しているものでございます。

4点目の自己水源の確保と保全対策はどうか、ということでございます。この点につきまし

では、水道部サイドから安全な水の安定給水の立場から、その取り組み状況について御説明をいたしたいと思います。御指摘のとおり、異常渴水時における自己水確保は、安定給水の上からきわめて必要でございます。本市の自己水の現状としては、光明池を初め父鬼川・九鬼簡易水道がございます。しかし最近、上流地域における生活雑排水の流入により水質は悪化してございます。当面は、自己水の維持確保を図り、水質保全に全力を尽くしてまいりたいと考えてございます。槇尾川、光明池の水質問題、ことに槇尾川の伏流水が少ない現状から、生活雑排水等の流入に対する水道部の対応といたしましては、飲料水の安定供給の立場から、和田浄水場の水質検査室を一層整備充実し、さらには、水質低下問題に関連いたしましては、市水道部、泉北水道企業団及び光明池土地改良区の3団体で構成する光明池水域水質保全連絡協議会を設置し、光明池水質の保全に関する調査を始め、合成洗剤の使用追放運動等を行ってございます。さらに、横割行政の立場から、岸和田、泉大津、和泉、忠岡の3市1町で構成しております大津川水質保全対策協議会においても、府の指導のもとで水質保全に万全を期しているところでございます。

以上でございます。

- 5番(赤阪和見君) 数学の基本は0から9までです。言葉の基本はアイウエオ。英語はABC。私がこのようなことをなぜ言いかといいますと、結局、小さな問題も、そこに基本があるということを私は考えております。このような一般質問の中で常に小さな問題を、すぐできるような問題を取り上げ、そして、今までしゃべってまいりましたけれども、余りむずかしいことをよう言いませんし、また、そのようなことよりも、本当に身近な、ちょっとした問題から行政は始まっているんだな、とつくづくこの9年間で感じております。結局、市民のかゆいところへ手が届くような行政であってほしいと念願しております。

市長から先ほども答弁をいただきましたけれども、来年度の予算であるから基本的な中でしか内容は言えない、ということはわかってあります。しかしながら、前回の一般質問でも取り上げました中央丘陵の草刈りの問題にしてもしかり。市長は、国の力、資金を導入して和泉市活性化のためにやるんだという事業です。和泉市が大いにもの申して、りっぱな都市計画を立てるんだというその事業に今年からかかろうとしているわけです。また、空港の建設も今年から始まろうとしております。そして、市制30周年が今年であります。本当にいま、10年、20年の大計に立った1つの考え方を持っていかだかなければならぬ。しかし残念ながら、その草刈り1つもこちらの意思ではできない。そのような基本が間違っているんじゃないのかということであります。

先ほど言いましたように、これは私の言いすぎかもしれません、この複合施設計画は私も

見ました。図面も見ました。しかし現実、あの小さな場所にコミュニティセンターが建ちつつあります。非常に市民に御迷惑をおかけしながら、小じんまりと工事を進めております。本当に工事関係者にも、非常に気の毒な目をかけていることはわかります。この場所が1つの問題やと思います。本当にこの複合施設がどういう結果であれ、できていたとしたら、この場所になかったんじゃないかな。この場所には建たないんじゃないかなと思います。ですから、その計画は絵にかいたまちであったんか、という気持ちが実感としてわくわけです。つけ焼き刃的に、残念なことに、この工事の現場を見ても、1年前に自転車置き場をつくり、また、それを動かさなければならない。基本計画になってなからたら、私たちも反省すべき点だと思います。本当にこの30周年記念、1つの和泉市の発展の第1歩であるということをかんがみて、しっかりととした財政基盤をつくり、本当に市民のかゆいところにまで手が届くような行政をしていただきたいと、市長に基本的にお願いをしておきます。

次に、過去の一般質問の中ありましたけれども、障害者の窓口の6名で6法のうちの4法の仕事をやっているとおっしゃいましたが、日常の事務に追われ放しが現状ではないか。本当に障害者やお年寄りの手を取り、この障害者や老人の推進事業にありますように、職安や中小企業へ足を運んでやれる人が一体おるのだろうかということで、以前、そういう社会復帰を目指す方々のための窓口をつくってはどうか、と提案しました。本当に実りある行政をお願いしたいと思う。そこに、それだけの人を配置できないとするならば、余っているとか足らんとかいうのじゃなく、必要性は非常に大であり、福祉宣言をした以上は、また、今後の福祉都市の基礎としてそああるべきだと思います。準備期間としてやるべきだというのは、そういう構想をいま立てていただきたいからであります。

それと、学童保育問題ですが、北池田小学校は61年を目指して、北松尾も61年を目指して、北松尾は空き教室ができるであろうということありますが、中央丘陵開発が進み、また、随所に市街化区域の空き地があります。そうした中で一体、これが可能かどうか。また、北池田は、空き教室はできないと私たちは考えております。そんなにたくさんではないにしても、まだまだ建てなければならないだろうと考えております。そうしたとき、場所がないからできないという論法は成り立ちません。予算の問題もあるとは思いますが、その近所にある老人集会所の1室をお借りするとか、必要なものは車で持っていくとかいろいろな形をとっていく。しかし、それまでの過渡期をどうするかということであります。

議会の図書室でもそうです。自治法第100条には、先ほど読ませていただいたような内容で載っています。場所がないからできないと言うが、それでは議会、われわれ議員も勉強不足であったことは、お叱りを受けてもしかりでありますけれども、本当に市民の協力を得ながら、

市民とともに調査研究をし、行政なり理事者と一体となってやっていく、論議を尽くしていくための機関がないということは、まことに残念なことであります。

そういう点での予算配分について、これは以前の議会でも私が提案しました。議会の図書室だけでなく、市役所に来る刊行物やその他の雑誌等を購読しているところではすべて捨ててます、場所の関係でね。これは非常を予算のむだ遣いだと思います。幸い、下に電算室ができて若干広くなつて会議室ができました。その片隅でも結構ですから、そういう予算をかけずして、いま買っておられる図書などを総合的に網羅して、職員が時間中であれ休憩中であれ、そこで勉強や調査研究ができる場所をつくる必要があるのではないかと考えます。

最後の水道行政ですが、特にこの楨尾川は、昔、私たちの小学校時代には泳ぎましたよ。また、皆さん方も泳いだでしょう。ある村へ行くと、小学校にはプールをつくらない。石を敷いて泳げる自然のプール、川があるじゃないか。貝塚市長は、プールをつくる必要はない。大きな自然のプールがあるじゃないか、と言います。多分、二色の浜のことでありましょう。そのようにユニークな施策、本当に自然と親しみの施策をとっておられるところがたくさんあります。和泉市でそうしろ、とは申しませんが、本当に私たちが昔、川で親しんだように、皆さん方が川で親しんだように、その川を生き返らせる施策をとっていかなければ、後へいくほどお金が高くつくということをここで申し上げておきたいと思います。

以上で終わりります。

○ 議長(柳瀬美樹君) 以上で一般質問は予定より早く終了いたしました。議員各位の御協力、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

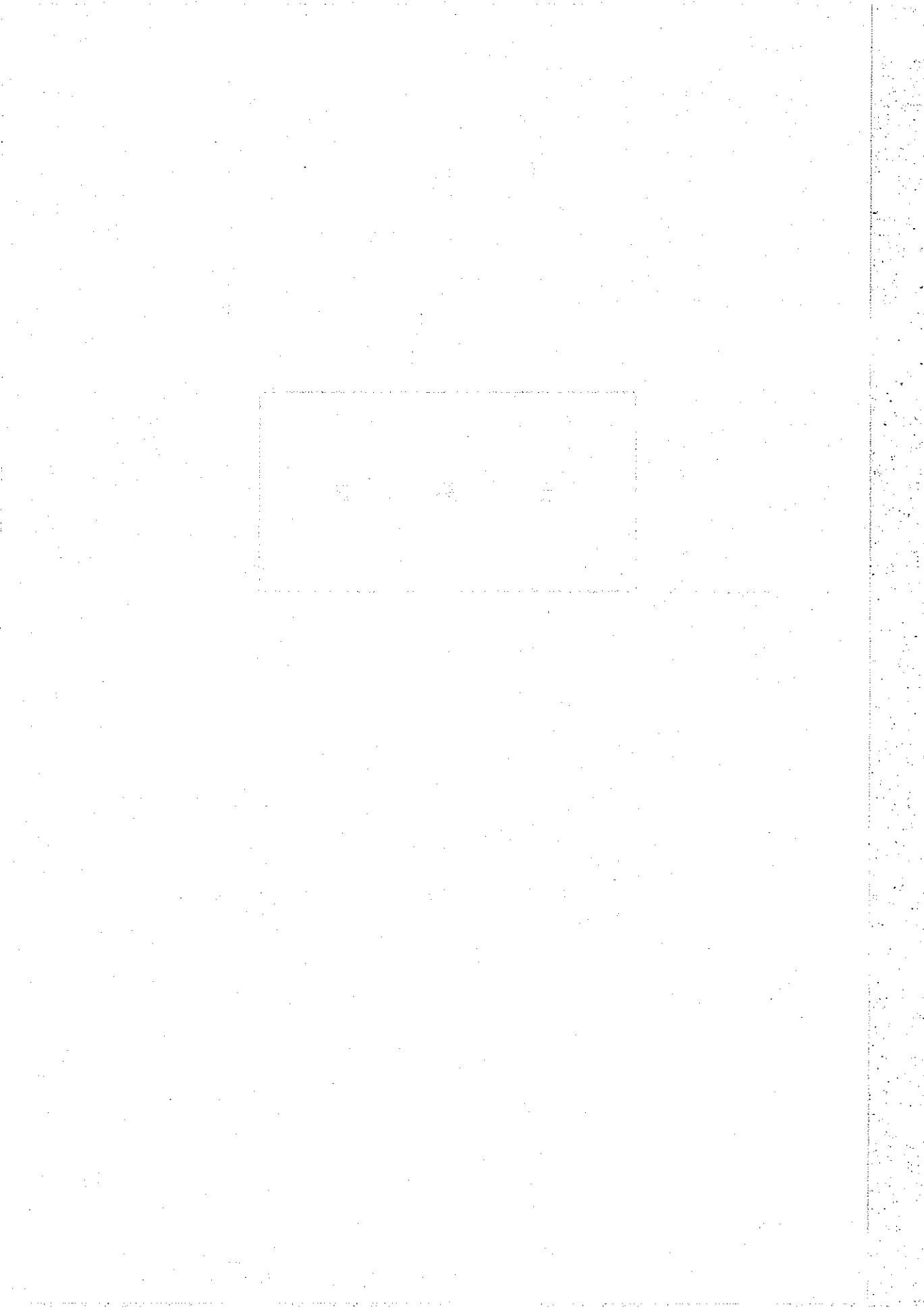
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、議会運営委員会の御了承を得ておりますので日程を繰り上げ、明日、議案審議を行いたいと思いますので、定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。本日は御苦労さんでございました。どうもありがとうございました。

(午後2時50分散会)

最 終 日



昭和59年12月12日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝淵博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市助役	長 池 田 忠 雄	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生 田 稲
収入役	役 坂 口 禮之助	同和対策部次長兼総合調整課長事務取扱	向 井 洋
参考事務	役 中 塚 白	市民部長兼長	村 廉
参与兼市長公室長取扱	役 西 川 喜 久 郎	市民部次長所長	吉 鉄
市長公室理事	役 逢 野 一 郎	市民部次長	川 清
市長公室次長兼取扱	役 神 藤 恒 治	市民部次長	宅 臣
人事課長事務取扱	役 藤 恒 治	市民課長事務取扱	岡 孝
秘書広報課長	井 阪 充 和	産業衛生部長	木 宏
財務部長	麻 生 和 義	産業衛生部担当	青 堀 行
財務部次長兼取扱	大 塚 孝 之	産業衛生部次長	堀 浩
財政課長事務取扱	吉 田 日 出 男	建設部長	井 隆
財務部次長(税務担当)	橋 本 昭 夫	建設部理事	福 行
同和対策部長			

建設部	次長	美琢磨	担当事務局長	繁寿延
建設部	次長	介治	担当事務局次長	一文之昌
(下水道部)	担当事務局長	之正	担当事務局次長	弘志郎
都市整備部	長	忠行	担当事務局次長	賢明
都市整備部	長	淳夫	担当事務局次長	登貞順
改良事業部	長	守恒	担当事務局次長	正小
改良事業部	長	一	担当事務局次長	稲明
改良事業部	長	益信	担当事務局次長	高農
改良事業部	長	傳泰	担当事務局次長	久喜
病院	長	田中	担当事務局次長	多亮義
病院	長	井谷	担当事務局次長	夫忠種
水道部	長	赤角	担当事務局次長	口信
水道部	長	高官	担当事務局次長	森義行
会計課	長	一ノ瀬	担当事務局次長	
消防防	長	喜広	担当事務局次長	
消防本部	次長兼消防署長		担当事務局次長	
消防本部	次長兼		担当事務局次長	
総務課	長事務取扱		担当事務局次長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野 满男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦雄
参考事	大塚 俊昭
議事係長	大中 保
議事係	味谷 博
議事係	佐土谷 茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和59年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月12日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第32号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和59年7月分)	P. 1
2	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和59年7月分)	P. 12
3	監査報告 第34号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和59年7月分)	P. 18
4	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和59年8月分)	P. 23
5	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和59年8月分)	P. 34
6	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和59年8月分)	P. 40
7	認定 第1号	昭和58年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
8	認定 第2号	昭和58年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
9	認定 第3号	昭和58年度和泉市歳入歳出決算認定について	P. 1
10	議会議案 第13号	決算審査特別委員会設置について	別紙
11	議会議案 第14号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
12	議案 第65号	堺市の公の施設設置に関する協議について	P. 2
13	議案 第66号	和泉市水道事業の設置等に関する条例及び和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 4
14	議案 第67号	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 8
15	議案 第68号	市道の路線認定について (光明台1号線ほか106路線)	別冊
16	議案 第69号	市道の路線認定について(葛の葉町18号線)	P. 12
17	議案 第70号	市道の路線認定について (伯太町22号線ほか4路線)	P. 14
18	議案 第71号	市道路線の廃止及び認定について(青葉台2号線及び青葉台55号線ほか7路線)	P. 16
19	議案 第72号	財産処分について(唐国財産区財産(ため池)の売却)	P. 18
20	議案 第73号	昭和59年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	P. 21
21	議案 第74号	昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	P. 43
22	議案 第75号	工事請負契約締結について (和泉市立信太中学校増築工事)	追加P. 1
23	意見 第2号	健康保険における「はり・きゅう」治療費の助成制度に関する意見書	別紙
24	意見 第3号	使用済み乾電池等水銀含有廃棄物の適正処理対策に関する意見書	別紙
25	請願 第4号	不燃物及び粗大ゴミ回収についての請願	別紙
26	請願 第5号	(仮称)社会福祉総合会館の早期建設に関する請願	別紙

(午前10時開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。議員の皆様には連日御出席賜り、ありがとうございます。御礼申し上げます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻の届け出のある議員さんはございません。現在、25名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

- 議長(柳瀬美樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。
-

- 議長(柳瀬美樹君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1から日程第6までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年11月16日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和59年11月16日
2. 検査の対象 昭和59年7月分の出納状況

3. 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第33号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年11月16日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和59年11月16日
2. 検査の対象 昭和59年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第34号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年11月16日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和59年11月16日

2. 検査の対象 昭和59年7月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第35号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年11月16日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和59年11月16日

2. 検査の対象 昭和59年8月分の出納状況

3. 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸張簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第36号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年11月16日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和59年11月16日
2. 検査の対象 昭和59年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。
なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第37号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年8月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年11月16日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和59年11月16日
2. 検査の対象 昭和59年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。
なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第32号から第37号までの報告を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第7「昭和58年度和泉市水道事業会計決算認定について」と日程第8「昭和58年度和泉市病院事業会計決算認定について」は、去る10月の第3回定期例会において決算審査特別委員会に付託されておりますので、これを一括議題といたします。
本件につきましては、その審査も終わっておりますので、審議の経過並びに結果を決算委員

長から報告を願います。

(決算審査特別委員長報告)

- 決算審査特別委員長(田中包治君) 去る10月に開会されました第3回定例会において、昭和58年度和泉市水道事業会計決算並びに昭和58年度和泉市病院事業会計決算認定について上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置して付託となり、去る11月27日委員会を開き、市長、助役を初め関係部課長の出席を求めて慎重審議を行いました。その経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計の順に審議を進めるにし、内容説明等は、本会議における提案の際説明されていることから、水道事業会計の収入、支出一括して直ちに審議に入りました。

まず、本市の水道料金体系に関連して、府下では10トン当たり第1位である河内長野市に比較して差異あるのはなぜか。基本料金が高い問題点は何か。また、料金体系が少額で高く、多量で安く、大口需要家には有利となっているが、この点について改善できないか。さらに、使用量ゼロでも700円取られる現実があるが、福祉料金導入についての考え方はどうか。府営水道料金改定に伴い料金改定を行なう予定があるか、等の質問に対しては、まず、第1点目の給水原価が類似しているにもかかわらず、料金格差のあるのは、端的に言って、一般会計からの繰り入れ、または補助金とか、各団体の何らかの特別な収入の有無による差と考えられる。

また、基本料金が高いのは、本市の実態として大口需要家が皆無であり、一般家庭が98%を占めるので、基本水量算定に当たり高くならざるを得ない事情があり、現行水道料金体系は存続せざるを得ない。

使用量ゼロでも基本料金700円をいたたいているのは、最低700円程度のコストを要しております、したがって、設置料との考え方の上に立っている。

福祉料金導入については、次期料金改定時期において検討してみたい。

なお、府営水道料金改定後は相当多額のコストアップを生ずるが、現行料金は当分の間据え置く方針である、旨の答弁がありました。

次に、泉北水道企業団に関連して、現実の受水状況はどうなっているか。また、水の必要をときに水が使えない状態にある。同団のあり方について、存続も含めてどう考えているか、についての質問があり、これに対する回答は、第1点目の送水状態については、8月末まで3市全体の送水実績は2万トンであり、そのうち和泉市の受水実績は31.6%に当たる6,800トン、9月時点は、40%減に相当する3,700トンの送水実績となり、さらに府営水道の10%カット時にも同様であった。現在はさらに減量して1,900トンの送水量に落ち込んでいる現状

である。

また、泉北水道企業団のあり方については、企業長としての立場もあり、同団は、自己水の確保並びに水資源の有効活用を図りたいとの共通した願いから泉北3市で企業団を設立した経過があり、同団の自己水源は大切にすべきであると考えます。また、府営水道との関連で、広域的な紀ノ川利水の方向づけがなされる中で、別途問題点は検討すべき課題だと思う、との答弁がありました。

引き続いて、節水対策の1つに福岡県の節水ゴム使用の実例があるが、本市における節水ゴムに対する具体的な方針はどうか、との質問に対しては、節水ゴム使用の効果については側聞しているが、現在、節水PRにより節水思想が徹底している。現実問題として、給水収益回復には3年ぐらいかかるので、多額の投下資金を回収しなければならない企業採算性維持の立場からは深刻であるが、片や、水資源の確保と有効利用面等国家経済的視点に立てば、御指摘のとおりである。したがって、今般の渴水状態が今期限りのものか、恒常的な水不足の事態が続くのか十分見きわめながら、必要な時期がくれば、節水ゴムの使用についても十分検討してまいりたい、旨の説明がありました。

次に、赤水対策として、老朽管の現状と今後の更生工事及び老朽管の布設替え計画はどのようにになっているか。また、更生工事により配水管布設替えにかわるべき効果があるのか、との質問に対しては、まず、老朽管かどうかの判断は、一概に年数的には判断しがたい要素がある。現在、老朽管は、石綿管、鉄管を含め約5万メートル程度あり、このうち約1万メートルは更生工事に該当している。

また、更生工事と布設替え工事との区分は、給水区域での給水需要が増大しない場合は更生工事、地域の急激な開発等により人口増ある場合は布設替え工事を行っており、この基準としては、使用水量の増による出水不良で明らかに口径が小さい場合、また、石綿管を含め、本管漏水の多い地域を中心に布設替えの対象として施行しており、今後とも年次計画に基づき布設替え工事を予定している。

更生工事による配水管布設替えにかわるべき効果としては、樹脂ライニング工法により半永久的に使用できる、旨答弁があり、これに対して更生工事の年次計画での実施について強く要望がありました。

最後に、財政問題に関連して、昭和58年度は黒字決算だが、今後、累積赤字の解消策はどうか。また、今般の給水制限実施に伴う減収見込み額はどの程度か。さらに、一般会計からの補助金増額についてはどのように考えているか、の諸点については、まず、今般の減収見込み額については、現段階では定かではないが、渴水状態が長期化する見通しなので、本年度の給

水収益は、これまでの予算ベースに比し 10 % 程度順調に伸張してきたが、今後は、減収により給水収益の伸びはないものと考えれば、府営水道料金引き上げと相まって経常損失額は 9,000 万円程度見込まれる。しかし、遊休地の早期処分を予定しているので、累積赤字を一掃した上なお 1 億円程度の余剰を期待している。

また、一般会計からの補助金増額措置については、基本的には、臨時的収入で累積赤字を解消する考えはないので、たとえ黒字に転換した時点でも、継続して補助金交付を受けられるよう市と折衝を続ける、旨の答弁がありました。

本決意についてお諮りいたしましたところ、一部意見として、節水ゴマ採用と相まって、府下料金の最高水準を保ち、福祉料金制の導入しがたい本市の実情から、高料金対策として一般会計からの繰り入れ増を実施せよ、との意見を付した上、基本的には、全員異議なく認定することに決した次第であります。

引き続いて、病院事業会計の収入、支出一括して審議に入り、まず、外来患者対策として、待ち時間の短縮、外来者の駐車場の確保、障害者対策、特に電動車椅子での受診についての質問があり、これに対し、待ち時間の解消については、1 日平均 640 人来院するが、初診時、再診時、診察時間、投薬時間等、待ち時間について院内小委員会を開き検討しており、何とか短縮に努力いたしたい。

また、駐車場の対策、障害者の車椅子の乗り入れの際のスロープについては、本年度中に対策を講じてまいりたい、旨の答弁がありました。

次に、外来の診察開始時間は何時から行っているか。また、待ち時間の有効利用について質問がありました。これに対して、診察開始時間については、予約患者は 9 時、それ以外は 9 時 30 分から行っており、これらの問題についても、院内小委員会で検討中である、旨の答弁がありました。

次に、本年 10 月改正されました健保本人 1 割負担に伴う患者の実態はどうか。また、市内、市外患者の割合はどうなっているのか、和泉市民でも入院できないことが多いが、市外患者の抑制はできないものか、等の質問があり、これに対し、健保本人 1 割負担実施後の外来患者の動向については、9 月と比較し 50 人程度減少し、昨年同月と対比しますと 1.8 人増加している。

なお、市内、市外の患者比率については、昭和 58 年度まで入院、市内 69.4 %、市外 30.6 %、外来、市内 80.7 %、市外 19.3 % となっており、医療機関としては市外患者の取り扱いは、医師として、重症患者の受け入れが優先であり、また、医師法の規定からも市外患者の抑制は困難である、旨の答弁がありました。

また、分娩料等についての質問に対し、今後、改善策について検討していきたい、旨の答弁があり、病院事業会計決算の審議を終わりました。

本決算についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君）ただいま決算審査特別委員長から詳細な報告がありました。本決算報告に対し質疑、討論はありませんか。

○ 19番（原 重樹君）ただいまの委員長報告に対しまして、基本的には賛成でありますけれども、共産党議員団を代表いたしまして一言、意見を申し添えたいと思います。

まず、水道会計でありますけれども、現在は府下最高の料金であるため、このことによる市民への負担は大きいわけですが、これらの要因の1つに、広い地域への給水による設備投資などもあり、単に企業努力のみでは解決できない面もあります。また需要のほとんどが一般家庭であるために、料金体系の重点をそこに頼らざるを得ないという側面もあることは事実でありますが、半面、一般会計からの繰入金が他市に比べて少ないと、過去の投資に対する市の補填がほとんど見られません。さらには、今までにも要望してまいりました福祉料金の導入が未だに実現していないなど、問題点も多くありますが、企業努力も行って府営水の値上げのもとでも、当面は料金値上げを行わないとも約束されておりますので、それらの点を一定評価し、一般会計からの繰入金増額あるいは福祉料金導入などを強く要望しておきたいと思います。

また、病院事業会計についてでありますけれども、近隣市を見た場合には、優秀な水準の医療技術と、そして、公立病院としての役割についても評価できるものでございますけれども、それだけにいまの医療情勢に対応していくむずかしさも多大なものがあるというふうに考えております。しかも、病院経営の面もいまは大変ですから、それらの点も今後も踏み外さないことにと、そして、懸案である救急医療体制の早期実現と今年中の拡張が計画されている駐車場の整備などもあわせて要望しておきたいと思います。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君）他に質疑、討論はないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本会計決算を認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第1号及び第2号はそれぞれ認定されました。決

算委員の皆さんには大変御苦労さんでございました。厚く御礼申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第9「昭和58年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第3号

昭和58年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、昭和58年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和59年12月11日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和5 8年度 大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 市 稅		8,573,677,000	9,414,176,745	8,969,000,627	15,700,638	4,29,475,485	395,323,627
1. 市 民 稅	4,134,966,000	4,617,870,365	4,433,081,458	7,073,292	177,215,615	258,115,458	
2. 固定資産税	2,777,708,000	3,035,737,510	2,842,832,234	6,624,624	186,280,652	65,124,234	
3. 軽自動車税	64,159,000	71,252,440	65,678,500	311,800	5,262,140	1,519,500	
4. 市煙草消費税	430,000,000	432,090,520	432,090,520	0	0	2,090,520	
5. 電気税	350,552,000	376,849,430	376,849,430	0	0	26,297,430	
6. 方々税	11,280,000	14,035,427	14,035,427	0	0	2,755,427	
7. 特別土地保有税	140,980,000	149,763,110	148,499,100	0	1,264,010	7,519,100	
8. 都市計画税	664,032,000	717,077,943	655,933,958	1,690,917	59,453,068	△ 8,098,042	
2. 地方譲与税		160,000,000	171,296,000	171,296,000	0	0	11,296,000
1. 自動車重量税	92,000,000	100,945,000	100,945,000	0	0	8,945,000	
2. 地方道譲与税	68,000,000	70,351,000	70,351,000	0	0	2,351,000	
3. 自動車取得税	173,000,000	195,304,000	195,304,000	0	0	16,304,000	
1. 自動車取扱金	173,000,000	195,304,000	195,304,000	0	0	16,304,000	
4. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	202,913,000	202,913,000	202,913,000	0	0	0	
1. 市町村助成交付金	202,913,000	202,913,000	202,913,000	0	0	0	
5. 地方交付税	4,590,000,000	4,345,853,000	4,345,853,000	0	0	△ 244,147,000	
1. 地方交付税	4,590,000,000	4,345,853,000	4,345,853,000	0	0	△ 244,147,000	

(単位 円) △は減

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
6. 交通安全対策 特別交付金		17,000,000	16,640,000	16,640,000	0	0	△ 360,000
7. 分担金及び負担金	1. 交通安全対策 特別交付金	17,000,000	16,640,000	16,640,000	0	0	△ 360,000
	581,198,000	455,874,260	455,874,260	0	0	0	△ 125,318,740
	1. 分 担 金	23,917,000	20,476,000	20,476,000	0	0	△ 3,441,000
	2. 負 担 金	557,276,000	435,398,260	435,398,260	0	0	△ 121,877,740
8. 使用料及び手数料		298,771,000	294,108,623	292,112,523	0	1,996,100	△ 6,658,477
	1. 使 用 料	254,808,000	245,794,533	243,798,433	0	1,996,100	△ 11,009,567
	2. 手 数 料	43,963,000	48,314,090	48,314,090	0	0	4,351,090
9. 国庫支出金		5,397,908,000	5,295,972,222	4,712,068,222	0	588,904,000	△ 685,839,778
	1. 国庫負担金	2,033,946,000	2,030,879,425	2,030,879,425	0	0	△ 63,066,575
	2. 国庫補助金	3,262,540,000	3,219,571,923	2,635,667,923	0	588,904,000	△ 626,872,077
	3. 国庫委託金	41,422,000	45,520,874	45,520,874	0	0	4,098,874
10. 府支出金		2,056,852,400	1,984,594,399	1,984,594,399	0	0	△ 72,258,001
	1. 府負担金	88,088,000	83,420,024	83,420,024	0	0	832,024
	2. 府補助金	1,790,975,400	1,687,874,204	1,687,874,204	0	0	△ 103,101,196
	3. 府委託金	180,171,000	210,845,061	210,845,061	0	0	30,674,061
	4. 府交付金	2,618,000	2,455,110	2,455,110	0	0	△ 162,890
11. 財産収入		771,658,000	542,946,041	542,946,041	0	0	△ 228,706,959
	1. 財産運用収入	113,938,000	115,718,162	115,718,162	0	0	1,780,162
	2. 財産売払収入	657,715,000	427,227,879	427,227,879	0	0	△ 230,487,121

12. 寄附金		556,732,000	558,236,653	558,236,653	0	0	1,504,653
13. 繰入金	1. 寄附金	556,732,000	558,236,653	558,236,653	0	0	1,504,653
	1. 基金繰入金	579,672,000	389,568,503	389,568,503	0	0	△ 240,108,497
14. 諸収入		3,223,305,000	3,211,110,212	3,211,110,212	0	0	△ 12,194,788
	1. 延滞金及び清算金	6,500,000	17,959,385	17,959,385	0	0	11,459,385
	2. 市預金利子	38,470,000	34,882,364	34,882,364	0	0	△ 3,587,636
	3. 貸付金元利收入	794,080,000	794,360,690	794,360,690	0	0	280,690
	4. 受託事業収入	19,082,000	19,200,130	19,200,130	0	0	118,130
	5. 雑入	2,365,173,000	2,344,707,643	2,344,707,643	0	0	△ 20,465,357
15. 市債		3,063,309,000	2,996,548,400	2,675,848,400	0	320,700,000	△ 387,465,600
	1. 市債	3,063,309,000	2,996,548,400	2,675,848,400	0	320,700,000	△ 387,465,600
16. 繰越金		52,963,600	52,964,058	52,964,058	0	0	458
	1. 繰越金	52,963,600	52,964,058	52,964,058	0	0	458
	歳入合計	30,304,949,000	30,078,096,116	28,726,319,898	15,700,633	1,336,075,585	△ 1,578,629,102

歳 出

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出手額の比較
1. 議 会 費		249,290,000	247,190,891	0	2,099,109	2,099,109
1. 議 会 会 費		249,290,000	247,190,891	0	2,099,109	2,099,109
2. 総 務 費		2,867,967,000	2,706,867,386	0	161,099,614	161,099,614
1. 総 務 管 理 費		1,543,629,000	1,391,209,928	0	152,419,072	152,419,072
2. 徴 税 費		492,089,000	490,214,465	0	1,874,585	1,874,585
3. 戸籍住民基本台帳費		198,464,000	193,346,278	0	117,722	117,722
4. 選 挙 費		106,705,000	104,673,606	0	2,031,394	2,031,394
5. 統 計 調 査 費		18,045,000	16,265,902	0	1,779,098	1,779,098
6. 監 査 委 員 費		20,434,000	20,070,076	0	363,924	363,924
7. 同 和 対 策 費		493,601,000	491,087,131	0	2,513,869	2,513,869
3. 民 生 費		7,242,360,000	6,909,473,865	0	332,886,135	332,886,135
1. 社 会 福祉費		2,977,296,000	2,718,993,739	0	258,302,261	258,302,261
2. 児 童 福祉費		2,309,068,000	2,281,990,389	0	27,077,611	27,077,611
3. 生 活 保 護 費		1,950,096,000	1,907,144,119	0	42,951,881	42,951,881
4. 災 害 救 助 費		5,900,000	1,845,618	0	4,554,382	4,554,382
4. 衛 生 費		2,727,002,000	2,712,728,136	0	14,273,864	14,273,864
1. 予 防 衛 生 費		1,283,581,000	1,271,331,497	0	12,249,503	12,249,503
2. 環 境 衛 生 費		1,353,130,000	1,351,661,420	0	1,268,580	1,268,580
3. 墓 地 管 理 費		73,874,000	73,118,535	0	755,465	755,465

	4. 上水道費	16,417,000	16,416,684	0	316	316
5. 務勞費						
1. 失業対策費	63,404,000	56,971,825	0	6,432,175	6,432,175	
6. 農林水產業費				6,432,175	6,432,175	
1. 農業費	290,011,000	288,074,790	0	1,936,210	1,936,210	
2. 林業費	16,487,000	15,845,008	0	641,992	641,992	
7. 商工費				1,294,218	1,294,218	
1. 商工費	234,576,000	211,413,617	20,000,000	3,162,383	3,162,383	
8. 土木費				54,758,518	54,758,518	
1. 土木管理費	226,561,000	226,002,915	0	558,085	558,085	
2. 道路桥梁費	737,370,000	738,110,983	0	4,259,017	4,259,017	
3. 河川水路費	185,975,000	185,436,117	0	538,883	538,883	
4. 都市計画費	1,051,828,000	1,038,150,474	0	48,677,526	48,677,526	
5. 住宅費	4,205,649,000	3,300,284,993	904,639,000	725,007	725,007	
9. 消防費						
1. 消防費	667,900,000	667,047,970	0	852,030	852,030	
10. 教育費				852,030	852,030	
1. 教育総務費	4,190,614,000	4,115,142,021	0	75,471,979	75,471,979	
2. 小学校費	1,757,542,000	1,696,220,952	0	61,321,048	61,321,048	
3. 中学校費	797,694,000	796,628,552	0	1,065,448	1,065,448	

款	項	予算現額	支出額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出額との比較
4.	幼稚園費	348,812,000	346,358,422	0	2,453,578	2,453,578
5.	社会教育費	870,018,000	866,155,334	0	3,862,666	3,862,666
6.	保健体育費	118,915,000	117,051,751	0	1,868,249	1,868,249
11.	災害復旧費	52,130,000	50,177,615	0	1,952,385	1,952,385
12.	公債費	35,159,000	38,207,615	0	1,951,385	1,951,385
13.	諸支出金	1,502,015,000	1,459,200,380	0	42,814,620	42,814,620
14.	予横費	30,304,949,000	28,629,920,384	924,639,000	750,389,616	750,389,616
	歳入歳出差引残額					96,399,514円

昭和 年月日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和58年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 国民健康保険料		1,859,520,000	2,036,117,790	1,876,919,376	1,997,706	157,200,708	17,399,376
1. 国民健康保険料	1. 国民健康保険料	1,859,520,000	2,036,117,790	1,876,919,376	1,997,706	157,200,708	17,399,376
2. 一部負担金		10,000	0	0	0	0	△ 10,000
1. 一部負担金	1. 一部負担金	10,000	0	0	0	0	△ 10,000
3. 借用料及び手数料		500,000	610,190	610,190	0	0	110,190
1. 手 数 料	1. 手 数 料	500,000	610,190	610,190	0	0	110,190
4. 国庫支出金		2,774,780,000	2,635,738,968	2,635,738,968	0	0	△139,041,032
1. 国庫負担金	2.434,570,000	2,261,191,968	2,261,191,968	0	0	0	△173,378,032
2. 国庫補助金	340,210,000	374,547,000	374,547,000	0	0	0	34,337,000
5. 府支出金		65,000,000	75,394,013	75,394,013	0	0	10,394,013
1. 府補助金	65,000,000	75,394,013	75,394,013	0	0	0	10,394,013
6. 繼入金		100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	0	0
1. 一般会計繰入金	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	0	0	0
7. 諸収入		10,780,000	28,085,420	28,085,420	0	0	17,355,420
1. 延滞金及び過料	50,000	0	0	0	0	0	△ 50,000
2. 預金利子	3,950,000	4,280,756	4,280,756	0	0	0	330,756
3. 雑入	6,780,000	23,804,664	23,804,664	0	0	0	17,074,664
歳入合計	4,810,540,000	4,875,946,881	4,716,747,967	1,997,706	157,200,708	△ 93,792,033	

歳出

(単位円)

款項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不適用額	予算現額と支出済額との比率
1. 給務費	159,511,000	146,734,777	0	12,776,223	12,776,223
1. 総務管理費	46,837,000	46,171,484	0	665,516	665,516
2. 徴収費	111,143,000	99,389,495	0	11,753,505	11,753,505
3. 運営協議会費	1,006,000	723,798	0	282,202	282,202
4. 趣旨普及費	525,000	450,000	0	75,000	75,000
2. 保険給付費	3,465,964,000	3,100,498,899	0	365,470,101	365,470,101
1. 療養詰費	3,424,064,000	3,064,488,899	0	359,580,101	359,580,101
2. 助産費	34,030,000	28,140,000	0	5,890,000	5,890,000
3. 祭葬費	7,870,000	7,870,000	0	0	0
3. 老人保健拠出金	1,126,535,000	1,116,154,566	0	10,380,434	10,380,434
1. 老人保健拠出金	1,126,535,000	1,116,154,566	0	10,380,434	10,380,434
4. 保健施設費	1,750,000	1,538,150	0	156,850	156,850
1. 保健施設費	1,750,000	1,538,150	0	156,850	156,850
5. 公債費	6,078,000	1,917,103	0	4,160,897	4,160,897
1. 一般公債費	6,078,000	1,917,103	0	4,160,897	4,160,897
6. 諸支出金	22,302,000	20,607,025	0	1,694,975	1,694,975
1. 債還金及び償還附加金	22,302,000	20,607,025	0	1,694,975	1,694,975
7. 前年度繰上充当金	20,000,000	7,291,362	0	12,708,638	12,708,638
1. 前年度繰上充当金	20,000,000	7,291,362	0	12,708,638	12,708,638

8. 予 備 費		8,400,000	0	0	8,400,000	8,400,000
1. 予 備 費		8,400,000	0	0	8,400,000	8,400,000
歳 出 合 計		4,810,540,000	4,894,791,882	0	415,748,118	415,748,118

歳入歳出差引残額 321,956,085円

昭和年月日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和58年度 大阪府和泉市老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不純欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 支払基金交付金		3,043,532,000	2,471,478,000	2,471,478,000	0	0	△ 572,054,000
1. 支払基金交付金		3,043,532,000	2,471,478,000	2,471,478,000	0	0	△ 572,054,000
2. 国庫支出金		868,261,000	697,828,000	697,828,000	0	0	△ 170,433,000
1. 国庫負担金		868,261,000	697,828,000	697,828,000	0	0	△ 170,433,000
3. 府支出金		216,944,000	177,968,218	177,968,218	0	0	△ 38,975,782
1. 府負担金		216,944,000	177,968,218	177,968,218	0	0	△ 38,975,782
4. 繰 入 金		217,261,000	178,578,977	178,578,977	0	0	△ 38,682,023
1. 一般会計繰入金		217,261,000	178,578,977	178,578,977	0	0	△ 38,682,023
5. 繰 越 金		28,270,000	28,270,498	28,270,498	0	0	498
1. 繰 越 金		28,270,000	28,270,498	28,270,498	0	0	498
歳 入 合 計		4,374,268,000	3,554,123,693	3,554,123,693	0	0	△ 820,144,307

歳出

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比
1. 総務費		485,000	481,420	0	3,580	3,580
1. 総務管理費		485,000	481,420	0	3,580	3,580
2. 医療諸費用	1. 医療諸費用	4,345,407,000	3,562,947,277	0	782,459,723	782,459,723
3. 諸支出金	1. 債還金	28,376,000	28,376,000	0	782,459,723	782,459,723
	1. 債合計	4,874,268,000	3,591,804,697	0	782,463,303	782,463,303

歳入歳出差引歳入不足額

37,681,004円

翌年度に繰越すべき財源

0円

このため翌年度歳入繰上充用金

37,681,004円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和 58 年度 大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 緯入金		64,755,000	64,749,405	64,749,405	0	0	△ 5,595
1. 一般会計繙入金		64,755,000	64,749,405	64,749,405	0	0	△ 5,595
2. 市債		257,500,000	210,500,000	210,500,000	0	0	△ 57,000,000
1. 市債		267,500,000	210,500,000	210,500,000	0	0	△ 57,000,000
3. 緯越金		0	121,338	121,338	0	0	121,338
1. 緯越金		0	121,338	121,338	0	0	121,338
歳入合計		382,255,000	275,370,788	275,370,788	0	0	56,884,262

(単位円)

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繙越額	不用车額	予算現額と支出済額との比較
1. 公共用地先行取得事業費		272,991,000	217,471,927	0	55,519,073	55,519,073
1. 公共用地先行取得事業費		272,991,000	217,471,927	0	55,519,073	55,519,073
2. 公債費		59,264,000	57,888,811	0	1,365,189	1,365,189
1. 公債費		59,264,000	57,888,811	0	1,365,189	1,365,189
歳出合計		332,255,000	275,370,788	0	56,884,262	56,884,262

歳入歳出差引残額

0 円

昭和

年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

歳 入

昭和58年度 大阪府和泉市公共下水道事業特別会計歳入競出決算書

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入額	不輸欠損額	収入未済額	予算現額と収入額との比較
1. 分担金及び負担金		55,231,000	57,330,516	57,330,516	0	0	2,099,516
1. 負 担 金		55,231,000	57,330,516	57,330,516	0	0	2,099,516
2. 使用料及び手数料		30,935,000	30,934,976	30,934,976	0	0	△ 24
1. 使 用 料		30,935,000	30,934,976	30,934,976	0	0	△ 24
3. 国庫支出金		48,000,000	48,000,000	48,000,000	0	0	0
1. 國庫補助金		48,000,000	48,000,000	48,000,000	0	0	0
4. 府支出金		7,460,000	7,380,000	7,380,000	0	0	△ 80,000
1. 府補助金		7,460,000	7,380,000	7,380,000	0	0	△ 80,000
5. 繼入金		344,643,000	342,785,798	342,785,798	0	0	△ 1,857,202
1. 一般会計繰入金		344,643,000	342,785,798	342,785,798	0	0	△ 1,857,202
6. 市債		330,400,000	326,300,000	326,300,000	0	0	△ 4,100,000
1. 市債		330,400,000	326,300,000	326,300,000	0	0	△ 4,100,000
歳 入 合 計		816,669,000	812,731,290	812,731,290	0	0	△ 3,937,710

歳出

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1. 下水道事業費		698,963,000	698,465,880	0	497,120	497,120
1. 下水道総務費	費	538,455,000	538,169,883	0	285,117	285,117
2. 下水道整備費	費	160,508,000	160,295,997	0	212,003	212,003
2. 公債費		117,206,000	114,265,410	0	2,940,590	2,940,590
1. 公債費		117,206,000	114,265,410	0	2,940,590	2,940,590
3. 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
1. 予備費	費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		816,669,000	812,731,290	0	3,937,710	3,937,710

0円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

入
歳

昭和58年度 大阪府和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円)△印は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 諸収入		224,000,000	215,779,573	215,779,573	0	0	△ 8,220,427
1. 受託事業収入		224,000,000	215,779,573	215,779,573	0	0	△ 8,220,427
歳入合計		224,000,000	215,779,573	215,779,573	0	0	△ 8,220,427

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不使用額	予算現額と支出済額との比較
1. 和泉中央丘陵用地賃料等事務費		220,200,000	215,779,573	0	4,420,427	4,420,427
1. 取得等事務費		220,200,000	215,779,573	0	4,420,427	4,420,427
2. 予備費		3,800,000	0	0	3,800,000	3,800,000
1. 予備費		3,800,000	0	0	3,800,000	3,800,000
歳出合計		224,000,000	215,779,573	0	8,220,427	8,220,427

(単位円)

歳入歳出差引残額

0 円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） それでは、ただいま御上程をいただきました認定第3号、昭和58年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするに当たりまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、認定をお願いをいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計の6会計であります。決算書につきましては、本市監査委員さんの御審査を煩わしましたところ、別冊のとおり審査意見をちょうだいをいたしました。

御承知のように昭和58年度は、地方財政、国家財政ともに大幅な財源不足の中での財政運営を強いられた年であります。しかしながら、本市におきましては、地方交付税が前年度比で4億円以上も減額になったという深刻な事態に直面いたしながらも、幸い、歳入面では市税の順調な伸びと、歳出面では、予算全般にわたっての抑制基調を保ちつつ財政運営の安定を期しました結果、普通会計につきましては、8年ぶりの累積赤字解消を成し得ました昭和57年度に引き続き、7,600余万円の実質黒字決算と相なった次第であります。これひとえに議員各位の格段の御協力のたまものと、厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

それでは、次に各会計ごとの決算概要を申し上げたいと存じます。

まず、一般会計につきましては、歳入総額287億2,600余万円、歳出総額286億2,900余万円でございまして、歳入歳出差し引き9,600余万円の形式黒字と相なります。すでに御承認をいただきました昭和59年度への事業費の繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源2,000余万円を差し引きいたしますと、7,600余万円の実質黒字と相なる次第であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額47億1,600余万円、歳出総額43億9,400余万円でございまして、歳入歳出差し引き3億2,100余万円の黒字と相なる次第であります。

次に、老人保健事業特別会計につきましては、歳入総額35億5,400余万円、歳出総額35億9,100余万円でございまして、歳入歳出差し引き3,700余万円の不足を生じておりますが、これは昭和59年度に支払基金等より精算交付されるものであります。

最後に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては2億7,500余万円、公共下水道事業特別会計につきましては8億1,200余万円、和泉中央丘陵整備事業特別会計につきましては2億1,500余万円で、これら3会計につきましては、歳入歳出ともに同額と相なる次第であります。

以上が、今回認定をお願いいたします各会計の決算状況であります。よろしく御審議をいただきまして御認定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件につきまして総括質問を行います。勝部さん。
- 18番（勝部津喜枝君） 2、3点につきまして、総括的にお尋ねをいたしたいと思います。
実質黒字ということで財政健全化に向けての一定の成果もあったと思われます。しかし一方、公債費比率増加と経常収支比率の悪化という一面もあります。これらの点につきまして、その要因、特徴などについて、簡単で結構ですので御説明をいただきたいと思います。
2点目に、地方交付税の減額につきまして、どのような対策を具体的にとられてきたのか、お尋ねをいたします。

3番目に、同和対策事業費の総額と財源の内訳についてお尋ねをいたします。

4番目に、補助金関係でございますけれども、たとえば支部助成金2,500万円、こういうものについては、その決算の中で使途などは当市の方で明確に把握されているのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

5番目に、保健事業でございますけれども、58年2月1日に施行されました老人保健法によりまして、この58年度は、本格的な保健事業が実施された第1年度であったと思いますが、その成果につきましては別途、説明書で詳しく述べられておりますが、府下の実施状況等と比べ本市の状況が予定どおり進んだとか、もっとこういう問題点があったとか、その辺はどのように考えておられるのか。あわせて訪問指導と機能回復訓練には、専門的な人材が必要であるということでございましたが、その確保の状況はどのようになっているのか。

6番目に、国保事業会計ですが、本年度は黒字決算ということでございますけれども、その主な要因につきまして、たとえば国保料の値上げが幾らとか、あわせて老人保健法施行による状況の中での黒字とか、その諸点について御説明をお願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 財務部次長兼財政課長事務取扱（大塚孝之君） 数点にわたっての御質問をいただいておりますので、御説明をいたしたいと思います。

御意見をいただいておりますように、確かに公債費比率というのは、大阪府下の中でもかなり低位に位置している状態でございます。昭和58年度の決算では、地方債を仰ぎます1つの目安になる3カ年平均が17.4%という状態でございます。今後も大体17%台から16%台の間を横ばいというか、平衡水準で推移する見込みでございます。

次に、お尋ねの経常収支の状態でございますが、58年度の経常収支比率は97.7%とい

状態でございまして、前年度の57年度に比べ約4ポイントほど悪化をいたしております。府下31市の中でも27番目とかなり落ち込んでいる状態でございます。原因はいろいろありますが、1つは、やはり自主財源である交付税収入が4億2千数百万円の落ち込みとなったというところから、その経常収支比率を算出いたしますところの数値が下がり、その指標が若干落ち込みを見たという状態でございます。

それから、地方交付税の落ち込んだ分をどういう形でカバーしたのか、という質問でございますけれども、交付税自身の制度は、税収が多ければ交付税が減少するという、何というか、税収と需要額とのバランスによって計上されるものでございます。たまたまこの年におきましては、地方税自身が歳入面で約13%、金額に直しますと、10億4,000万円程度の伸びがありました。また当然、徴収率自体も幾分向上しておる状態でございます。そのようなところから、交付税の落ち込んだ分につきましては当然、基本的な税収の方でカバーしていったという状態でございます。

以上、簡単でございますが、財務に関するお答えといたします。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○同和対策部長（橋本昭夫君） それでは、3点目の同和対策に関連いたしますことにつきまして、同対部長からお答えいたします。

58年度決算に基づきます同和対策に要した経費の分類につきましては、財政分析等の手法でございますので御理解願いたいんでございますが、まず、大きく2つに分けてお答えいたしたいと思います。

いわゆる普通建設事業に要した経費が36億7,511万8,000円、この財源内訳は、国・府合わせまして約63%の補助率でございます。

次に、運営管理経費でございますが、これは保育所を初め各種の施設運営経費を全部含め、あるいは技能習得等個人給付事業等の負担金。それから、今まで起きました地方債に対する元利償還金。それから、いわゆるわれわれの同和対策部を含めました府内の入件費等合計で31億7,268万3,000円でございます。この財源につきましては、国・府を合わせまして、約20%が補助金として交付されます。合計いたしまして68億4,780万1,000円、かように決算しております。

それから、支部助成金についてでありますけれども、前年度当初事業計画を支部から提出をいただきまして、同対部の方でその内容をチェックしております。それに基づきまして事業計画を定め、年度末に実績報告をいただき、その内容を把握してございます。詳細な内容につきましては、よろしければ委員会等で報告させていただきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 保健事業についてのお尋ねにお答え申し上げます。

58年2月、老人保健法が施行されまして以後、いろいろと事業に取り組んでいるわけでございます。診査、検診の中で特に一般健康診査、精密検査が、府の平均をかなり下回っているようでございます。府の平均が、健康診査では6.6%をやや上回っておりますが、本市は、受診率が2%程度でございます。また、一般健康診査から派生いたします精密検査についても、府の場合から見ますと、本市はかなり下回っているようでございます。胃ガン検診・子宮ガン検診につましまでは、かなり本市は定着してまいりまして、府下平均で胃ガン検診が2%強に対して、本市は、約4%近くの成績を上げてまいりました。また、子宮ガン検診も府下平均が6%余に対して、本市が8%以上と上回っているようでございます。

これは59年度におきましても、いろいろと問題が残っているようでございます。一般健康診査、精密検査施行に当たりましては、医師会にいろいろ御協力をいただきながら、浸透力の強い「広報いづみ」並びに婦人会、老人クラブを通じて奨励してまいっておりますが、なお一向に成績が上がっていないようで苦慮いたしております。本年度末までについても、なお、一層の努力が必要じゃないか、かよう考えております。

次いで、訪問指導のお尋ねでございますが、昨年4月1日に保健婦1名を採用いたしまして、訪問指導に当たらせております。訪問指導の要望が重なった場合には随時、アルバイトを採用したりして補足させてまいっております。これの人材確保でございますが、ようやく明年度の4月1日以降、2名の採用が大まかに決まってまいっております。58年度実績を見た上で、59年度も採用に努力してまいるよう努力しておるものでございます。

機能回復訓練士の採用の問題でございますが、皆様方の深い御理解と御支援を賜りまして保健センターの建設も着々進み、来年の4月1日以降いよいよ運営していく中で、現状、あらゆる機関を通じまして訓練士の確保に努力いたしております。58年度事業でも機能回復訓練士の採用なくしての経過でございますので早急に採用し、機能回復訓練の充実にいろいろと対応してまいらなければならない、かよう考えております。できるだけの努力をしてまいりたいということで御理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 保険年金課長（原 美助君） 国保につきまして御答弁申し上げます。

58年度決算において黒字になった要因は何か、保険料も含めて答弁せよ、ということでおございます。まず、58年度当初におきまして、議員各位の御協力を得まして、保険料、その他

一般会計からの繰入金等をお願いしたところでございますけれども、その理由は、56年度からの繰越金9,000万円あるいは療養給付費に係る過年度国庫補助金6,000万円、それに老人医療費拠出金2カ月決算の負担減等がございまして、約2億円余の財源不足が現実に生じておったところでございます。加えまして、58年度の医療費の上昇率等を勘案した場合、3億円以上の財源不足があったということで、保険料の改正をお願いしたところでございます。

ところが、58年度決算におきまして、当初予算で9.774%の医療費の上昇を見ていたわけでございますけれども、老人保健法の施行が関係したのか、医療費の上昇率が4.78%に極端に落ちたわけでございます。そういうことから一応、3億2,000万円余の黒字が生じたわけでございます。

なお、この黒字でございますけれども、老人医療拠出金で1億6,500万円を58年度の分として60年度に追加精算しなければならないということでございますので、実質的な黒字額が1億5,000万円余でございます。

また、老人保健法がどのような効果を国保に対してもたらしたか、という御質問でございますけれども、今までの国保の場合、老人も含めて保険者が7割負担、被保険者が3割負担ということになったのでございますが、その負担率が58年度の場合、54.57%となってございます。これは1億6,500万円の追加精算をした場合には、62.64%という保険者負担率になるわけでございますけれども、これに基づく来年の保険者負担減が約1億5,000万円になるということでございます。

以上でございます。

○ 18番（勝部津喜枝君） 58年11月には市長選挙も行われており、また、私の記憶では、58年度に庁内体制として行政改革検討委員会というものが設置をされたということも覚えております。その辺の特徴も踏まえまして、決算委員会での十分な御審議をお願いいたしまして、この場での質問は終わっておきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 8番（並河道雄君） 勝部議員さんと重複する点は省きたいと思いますが、経常収支比率と公債費比率が相変わらず高いわけですが、経常収支比率が府下ではどのくらいになっているのか、数字でお示し願いたいと思います。58年度において非常に比率が高いわけですが、どのように対応されてきたのか、具体的な答弁は共産党の議員さんに対してもなかったので、お尋ねいたします。それと年次的な計画をもし立てておられれば、その点もあわせてお伺いしたいと思います。

それと、地方交付税については、先ほどの市長の説明でもありましたように、4億円余減と

なっておりますけれども、非常に本轍にとっても厳しい財政状況ではないかと思います。この中で、本市への国・府からの財政制裁措置はなかったのかどうか、その点、まずお尋ねしたいと思います。

それと、当然、支出が抑制されるわけでございますけれども、来年度の予算編成において、どの辺を抑制したいと考えておられるのか、もしわかつておればお答え願いたいと思います。

それから、不納欠損が大幅に減っておりますが、何か特別に努力された点があれば、お答え願いたいと思います。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 財務部次長兼財政課長事務取扱（大塚幸之君） 経常収支比率についての再度のお尋ねでございますが、府下の単純平均をいたしますと9.1でございます。和泉市の場合は先ほど申し上げましたように、9.7.7という状況でございます。

今後の経常収支比率の向上の対応策というものはいろいろあるわけでございますが、私どもが考えておりますのは、歳入面におきましては、やはり地方交付税の総額の増額をいろんな機会を通じて国に要望いたしておるところでございます。

2つ目には、市税収入全般でございますが、課税客体の捕捉と徴収率の向上に留意をしてまいりたいと思っております。

なお、各種の使用料につきましても、受益の範囲等を十分考慮の上、適正な水準に改正してまいるなど歳入面の努力と相まって、歳出面につきましては、経常収支比率の中で重きを占めております人件費問題、そういう点につきまして抑制あるいは改善の努力を続けていき、そのことによって経常収支率の改善を図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

それから、2点目の交付税の減額でございますけれども、この58年度は、特に財政制裁によって交付税が減額になったということではございません。本市のいろんな要因がございます。たとえば大きな事業を行った年は、当然、事業費補正という形で交付税に算入されますが、この58年度では、大きいものはございませんでしたので、減額になっておるということでございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 財務部次長（吉田日出男君） 5.8年度の不能欠損が減少していることについて、お答え申し上げます。

57年度の件数は669件、金額は4,012万4,000円、58年度は657件、1,570

万1,000円で58年度は12件で2,442万3,000円の減少となっております。理由とい
たしましては、転居先不明や本市に住民票を置きながら現に居住していない居所不明者等で差
し抑え物件等地方税法第18条第1項による5年間の時効に該当する分、また、そのほか大口
納税者等で破産宣告を受けるなど倒産に対して、交付要求等法的手続を行ったが、担税能力が
なくなつことにより不納欠損となつたものでございます。57年度では、大口の破産法人が
4社含まれておつたことによりまして、58年度は減額になつたのが主な理由として考えられ
ます。

以上でございます。

- 8番(並河道雄君) 決算は来年度予算編成の大きな基礎になりますので、細かいことは委
員会等で質問させていただきますので、これで終わりたいと思います。
- 議長(柳瀬美樹君) 他にございませんか。
- 29番(田中包治君) 現在、保険料の賦課は、固定資産税と所得税になつてますが、元來、
所得に対してやるのは正しい方法でございます。ただ、この辺で300坪ぐらい持つてたら最
高にかかるべく、こういうことですね。所得が1銭もなくてもね。税法に基づく所得割で保
険料を徴収した場合、どのくらい減収になりますか。
- 議長(柳瀬美樹君) 答弁。
- 保険年金課長(原 美助君) 一応、賦課は、所得割、資産割、均等割、平等割でいただい
てます。その中で公益割といたしまして、所得割と資産割でいただいております。その比率が
85%、15%という形になっております。いま、ちょっと資産割の資料を持ち合わせており
ませんので、後刻……。
- 29番(田中包治君) 15%というのは所得割ですか、それとも資産割ですか。
- 保険年金課長(原 美助君) 35%が所得割、15%が資産割でございます。
- 29番(田中包治君) 均等割とかは問題ないが、何かしら、1人暮らしで田が1反ほどあ
つたら、保険金が最高にかかるべくという実態ですわな。比率が半分やないわね。固定資產
税の全額かかるべく。
- 保険年金課長(原 美助君) 固定資産税の2割増がかかってきます。100分の120を
いただいているということです。
- 29番(田中包治君) 固定資産税の100分の120ですか。
- 保険年金課長(原 美助君) はい。
- 29番(田中包治君) わしはようわからんけど、こんな制度は田舎の市だけですね。都會
へ行つたら、こんなあほりなことはやってない。全然所得がない1人暮らしの人に保険料がか

かかる。この決算には関係ないが、来年度に考える必要があるんじゃないかな。その点はどうなんですか。

- 保険年金課長（原 美助君） 和泉市の場合、全然所得税のかからない世帯が約30%ございます。しかし、資産割のかかる方が約50%ということで、所得があるかどうかとも関連するわけですが、本市の医療費の賦課総額からした場合、どうしても資産割をいただかなくては負担の公平というか、そういう形で若干無理がござりますので、その点、御理解賜りたいと思います。
- 29番（田中包治君） 負担の平等というのは所得なんですよ。働きに行っても、所得に対する何倍となるでしょう。財産があっても収益があればよいが、ない。そういうことを言われると困るんですよ。田舎の市だから、そうしなかったらどうにもならんからやってるんだ、と言うんなら話はわかるが、ちょっとその考え方はおかしいんじゃないかな。これは重要な問題やと思います。ただ1人、おばあさんが住んでいるが、たんぽはつくれない。つくれなかったら宅地として認定された固定資産税がかかってくる。そうすると、1銭も収入がないのに最高の20何万円かの保険料がかかってくる。こういうことになりますわな。そこらを救う方法はないものかということです。どこの国へ行っても、所得割すべてかかる。負担金や税金もね。所得に対して決まるんでしょう。しかし、そういう山村都市では、そうしなかったらどうにもならんということでやってる。おたくが言われるように、負担の公平となると、税法上の所得に対して何倍、となるのんと違いますか。
- 保険年金課長（原 美助君） 負担の公平ということは、いろいろ取り方がありますが、国保に加入されておる方々が、等しく病気になってお医者さんてかかって費用が要ることに対する負担の公平と申し上げておりますので、その点ひとつ御理解をいただきたいと思います。
- 29番（田中包治君） 負担の公平と言うんなら、22万円なら22万円をぼっと取ればいい。日本の制度では、市民税でも何でも所得を基準にしてかかってくるでしょう。そのことを言ってるんですよ。せやから、おたくの言うように負担の平等なんて言われたら、たくさん金に入る人も、金が入らん人も同じように取ったらええんや、という話になりますよ。日本の法律や制度から言えば、そりならざるを得ないんと違いまっか。負担の平等なんて言われたら困りますよ。和泉市に住んで均等割しか入ってない人も、税金は所得から來てるでしょう。あなたの言うような平等やったら、100円しか納めてへん人は、100円しか市から受けられへん。だから、できればこういう不均衡な負担はやめたらどうかというわけです。もうよろしいわ。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お詫びいたします。本件は内容からいたしまして十分審議をお願いいたしたいと思いますの

で、次の日程で特別委員会を設置願い付記の上、閉会中の御審議をお願いいたしたいと思いま
すが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第10「決算審査特別委員会設置について」を議題といた
します。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第13号

決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のと
おり特別委員会を設置する。

昭和59年12月12日

和泉市議会議長 柳瀬美樹

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和58年度和泉市歳入歳出決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものと
する。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本件は、昭和58年度和泉市一般会計及び特別会計決算を認定するに
当たり、慎重審議を願うため本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第13号は原案どおり可決いたしました。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第1・1「決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第14号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

昭和59年12月12日

和泉市議会議長 柳瀬美樹

記

決算審査特別委員会委員（13名）

- 議長（柳瀬美樹君） 本決算審査特別委員につきましては、私より選任させていただきたいと思いますが、これに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（北野敦雄君） 順不同、敬称を略させていただきます。

決算審査特別委員会委員、奥村圭一郎、藤原正通、並河道雄、竹内修一、仁井明、松尾孝明、天堀博、西村慎太郎、若浜記久男、西口秀光、成田秀益、池辺秀夫、田中包治。

以上13名

- 議長（柳瀬美樹君） ただいま朗読どおり選任することにいたします。委員の皆さんには大変御苦労でございますが、よろしく御審査のほどをお願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第1・2「堺市の公の施設設置に関する協議について」及び日程第1・3「和泉市水道事業の設置等に関する条例及び和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 65 号

堺市の公の施設設置に関する協議について

堺市が本市区域に公の施設を設置することについて、次のとおり協議を行うため、議会の議決を求める。

昭和 59 年 12 月 11 日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1. 公の施設の名称 | 水道事業施設 |
| 2. 設置の場所 | 和泉市伏屋町及び室堂町の各一部（泉北丘陵住宅地区内） |
| 3. 設置の目的 | 上水の供給 |
| 4. 住民の使用関係 | 堺市水道事業給水条例による |
| 5. 経費の負担 | 堺市において全額負担する |

議案第 66 号

和泉市水道事業の設置等に関する条例及び和泉市水道事業給水条例
の一部を改正する条例制定について

和泉市水道事業の設置等に関する条例及び和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

昭和 59 年 12 月 11 日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市水道事業の設置等に関する条例及び和泉市水道事業給水条例
の一部を改正する条例（案）

（和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 1 条 和泉市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年和泉市条例第 27 号）の一部を次
のように改正する。

第 2 条 第 2 項ただし書中「大阪府」を「堺市」に改める。

（和泉市水道事業給水条例の一部改正）

第 2 条 和泉市水道事業給水条例（昭和 35 年和泉市条例第 17 号）の一部を次のように改正

する。

第2条第1項第1号中「大阪府」を「堺市」に、「泉北丘陵住宅地区（伏屋町、室堂町及び和田町の各一部）」を「泉北丘陵住宅地区（伏屋町及び室堂町の各一部）」に改める。

附 則

この条例は、大阪府が経営する泉北丘陵住宅地区水道事業の廃止並びに同事業の堺市水道事業への継承統合に係る厚生大臣の認可が効力を生ずる日から施行する。

理 由

今般、大阪府が経営する泉北丘陵住宅地区水道事業の廃止並びに同事業が堺市水道事業へ継承統合されることにかんがみ、本市の関係条例の一部を改正整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） まことに僭越ですが、部長にかわりまして議案の説明をさせていただきます。

ただいま一括御上程をいただきました議案第65号「堺市の公の施設設置に関する協議について」並びに議案第66号「和泉市水道事業の設置等に関する条例及び和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

この2議案は、いずれも昭和52年3月31日付、和泉市、堺市、大阪府の間で締結いたしました覚書により、大阪府企業局が開発いたしました泉北丘陵地区新住宅市街地開発事業に基づく、いわゆる泉北ニュータウン地域に係る和泉市区域内では、本市水道事業の給水区域からこれを適用除外し、独自に大阪府が経営する泉北丘陵住宅地区水道事業により供給がなされてまいりました経緯に関連するもので、今般、同開発事業の終結に伴いまして、同水道事業を廃止し、堺市水道事業に移管統合することに伴いまして、所要の御議決をお願いするものでございます。

次に、内容について順次、御説明申し上げます。

まず、議案第65号では、協議対象となる堺市の公の施設の名称は、水道事業施設であり、その主要なものは、配水管施設が中心でございます。

設置の場所は、別図参考資料のとおり、本市伏屋町及び室堂町の各一部における泉北丘陵住宅地区内でございます。住民の使用関係は、堺市水道事業給水条例の適用があり、これら設置に関する経費は、全額堺市負担でございます。

なお、本議案は、地方自治法第244条の3第3項の規定により、本市議会と堺市議会において同時議決を賜るもので、本市の場合、従来と何ら実態的な変更はございません。

次に、議案第66号でございますが、今般の移管統合に関連いたしまして、関係条例の一部を改正する必要があります。第1条関係では、和泉市水道事業の設置等に関する条例第2条第2項ただし書並びに第2条関係では、和泉市水道事業給水条例第2条第1項第1号の定める各給水区域の除外規定について、それぞれ所要の一部改正手続を行うとともに、あわせて事業認可区域である和田町の一部についてはこの際、実態に即して整備するものであります。

なお、施行期日につきましては、和泉市、堺市、大阪府三者間で統一を図るため、所要手続に係る厚生大臣の認可が効力を生ずる日、つまり昭和60年4月1日と予定いたすものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第65号並びに議案第66号につきまして、提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 5番（赤阪和見君） 若干、お聞きいたします。

これは地図でわかるんですが、ことの供給が堺からされるということですね。この水道使用料は、向こうの条例に合わせてやることですね。ということは、和泉市の住民とのバランスの配慮はどうなるのか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） お答えいたします。

現在、和泉市と堺市の間には若干の格差はございます。和泉市の場合、基本料金は8トンベースで700円、堺市では、これは基本料金プラス従量制・遙増制を採用しているんですが、一応、8トンベースでは640円ということで、若干、和泉市の方が高うございます。それから、一般家庭の標準世帯の平均使用料30トンベースになりますと、和泉市は3,000円、堺市は3,140円と逆転しているわけでございます。

以上でございます。

○ 5番（赤阪和見君） いま、大阪府が管理しているわけですね。その関係は堺と同じですか。

○ 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） さようございます。

○ 5番（赤阪和見君） そこで、安い、高いの問題が出てくると思うんです。先ほどの決算のところで原議員さんからも「大阪府下でも一番高いんだ」ということ、僕は高くないと聞いてますし、その点での考えの中で、市内で2つの料金体系ができるということは非常に問題があ

るんじゃないかな。

それと、小学校や中学校の委託というような形でするならば、和泉市から水道は堺に委託しててんだという感覚に立つ方が、和泉市民の平等という観点からいいのではないか。そういう形の考えはないのかどうか。

- 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） その点につきましては、宅地分譲条件の中で明記されておりまして、今般、この協議によりまして、堺市水道事業の給水条例が適用される、こういうことになるわけでございます。そして現実問題、現段階において若干の格差はございますが、この点については一応、先ほど言いましたように、宅地分譲条件と、それから一般需要家との契約、すなわち堺市水道事業給水条例から出てくるということで、若干の格差はやむを得ないと考えております。
- 5番（赤阪和見君） 宅地販売がどうのこうのと言われるが、この区域内には、以前から住んでいる家庭はないんですか。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） 約25戸ほどございます。あとは大体公共施設や業務施設を中心でございます。
- 5番（赤阪和見君） その点、施設はどこであれ、要は、市民が安心して水の供給が受けられ、それに対する施設をきちっとしていただくことが基本なんです。しかし、和泉市域内で向こうへ依存しなければならない。下水も同じですね。そういう形であるならば、市が窓口となってきちとした対応ができるようにしておいてほしいということです。ということは、和泉市へ来られる市民ですから、水道はどことぞと聞いても、また、入居や転居が激しくなると、和泉市へ来られると思うんですよ。そこら辺の窓口をきちっとして、苦情等も和泉市で受けられるような体制づくりをしていただきたい。
- 水道部長（田中 稔君） 御説明いたします。

本地域につきましては、住民はすべて当初の給水を申し込む時点から、大阪府の経営する泉州北水道によって供給を受けているわけでございます。今回、堺市から新しくどうこうするということは全くなく、大阪府の経営が堺市になるだけでございます。

なおまた、現行でもいわゆる飛び地とか配水管のない場合は、区域外分水ということで隣接の市町から給水を受ける、住んでおる、住民登録のある市町から給水を受けずに、市外から受けているケースはたくさんあるわけでございます。本件の水道管理については当然、いままで大阪府、今回は堺市と、いわゆる私どもの管理する性質のものでもないわけでございます。ただ、水道のことですごいますので、水質等の問題は、どこが経営しても全く同じでござります。いわゆるこの土地に住んでおられる住民にとっては何ら支障がない。当初からこの土地に

居住したときから、水道については、泉北水道という別の水道になるんだということを承知の上で皆さんが申し込んでございますので、今回、堺市になったからといつても、全くその地域の住民にとっては支障、影響がないということで御理解願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第65号及び第66号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第14「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第67号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について
和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和59年12月11日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同 光明台南小学校 同 光明台三丁目8番1号」を「同 光明台南小学校
同 光明台三丁目8番1号」に改める。
同 光明台一丁目35番1号」に改める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

理 由

光明池新住宅市街地開発事業に伴う児童数の増加に対処すべく小学校を新設し、もって学校規模の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（杉本弘文君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第67号「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議員皆様方の御支援、御協力をいただきまして進めてまいりました（仮称）光明台北小学校の建設は、工事関係者の御協力によりまして予定どおり、工事も進んでまいりました。就学区域につきましても、適正就学対策審議会の御審議を煩わしております、近く御答申をいただく運びとなっております。おかげをもちまして、昭和60年4月開校の見通しができましたので、ここに和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正案を御提案申し上げる次第でございます。

条例改正の内容は、新設校の名称を「和泉市立光明台北小学校」といたしまして、所在地「和泉市光明台一丁目35番1号」と定め、条例第1条中、光明台南小学校の次に加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、改正条例は、昭和60年4月1日から施行いたしく存じております。

なお参考までに、本校は、敷地面積2万2,006m²、建築面積3,278m²、普通教室13教室、特別教室4教室、体育館725m²でございます。これを保有いたしまして、本市19番目の小学校として発足する運びになっております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。何とぞよろしく御審議を賜りまして、御可決、御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 16番（天堀 博君） 就学区域、その他については、適正就学対策審議会で審議が行われております、私自身も委員でありますので、それに関しては避けたいと思います。ただ、そこでも問題になってきている部分でありますけれども、いわゆるこの北小学校が開校されるに当たりまして、1つは、プールなどの設備を含めてですが、その他について、プールは開校時すぐ使用するものではありませんが、他の学校のプール開き等と同時に間に合うのかどうか。それから、設備等について、これは分離校の要素も多分にありますので、そういう点については、十分な設備が完備されるのかどうか、そういう設備面が1つ。

それからもう1つは、いわゆる通学に対する安全対策ですが、まだ校区の編成がきっちりとなっておりませんので、その部分は避けたいと思いますが、どちらになんでも関係してくるのが、ちょうど正門前の道路の横断部分だと思います。例の吊り橋の延長部分がらみもあり問題が出

ているところで、私もたびたびあそこを通るんですが、現在、あそこについては何の工事施行らしきものがないわけですので、それがどういう形で横断することになるのかどうか。

以上、2点についてお聞きしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁

○ 管理部次長兼総務課長事務取扱（逢野博之君） お答え申し上げます。

設備面の御質問でございますけれども、ただいまプールの問題が出ております。プールにつきましては、今回の補正予算で一応、債務負担で御審議をお願いする計画でございます。大体、6月の完成をめどに、御議決をいただきましたら工事に着手してまいります。

それから、交通安全対策としての学校正門前における児童の安全確保の信号並びに陸橋の問題でございますが、当初、陸橋の計画もございました。現在、市内における陸橋設置の児童の使用実態をいろいろ検討してまいりましたが、せっかく陸橋をつけても、子供が下の道路を渡るという実態もございます。そういう中でいろいろ検討いたしまして、公団とも折衝してまいりましたが、この際、学校正門から少し南池田の和田寄りのところに信号をもって対応してまいりたいということで、開校の4月1日を目指して公団と設置の話し合いが大体ついております。そういうことで、児童の交通安全施設につきましては、万全を期してまいりたいと思います。

○ 16番（天堀 博君） 他の設備面について、ちょっと答弁が漏れたと思いますが、それと合わせて4月開校を目指して信号の設置ということですが、工事もどうしてもおくれる面も考えられます。万が一、これが非常に心配される向きもございますので、4月開校時に間にあわないという事態が発生したときの対策として、そこに公費で市の教育委員会の責任でもって指導員なりを設けるという考えはあるのかどうか、その点もあわせてお聞かせ願いたい。

○ 管理部次長兼総務課長事務取扱（逢野博之君） ただいま申し上げましたように一応、開校時の4月1日までの設置は、公団との間で話し合ははできておりますが、いろんな事情で開校時に交通安全施設ができなかった場合、それなりの御指摘のような対応を考えてまいります。ただし、工事施工につきましては、開校という一定のめどを公団にも強く要望してまいりまして、そういうことのないように努力してまいります。したがって、もし時期がおくれた段階では、学校当局ともいろいろ話し合いの上、児童の交通安全につきましては万全を期してまいりたいということで、御理解いただきたいと思います。

○ 16番（天堀 博君） そういうことでひとつ学校だけの責任ではなく、教育委員会でもその辺の指導員その他の張りつけ等も含めて考えていただき、府の補助金ですか、それをもらってやっているという分ではなく、市独自で何かの形で考えなからぐあい悪いと思います。

さらに、信号の設置等も学校当局とも協議していただき、最初のころは、渡るについても不慣れな点がありますので、父兄その他に御迷惑や負担をかけない措置をとっていただきたいと思います。ですから、最初に申し上げましたように、就学区域その他についてのいろんな問題は、審議会が行われておりますし、ここで余り論議されるべきものではないと思いますので、その点で終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 5番（赤阪和見君） 今の天堀さんの質問にもありましたように、審議会が行われておりますので余り触れたくないのですが、基本的に当初、南小学校ができ、そして、入居が始まったという中で、ここには北小学校ができるんですよ、という形の中で、南小学校の審議会終了後入居された方々に用紙を配布しておりますね。後、北小学校ができれば、ここの区域の方はここへ入ってもらいます。1年から6年までの在学生はそのままでも結構です、という注意書というか、お願い文が当初入居者の人に渡されている。しかし残念なことに、光明台は初め人気が悪く、後でだんだん人気がよくなってきたという経過がありまして、バタバタと入った時期があります。だから、何人かは渡されたが、その後は、肝心なところへは渡されてなかつたという実態があるのです。

ということは、今後、私はこれを1つの教訓にしてやっていただきたいのは、中央丘陵開発の中で小中学校が2つか、4つかできることになっておりますが、このような実態がまだあるんじゃないかな。ですから常々、その地域の全体的な構想が立っていく移行の間、その点のフォローをしっかりしていかなければならぬ。このように考えるわけです。ですから、今回の適正就学審議会は、大体は当初の審議会の内容でなければならないだろうと、私は審議会の委員ではありませんが、そのように考えております。そういう点でしっかりと後のフォローをしていただきたい。これでいいんだということではなく、計画ができ上がるまで、新しい人には、きっちりした資料を渡していくべきだと思います。

その点で私は、この条例云々ではないが、光明台という中で考えたとき、もうばつほつ全体が行き上ってきたということですね。そこで、保育園問題ですが、保育園が2園、当初に計画されています。そして、いまある1園がすでに満杯であるというところから、来年度にどういう措置をされようとしているのか。ついでというと何ですが、後、聞くところがないのでお願ひしたい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 市民部長（松村吉堯君） お答えいたします。

光明台の保育園のことございますが、御案内のとおり、2園設置計画はござります。ただ

現在、1園民間で開園、運営しておりますが、来年度あるいは今年度はもちろんですが、来年度あたりでもう1園開園する計画は、現時点では、卒直に申し上げましてございません。

- 5番(赤阪和見君) いつどろになるの。
- 市民部長(松村吉堯君) 現在、運営しております園の児童数の推移を見まして検討してまいりたい。現在時点で2園にするには、園児の数が少ないのでないかと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。
- 5番(赤阪和見君) 現在のモータリゼーション、車社会の中で、非常に山手の方面で保育園が古いために、ゼロ歳児から2歳児までの保育がふえております。このような傾向の中で、退園者もあるが、光明台へ新しく来た人は受け入れられないということが現実、出ているわけです。そういう点で、小学校ができたということは、イコールそれだけ保育園に行く子供が次々にあるということでしょう。社会情勢から見て保育園もそういう形では一緒だと思う。その点、しっかりと方向づけをして、当初の計画は計画として進めていかなければならないという要望だけして、今回は終わっておきます。また、予算委員会もあり、他の補正予算もありますので、きょうは終わっておきます。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第15「市道の路線認定について」(光明台1号線ほか106路線)を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

議案第68号

市道の路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和59年12月11日提出

和泉市長 池田忠雄

路 線 名	延長	幅員 メートル	起	終	点	重 要な 経過地
光明池春木唐国線	1341.50	16.00 ~26.00	光明台一丁目42番地先			光明台二丁目48番地の 5先
光明台 1 号線	1993.80	12.00	光明台一丁目43番地先			光明台三丁目25番地の11先
光明台 2 号線	202.10	12.00	光明台二丁目10番地先			光明台二丁目 9番地の13先
光明台 3 号線	375.80	8.00	光明台一丁目42番地先			光明台一丁目 6番地の 7先
光明台 4 号線	638.40	6.00 ~ 8.00	光明台一丁目11番地の 1先			光明台一丁目19番地先
光明台 5 号線	249.80	6.00	光明台一丁目5番地の 7先			光明台一丁目 5番地の 8先
光明台 6 号線	196.40	6.00	光明台一丁目8番地の 11先			光明台一丁目 9番地の10先
光明台 7 号線	320.40	6.00	光明台一丁目13番地の 1先			光明台一丁目13番地の 8先
光明台 8 号線	115.90	6.00	光明台一丁目13番地の17先			光明台一丁目13番地の10先
光明台 9 号線	339.40	6.00	光明台一丁目41番地先			光明台一丁目19番地先
光明台 10 号線	117.70	6.00	光明台一丁目17番地先			光明台一丁目17番地先
光明台 11 号線	147.80	6.00	光明台一丁目22番地の 1先			光明台一丁目28番地の 3先
光明台 12 号線	61.90	6.00	光明台一丁目24番地の10先			光明台一丁目24番地の 7先
光明台 13 号線	449.10	6.00	光明台二丁目 4番地の11先			光明台二丁目 5番地の13先
光明台 14 号線	175.30	6.00	光明台二丁目 4番地の23先			光明台二丁目 4番地の12先
光明台 15 号線	414.20	6.00	光明台二丁目 8番地の12先			光明台二丁目 8番地の13先
光明台 16 号線	25.00	8.00	光明台三丁目 1番地先			光明台三丁目 1番地先
光明台 17 号線	234.80	6.00 ~ 9.00	光明台三丁目36番地先			光明台三丁目 6番地先
光明台 18 号線	1305.40	6.00	光明台二丁目10番地先			光明台二丁目48番地の 2先
光明台 19 号線	45.00	6.00	光明台二丁目26番地の 8先			光明台二丁目26番地の 6先

路 線 名	延長 メートル	幅員 メートル	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
光明台 20号線	44.80	6.00	光明台二丁目27番地の12先	光明台二丁目27番地の10先	
光明台 21号線	45.70	6.00	光明台二丁目28番地の12先	光明台二丁目28番地の10先	
光明台 22号線	280.60	6.00	光明台二丁目52番地先	光明台二丁目32番地先	
光明台 23号線	45.00	6.00	光明台二丁目30番地先	光明台二丁目30番地先	
光明台 24号線	242.50	6.00	光明台二丁目33番地先	光明台二丁目32番地先	
光明台 25号線	45.10	6.00	光明台二丁目34番地の7先	光明台二丁目34番地の6先	
光明台 26号線	414.90	6.00	光明台二丁目47番地の14先	光明台二丁目45番地の16先	
光明台 27号線	45.30	6.00	光明台二丁目46番地の17先	光明台二丁目46番地の16先	
光明台 28号線	412.80	6.00	光明台二丁目12番地の14先	光明台二丁目12番地の16先	
光明台 29号線	498.60	6.00	光明台二丁目58番地先	光明台二丁目15番地の8先	
光明台 30号線	197.40	6.00	光明台二丁目14番地の18先	光明台二丁目58番地先	
光明台 31号線	536.90	6.00	光明台二丁目20番地の1先	光明台二丁目20番地の11先	
光明台 32号線	138.60	6.00	光明台二丁目20番地の22先	光明台二丁目20番地の13先	
光明台 33号線	103.70	6.00	光明台二丁目21番地の18先	光明台二丁目21番地の11先	
光明台 34号線	67.80	6.00	光明台二丁目22番地の12先	光明台二丁目22番地の8先	
光明台 35号線	496.50	6.00	光明台二丁目42番地の10先	光明台二丁目38番地の15先	
光明台 36号線	145.10	6.00	光明台二丁目37番地の14先	光明台二丁目38番地の13先	
光明台 37号線	144.10	6.00	光明台二丁目39番地の22先	光明台二丁目39番地の12先	
光明台 38号線	142.00	6.00	光明台二丁目40番地の20先	光明台二丁目40番地の11先	
光明台 39号線	62.00	6.00	光明台二丁目41番地の10先	光明台二丁目41番地の7先	

路 線 名	延長 メートル	延長 メートル	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
光明台 40 号線	420.10	6.00	光明台三丁目 8番地先	光明台三丁目14番地の11先	
光明台 41 号線	9.50	6.00	光明台三丁目 11番地	光明台三丁目11番地の10先	
光明台 42 号線	128.20	6.00	光明台三丁目 12番地	光明台三丁目12番地の12先	
光明台 43 号線	128.20	6.00	光明台三丁目 13番地	光明台三丁目13番地の12先	
光明台 44 号線	509.70	6.00	光明台三丁目 29番地	光明台三丁目29番地の22先	
光明台 45 号線	261.70	6.00	光明台三丁目 28番地	光明台三丁目28番地の15先	
光明台 46 号線	242.00	6.00	光明台三丁目 27番地	光明台三丁目27番地の18先	
光明台 47 号線	369.60	6.00	光明台三丁目 21番地	光明台三丁目21番地の13先	
光明台 48 号線	252.20	6.00	光明台三丁目 20番地	光明台三丁目20番地の 9先	光明台三丁目16番地の 6先
光明台 49 号線	216.10	6.00 ~ 9.30	光明台一丁目 25番地先	光明台一丁目31番地先	
光明台 50 号線	167.10	6.00 ~ 16.00	光明台一丁目38番地先	光明台一丁目34番地先	
光明台 51 号線	107.90	4.30 ~ 5.80	光明台二丁目109番地先	光明台二丁目110番地先	
光明台 52 号線	4.00	4.00	光明台二丁目54番地	光明台二丁目54番地の 9先	
光明台 53 号線	35.20	4.00	光明台三丁目 45番地	光明台三丁目45番地の11先	
光明台 54 号線	58.70	4.00	光明台三丁目36番地先	光明台三丁目35番地先	
光明台 55 号線	56.60	3.00 ~ 4.00	光明台一丁目34番地先	光明台一丁目34番地先	
光明台 56 号線	36.60	3.00 ~ 4.00	光明台一丁目38番地先	光明台一丁目39番地先	
光明池 1 号線	173.30	6.00 ~ 13.00	光明台一丁目31番地先	光明台二丁目24番地の 4先	
光明台歩 1 号線	229.50	6.00	光明台三丁目34番地先	光明台三丁目34番地先	
光明台歩 2 号線	257.90	7.00	光明台一丁目28番地先	光明台一丁目28番地先	

路 線 名	延長 メートル	幅員 メートル	起 点	終 点	重 要な 経 過 地
光明台歩 3 号線	8.70	6.00	光明台一丁目10番地先	光明台一丁目10番地先	
光明台歩 4 号線	377.00	6.00	光明台一丁目44番地先	光明台一丁目44番地先	
光明台歩 5 号線	108.80	6.00	光明台一丁目44番地先	光明台一丁目32番地先	
光明台歩 6 号線	198.80	4.00	光明台一丁目10番地先	光明台一丁目44番地先	
光明台歩 7 号線	147.20	4.00	光明台一丁目15番地の 1先	光明台一丁目41番地先	
光明台歩 8 号線	15.20	4.00	光明台一丁目15番地の 6先	光明台一丁目15番地の 6先	
光明台歩 9 号線	21.00	4.00	光明台一丁目22番地の 7先	光明台一丁目22番地の 7先	
光明台歩 10 号線	6.10	4.00	光明台一丁目20番地先	光明台一丁目20番地先	
光明台歩 11 号線	2.50	4.00	光明台一丁目26番地の 4先	光明台一丁目26番地の 4先	
光明台歩 12 号線	45.20	4.00	光明台一丁目11番地の 8先	光明台一丁目11番地の 9先	
光明台歩 13 号線	14.90	4.00	光明台一丁目11番地の 9先	光明台一丁目11番地の 9先	
光明台歩 14 号線	45.10	4.00	光明台一丁目12番地先	光明台一丁目12番地先	
光明台歩 15 号線	14.90	4.00	光明台一丁目20番地先	光明台一丁目20番地先	
光明台歩 16 号線	44.60	4.00	光明台二丁目 9番地の 1先	光明台二丁目 9番地の 24先	
光明台歩 17 号線	848.60	4.00	光明台二丁目110番地先	光明台二丁目57番地先	
光明台歩 18 号線	8.30	4.00	光明台二丁目50番地先	光明台二丁目50番地先	
光明台歩 19 号線	9.80	4.00	光明台二丁目50番地先	光明台二丁目50番地先	
光明台歩 20 号線	19.90	4.00	光明台二丁目51番地先	光明台二丁目51番地先	
光明台歩 21 号線	3.10	4.00	光明台二丁目52番地先	光明台二丁目52番地先	
光明台歩 22 号線	46.50	4.00	光明台二丁目29番地の 5先	光明台二丁目29番地の 4先	

路線名	延長	メートル	延長	メートル	起 点	終 点	重 要な経過地
光明台歩 23号線	4.5.10	4.00	光明台二丁目31番地の 8先	光明台二丁目31番地の 7先			
光明台歩 24号線	4.5.10	4.00	光明台二丁目11番地の 1先	光明台二丁目11番地の29先			
光明台歩 25号線	4.5.00	4.00	光明台二丁目13番地の 1先	光明台二丁目13番地の29先			
光明台歩 26号線	4.5.30	4.00	光明台二丁目15番地の 1先	光明台二丁目15番地の14先			
光明台歩 27号線	4.5.10	4.00	光明台二丁目17番地の 1先	光明台二丁目17番地の14先			
光明台歩 28号線	4.0.30	4.00	光明台二丁目18番地の 1先	光明台二丁目18番地の17先			
光明台歩 29号線	1.7.00	4.00	光明台二丁目25番地の 1先	光明台二丁目25番地の 1先			
光明台歩 30号線	2.0.40	4.00	光明台二丁目24番地の 1先	光明台二丁目24番地の 1先			
光明台歩 31号線	2.0.80	4.00	光明台二丁目35番地の 1先	光明台二丁目35番地の 1先			
光明台歩 32号線	2.0.70	4.00	光明台二丁目36番地の 1先	光明台二丁目36番地の 1先			
光明台歩 33号線	4.6.80	4.00	光明台二丁目59番地先	光明台二丁目59番地先			
光明台歩 34号線	4.6.70	4.00	光明台二丁目44番地の 12先	光明台二丁目44番地の11先			
光明台歩 35号線	4.5.20	4.00	光明台二丁目45番地の 9先	光明台二丁目45番地の 8先			
光明台歩 36号線	2.4.50	4.00	光明台三丁目14番地の 1先	光明台三丁目14番地の 1先			
光明台歩 37号線	2.6.10	4.00	光明台三丁目 9番地の 1先	光明台三丁目 9番地の 1先			
光明台歩 38号線	3.6.10	4.00	光明台三丁目16番地の 1先	光明台三丁目16番地の10先			
光明台歩 39号線	3.5.80	4.00	光明台三丁目17番地の 1先	光明台三丁目17番地の10先			
光明台歩 40号線	3.6.30	4.00	光明台三丁目18番地の 1先	光明台三丁目18番地の10先			
光明台歩 41号線	3.6.10	4.00	光明台三丁目19番地の 1先	光明台三丁目19番地の10先			
光明台歩 42号線	4.5.30	4.00	光明台三丁目23番地の 1先	光明台三丁目23番地の23先			

路線名	延長 メートル	起 点	終 点	重なる経過地
光明台歩43号線	45.00	4.00	光明台三丁目24番地の1先	光明台三丁目24番地の22先
光明台歩44号線	44.90	4.00	光明台三丁目25番地の1先	光明台三丁目25番地の22先
光明台歩45号線	65.60	4.00	光明台三丁目28番地の1先	光明台三丁目28番地の19先
光明台歩46号線	18.40	4.00	光明台三丁目4番地の2先	光明台三丁目4番地の2先
光明台歩47号線	18.20	4.00	光明台三丁目3番地の2先	光明台三丁目3番地の2先
光明台歩48号線	68.50	4.00	光明台三丁目3番地の1先	光明台三丁目3番地の1先
光明台歩49号線	134.70	8.00	光明台三丁目1番地先	光明台三丁目1番地先

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第68号「市道の路線認定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、住宅・都市整備公団が光明池地区において、新住宅市街地開発法に基づいて整備した住宅地内の道路でございます。すでに光明池和田線、光明池三林線の2路線は御認定をいただいておるところでございます。今回、公団の本事業終結に伴い、残る107路線について認定をいただき、本市に引き継ごうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、107路線、総延長は約24,150mでございます。うち歩行者専用道は50路線、約5,350mございます。内訳は、一般道で光明池春木唐国線を初め、光明台1号線から56号線までの57路線のうち、幅員16m～20mのもの1路線、延長は1,350m。幅員12mのものは2路線、延長は2,200m。幅員8m～9mのもの2路線、延長650m。幅員4m～6mのもの52路線、延長は4,600mでございます。

歩行者専用道として光明池1号線、光明台歩1号から49号線まで50路線のうち、幅員8m～10mのもの2路線、延長は1,150m。幅員4m～6mのもの48路線、延長は4,200mとなっております。

詳細は、参考資料のとおりでございます。

以上、簡単に御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきま
すようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番（赤阪和見君） 光明池1号線、これは橋が入っていますが、遊歩道じゃないですか。
- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 建設総務課長（奥村富彦君） 光明池1号線につきましては、事業計画、計画決定の段階で
すでにそういう名称がつけられております。御指摘のように、歩行者専用道でございます。
- 5番（赤阪和見君） 幅員12m、これらの訂正はしておいていただきたいとね。1号線がつ
いてますが、今回認定すべき遊歩道でしょう、橋の部分は、車は通れないでしょう。この点を
ちゃんとおいてもらわんといかん。
- 建設部長（浅井隆介君） もちろん、他の部分につきましては「歩1号」と書いてますが、
先ほど総務課長が説明いたしましたように、当初計画の時点で光明池1号線として、光明台の
中のシンボル道路というか、歩行者がここを遊歩して散策するという道路でございます。
そのままの名称をつけさせていただいたものでございます。橋の部分は幅員が狭いので、
ここで「6m～13m」というふうに表示させていただいております。4ページの下から3行

目でございます。歩行者道の一番上のところにございます。

○ 5番（赤阪和見君） 「歩」がついてない、私の間違いです。この中で相当数の道路が事業終結に伴い市道認定ということですが、延長が長い。やはりいつも私が言ってますが、道路を取るときには、車の切り下げがなくなり、きちんと整備された点は評価したいと思います。

それと、若干お聞きしたいのは、街路灯は何本ぐらいあるのか。みたち山公園のように、防犯灯になってそのまま公園から引き継ぐのがどのぐらいあるのか。

それと、最近、道路の並木が非常に枯れておる。道路管理上、植木、緑の保護という点で特に歩道の場合は相当管理が要ると思いますが、その点でお聞かせ願いたい。

○ 建設総務課長（奥村富彦君） 市の方に引き継ぐ街路灯でございますが、歩行者道の分を含めまして約70基でございます。あと防犯灯につきましては、96基ということになってございます。これらにつきましては、市の管理をしていくものなどもろもろでございます。これらについても以後、認定をいただきましてから、公園との間で細かい話を詰めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 建設部次長（中上好美君） 街路樹につきましてお答え申し上げます。

御指摘のように、街路等を含め公園内の樹木が若干枯れています。これらにつきましては、引き継ぎの時点で全部植え替えて引き継ぐことになっております。また、管理につきましては、市全体の街路樹の管理の中でこれだけふえることになりますので、その対応はしていくたいと思っております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第16「市道の路線認定について」（葛の葉町18号線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第69号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第3項の規定により、次のとおり市

道の路線を認定する。

昭和59年12月11日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
葛の葉町18号線	174.60	4.00	泉大津市綾井59番地 の2先	和泉市葛の葉町 237番地の3先	

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第69号「市道の路線認定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本件は、府営水道の幹路布設等で、かねてからその維持管理の移管について府営水道から依頼があったものでございます。本件につきましては、すでに道路として整備されていることとあわせて、府道松原泉大津線の一部供用開始により、一段と市民の利用が増大しておるところから、市道として認定しようとするものでございます。

次に、内容でございますが、葛の葉町18号線として、雇用促進事業団の葛の葉団地の北西側、府道松原泉大津線から市道北信太高石線に至る延長174.6m、幅員4mでございます。

なお、本件道路の一部が泉大津地域にございまして、道路法第8条第4項の規定によりまして、泉大津市議会の承認議決につきましては、去る6月27日に議決をいたしているものでございます。

以上、簡単に御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきりますようお願いを申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第17「市道の路線認定について」(伯太町22号線ほか4路線)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第70号

市道の路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和59年12月11日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起点	終点	重要な経過地
伯太町22号線	278.00	6.70～6.90	伯太町六丁目 343番地の3先	伯太町六丁目 143番地の2先	
伯太町23号線	199.50	6.00～6.70	伯太町六丁目 358番地の8先	伯太町六丁目 141番地の84先	
伯太町23号線 支線	20.10	4.70	伯太町六丁目 141番地の46先	伯太町六丁目 141番地の46先	
伯太町24号線	43.20	4.70	伯太町六丁目 141番地の32先	伯太町六丁目 141番地の29先	
伯太町25号線	63.10	4.70	伯太町六丁目 141番地の18先	伯太町六丁目 141番地の14先	

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第70号「市道路線の認定について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。説明に入ります前に、まことに恐れ入りますが、議案書15ページの一覧表に一部印刷ミスがござりますので、正誤表を配付してございますが、御訂正をお願いいたしたいと存じます。

路線名の3行目「伯太町24号線」とあるを「伯太町23号線支線」に、以下「25号線」を「24号線」に、「26号線」とあるを「25号線」にそれぞれ御訂正をお願いいたしたいと存じます。まことに申しわけございません。

本件は、環境改善整備事業の一環として、本市土地開発公社が代替用地として開発した住宅地内の道路でございます。すでに住宅地内は分譲され、一般市民を含め通行の用に供されておりますので、御議決をいただき認定しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、伯太町22号線を初め4路線、1支線、総延長603.9m、幅員は4.70m～6.90mでございます。その詳細につきましては、参考資料のとおりでございます。

以上、簡単に御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第18「市道路線の廃止及び認定について」（青葉台2号線及び青葉台55号線ほか7路線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第71号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次の市道の路線を廃止し及び認定する。

昭和59年12月11日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 廃止する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
青葉台2号線	545.00	16.00	青葉台39番地の20先	青葉台41番地の5先	

2. 認定する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
青葉台2号線	704.00	16.00	青葉台89番地の14先	青葉台41番地の5先	
青葉台55号線	164.40	6.90	青葉台93番地の1先	青葉台93番地の16先	
青葉台56号線	224.90	6.90	青葉台92番地の14先	青葉台94番地の13先	
青葉台57号線	134.00	6.90	青葉台91番地の14先	青葉台91番地の7先	
青葉台58号線	170.80	6.90	青葉台92番地の1先	青葉台90番地の7先	
青葉台59号線	29.70	6.90	青葉台90番地の7先	青葉台90番地の6先	
青葉台60号線	83.60	4.90	青葉台94番地の1先	青葉台94番地の9先	
青葉台歩1号線	30.00	4.90	青葉台89番地の8先	青葉台89番地の7先	

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして、議案第71号「市道路線の廃止及び認定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件は、三栄商事が青葉台で第2次開発として都市計画法に基づき整備した住宅地内の道路でございます。すでに予定の80%を超える住宅が建設、入居され、付近住民の通行の用に供されておりますので、道路法の規定に基づき、認定をお願いしようとするものでございます。

その内容でございますが、青葉台2号線、総延長545mを廃止し、改めて青葉台2号線として延長704mほか7路線として認定しようとするもので、詳細は、別紙参考資料のとおりでございます。幅員16mのもの1路線、延長704m。幅員6.90のもの5路線、延長723.8m。幅員4.90mのもの2路線、延長113.6m。このうち歩行者専用道は1路線、延長は30mとなっております。

以上、議案第71号につきまして簡単に御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

- 議長（柳瀬美樹君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時45分休憩）

（午後1時再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第19「財産処分について」〔唐国財産区財産（ため池）の売却〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第72号

財産処分について

次の財産（唐国財産区財産）を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和59年12月11日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 財産（土地）の所在地、種別、数量

和泉市唐国町165	ため池	5,090 m ²
	外堀	376 m ²

2. 売却の方法

随意契約

3. 売却の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 松下良一

4. 売却予定価格

108,987,692円

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第72号「財産処分について」、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本ため池は、唐国町に所在いたします唐国財産区財産でございまして、通称「下荒池」と称しているものでございます。今回、唐国財産区並びに水利関係者等の調整が相整い、関係書類を添えて処分申請がございましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案を申し上げた次第でございます。

財産処分の内容でございますが、本物件は、議案書に表示しておりますとおり、唐国町165番地、ため池5,090m²、同所外堤376m²、合計5,466m²でございます。当該池は、中央丘陵開発区域内でございまして、住宅・都市整備公団に売許しようとするものでございます。処分価格は、1m²当たり19,939円で、総額1億898万7,692円となってございます。次に、処分代金の支出内容でございますが、市に対する納付金（35%）3,814万5,692円、それに地元公共事業費（65%）として7,084万2,000円となっているものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番（赤阪和見君） 中央丘陵内も90余%の買収となり、残りはどのくらいの売却予定がこの財産区財産であるのか。昨日の天堀議員さんの一般質問の中にもありましたように、一定の基本的な考え方を持って対処していただきたいと思いますので、その1点だけ。
- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 中央丘陵の関係でございますので都市整備部長、お答え申上げます。

財産区財産と申しております分につきましては、中央丘陵で28ヶ所ございます。面積で13万2,000m²、金額見込み22億3,700万程度になるものと思います。現在、お願いしている分も含めましては、面積で8万m²、金額で15億2,000万程度になります。大体、面積的には61%、金額面では67%に相当するわけでございます。また、残りにつきましては、面積5万1,000m²、金額的には7億1,000万円程度を見込んでおります。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第7・2号は原案どおり可決されました。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第20「昭和59年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第7・3号

昭和59年度和泉市一般会計補正予算(第3号)

昭和59年度和泉市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,019,311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,781,820千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和59年12月11日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 岁入歳出予算補正

1. 岁 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7.分担金及び負担金		561,041	△ 992	560,049
	2. 負 担 金	544,701	△ 992	543,709
9.国庫支出金		4,623,156	240,757	4,863,913
	1. 国庫負担金	2,166,802	1,947	2,168,749
	2. 国庫補助金	2,415,229	238,810	2,654,039

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10府支出金		1,871,815	48,176	1,919,991
	1.府負担金	89,027	1,900	90,927
	2.府補助金	1,628,919	14,157	1,643,076
	3.府委託金	148,627	30,451	179,078
	4.府交付金	5,242	1,668	6,910
11財産収入		1,123,565	266,014	1,389,579
	2.財産売払収入	999,303	266,014	1,265,317
14諸収入		2,654,093	56,142	2,710,235
	4.受託事業収入	23,481	302	23,783
	5.雑入	1,710,562	55,840	1,766,402
15市債		1,693,019	409,214	2,102,233
	1.市債	1,693,019	409,214	2,102,233
歳入合計		27,762,509	1,019,811	28,781,820

2.歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総務費		3,197,513	187,018	3,384,531
	1.総務管理費	2,067,126	184,695	2,251,821
	2.徴税費	500,209	2,323	502,532
3.民生費		7,398,625	1,920	7,400,545
	1.社会福祉費	3,009,798	1,920	3,011,718
4.衛生費		3,055,889	7,218	3,063,107
	1.予防衛生費	1,566,215	6,718	1,572,933
	2.環境衛生費	1,410,630	500	1,411,130
6.農林水産業費		297,390	12,776	310,166
	1.農業費	268,817	11,976	275,793
	2.林業費	33,573	800	34,373

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		4,711,423	41,992	4,753,415
	2. 道路橋梁費	578,960	32,000	610,960
	4. 都市計画費	1,191,618	5,702	1,197,320
	5. 住宅費	2,527,507	4,290	2,531,797
9. 消防費		725,513	8,097	733,610
	1. 消防費	725,513	8,097	733,610
10. 教育費		3,334,699	712,348	4,047,047
	3. 中学校費	901,757	407,530	1,309,287
	5. 社会教育費	413,797	304,818	718,615
12. 諸支出金		562,129	47,942	610,071
	4. 基金費	177,473	47,942	225,415
歳出合計		27,762,509	1,019,311	28,781,820

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事項	期間	限度額
(仮称)	昭和59年度	
光明台北小学校		66,000
プール新設事業	昭和85年度	

第3表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度	額	起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法	限 度	償 還 の 方 法
共同浴場事業整備	900	普通貸借又は証券発行	年9.0%以内	政銀その他の	府行他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	1,300	普通貸借又は証券発行 年9.0%以内
改良住宅建設事業	810,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	813,800	同 上
義務教育施設整備	225,700	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	346,114	同 上
史跡池上跡遺事業整備							284,600	同 上
計	1,693,019						2,102,233	

債務負担行為翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額			当該年度以降の 支出予定額			左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	期間	金額	国府支出金	特定財源	支出金
(仮称) 光明台北小学校 ブル新設事業	66,000			昭和59年度 昭和85年度	66,000			9,006	48,400	8,594

地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調査書

区分	前々年度 未現在高	前年度未現在高見込額			当該年度中増減見込額			当該年度中 元金償 還見込額	当該年 度未現 在見込額
		借入済額	事業費繰 越による 延伸分	計	補正前の額	補正後の額			
1. 普通債	27,716,647	28,906,533	320,700	29,227,233	1,693,019	409,214	2,102,233	1,616,090	29,713,376
(2) 民正	1,458,941	1,369,065		1,369,065	39,619	400	40,019	121,839	1,287,245
(7) 公営住宅	6,740,307	7,586,057	320,700	7,906,757	868,000	3,800	871,800	220,829	8,557,728
(9) 教育	14,227,666	14,634,573		14,634,573	345,600	405,014	750,614	880,322	14,504,865
一般会計合計	28,655,018	29,610,613	320,700	29,931,313	1,693,019	409,214	2,102,233	1,660,584	30,372,962

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程をいただきました議案第73号「昭和59年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回、提案申し上げました補正予算（第3号）につきましては、国及び府の補助金等の確定に伴います事務事業費の補正が主な内容でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,931万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億8,182万円とするものでございます。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」とおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の補正でございまして、第2表のとおり、光明台北小学校プール新設事業費6,600万円を計上いたしてございます。

第3条は、地方債の追加及び変更でございまして、起債の目的、限度額、償還の方法等は、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

以上が、予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算からその内容を御説明申し上げます32ページでございます。

総務費につきましては、1億8,701万8,000円の追加計上でございます。主として財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金1億7,291万円、電算管理費923万1,000円を追加計上いたしたものでございます。

民生費につきましては、共同浴場整備工事費追加192万円を計上いたしております。

次に、衛生費につきましては、721万8,000円計上いたしております。まず、予防衛生費では、子宮ガン検診委託料追加等で671万8,000円計上いたしております。また、環境衛生費では、塵芥処理費追加50万円を計上いたしました。

次に、農林水産業費につきましては、1,277万6,000円計上しております。農業振興費として、かんきつ産地再編整備特別対策事業補助金788万1,000円計上いたしております。水田利用再編対策費としては、水田利用再編特別推進事業補助金322万2,000円等で、409万5,000円計上いたしております。また、林業費としては、測量委託料80万円を追加計上いたしております。

次に、土木費につきましては、4,199万2,000円計上いたしております。まず、大阪府

より委託を受けました上町厚生年金住宅内道路整備事業費 3,200万円、都市計画総務費 70万 2,000円、公共下水道事業特別会計繰出金追加 500万円、住宅補修工事費追加 429万円をそれぞれ計上しております。

次に、消防費につきましては、809万7,000円計上いたしております。まず、消防団費として 265万9,000円、また、常備消防施設費として、防火水槽新設及び有蓋化工事費 118万7,000円、原材料費 45万1,000円、消防自動車積載用救助器具及び積載梱装費 380万円それぞれ計上いたしております。

次に、教育費につきましては、7億1,234万8,000円計上しております。中学校費につきましては、光明台中学校整備事業費として、校舎買収追加 3,446万4,000円、信太中学校整備事業費として、校舎建設工事費 2億6,079万円、校舎及び給食室買収費追加 1億767万6,000円等を含め、3億7,306万6,000円を計上いたしております。

社会教育費として、3億481万8,000円計上しておりますが、史跡池上曾根遺跡用地購入費等文化財保護費として 2億8,550万2,000円、図書館費として、自動車文庫車購入費として 1,200万円計上いたしております。

最後に、諸支出金につきましては、公共施設整備基金積立金 4,794万2,000円追加計上いたしたものでございます。

続きまして、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。28ページでございます。

まず、分担金及び負担金につきましては、99万2,000円の更正減。国庫支出金 2億4,075万7,000円、府支出金 4,817万6,000円追加計上いたしております。これらの財源につきましては、歳出予算に充当いたします特定財源でございまして、すでに関係機関の承認を得ているものでございます。

次に、財産収入として、財産区財産売払収入 2億6,601万4,000円の追加計上でございます。

次に、諸収入といいたしまして、5,614万2,000円計上いたしておりますが、特定財源に該当する財源につきましては、それぞれ関係機関の了承を得ているものでございます。

最後に、地方債につきましては、適債事業を勘案いたしまして、4億921万4,000円計上いたしましたるものでございます。

以上が今回上程いたしました一般会計補正予算(第3号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 19番（原 重樹君） 3点ほどお伺いをいたします。

まず、最初に、池上曾根遺跡の用地購入費ということで2億8,500万円出ておりますが、これによって全体のからみで何%ぐらいになるのか。それから、それを含めて関連して、資料館の要望等が団体からも出ていると思いますが、その辺の見通し等についても明らかにしていただきたい。

第2点目には、公共施設整備基金の積立金追加ということで4,700余万円出ていますが、これが入ることによって大体どのぐらいになるのか、その額と、わかれば今年度にどれだけ基金に入り、出ていったかという点もお聞かせ願いたい。

3点目に、共同浴場整備工事費の問題でございますけれども、これはどこの分になるのか。

同時に、多分共同浴場につきましては委託になつてあると思いますので、その委託先についても関連でお答え願いたい。

以上3点。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

- 社会教育課長（石本博信君） まず、第1点目の池上曾根遺跡の買収に係る件につきましてお答え申し上げます。

すでに和泉市が50年度より58年度までに買い上げを行っております面積は、48筆、25.243m²でございまして、59年度におきましては、補正でお願いしております9筆、3,520m²を買い上げる予定でございます。59年度買収後の状況は、和泉市の買い上げ面積6万6,784.4m²のうち2万8,763m²となります。したがって、残りについては、3万8,021m²、44%が買収済みで、残りが全体の56%となってございます。

それと、池上の資料館でございますが、これらの建物の収蔵施設といたしましては、すでに膨大な土器、石器、木器等が出ておりますので、和泉市教育委員会といたしましては府の教育委員会と協議を重ね、和泉市からも、収蔵庫の建設を至急にしてほしいという要望をしてございます。この収蔵施設につきましては、府の方で用地を用意いたしまして、建設省負担で建てるということをお聞きしておりますが、今後、建設に向けてさらに要望を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 財務部次長兼財政課長事務取扱（大塚孝之君） 基金の残高についてのお尋ねをいただいておりますが、現在、この3号補正の時点での残高が、21億9,400万円という数字になります。59年度で一般会計から基金の方へ積み立てを行いました金額が、この3号補正を含め1

億9,794万2,000円でございます。基金から一般会計の方へ繰り入れいたしておりますのが当初予算で3億9,700万円、1号補正の段階で7,300万円、合わせて4億7,000万円でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業衛生部次長（堀 宏行君） 共同浴場の件につきましてお答え申し上げます。

共同浴場につきましては王子温泉の釜の取り替え工事でございます。

それから、委託先はどこか、ということでございますが、和泉市の公営浴場につきましては、丸笠浴場につきましては解放同盟和泉支部、その他の中温泉、王子温泉、旭温泉につきましては、それぞれ地元の町会に委託してございます。

○ 19番（原 重樹君） 池上善根遺跡につきましては、資料館等についてはいろいろ要望も出ておりますので、実現に向けて頑張ってほしいと要望しておきます。

基金の問題につきましては、数字上聞いておきます。

いまの共同浴場の件でございますけれども、工場請負ということで出てますが、結局、委託しておるのでありますから、今回のこの工事そのものは、委託先の王子温泉が業者に発注するということになるのですか。

○ 産業衛生部次長（堀 宏行君） 工事につきましては、それぞれ市営浴場でございますので、市の方で工事を発注しております。

○ 19番（原 重樹君） ついでにもう1つ、システム的にわかりにくい点がありますので聞いておきたいんですが、この浴場の協議会がありますね、その辺のシステムについて。委託先との関係でどういうことになるのか、その辺についてちょっと説明だけ。

○ 産業衛生部次長（堀 宏行君） 公営浴場につきましては古い経過がございまして、御指摘の協議会の規約、その他との関連ですが、合併以前には、丸笠浴場はありませんでしたが、他の風呂については、当時の八坂町が土地なり建物を持ってございまして、それぞれ町会で運営していましたという実態がございます。合併で町の財産が市有財産になりましたが、いわゆる運営につきましては、従前どおりにするのが一番ベターだろうということで、そのまま引き続いて、町会運営ということでお願いしているものでございます。したがって、工事等につきましてはわれわれでやる。それから、規約につきましては、いろいろ検討を重ねまして、たとえば同和事業における風呂代の抑制等もございましたので、それらを十分に把握する意味でこの規約をつくり、その中にそれぞれの風呂の代表者並びに私ども行政の代表者等が入りまして協議会をつくり、風呂の代金、その他を決めて運営しているものでございます。

○ 19番（原 重樹君） もう1点、ちょっとお聞かせ願っておきたいんですが、その協議会

なり、委託先は支部なり町会ということですが、そこで働いている人たちの雇用関係は、当然、委託先の町会なり、そういうところとの関係ということですか。

- 産業衛生部次長（堀 宏行君） そのとおりでございます。
- 19番（原 重樹君） そこで1点、確かめておきたいんですが、いま、この浴場をめぐって、村の中で使い込み、不正があったという、うわさでしか聞いておりませんが、その辺の事実関係についてどうなのが、ちょっとこの場でお答え願っておきたい。
- 産業衛生部次長（堀 宏行君） 確かにそういううわさがございまして、私どもといたしましても、従前から年2回の監査を行っております。その間でそういううわさが出たということですが、ただ、私どもでも資料につきまして十分に調査しておりますが、いまのところ、そういうことはまずないということになってございます。
- 19番（原 重樹君） 何というか、うわさとか、うわさでないとか、そんな問題で片づかないことだと思いますが、会計の方を調査してかっちりしておれば、シロかクロか、はっきりするわけです。その辺では、うわさだけということで言われておりますので、この機会に確かめておきたいんですが、仮にそういう不正なり使い込み、事故が起った場合、協議会があり、片方に委託先があるという形の中でその責任はどこにあるか、非常に問題になってくると思います。その点だけちょっとお聞きしておきたい。
- 産業衛生部次長（堀 宏行君） 当然、そういうことがございましたら、この協議会で完全に処理するということでございます。したがって、その中に私ども行政も入ってございますので、それらで十分に調査し、善処するということになります。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に。勝部さん。
- 18番（勝部津喜枝君） 信太中学校整備事業に関連するのですが、年度途中の補正にしては金額も大変大きいので、もう少し詳しい説明をいただきたいと思います。
関連して、雑入の5,300万円についても御説明をいただきたいと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 管理部次長兼総務課長事務取扱（逢野博之君） 信太中学校の増築事業に関連してお答え申し上げます。
今回の増築事業につきましては、年度途中における補正としては、かなりの金額になっております。もちろん、施設設置計画につきましては、毎年度、生徒の推計を出しまして、増築計画を立てて対応してまいりましたけれども、今回の信太中学校につきましては、当初予算におきまして、57年度に設置をいたしました増築の公団がらみの買い戻し予算として計上しておったんでございますけれども、今回は、増築分と合わせて、全額買い戻すという

形の予算計上をしております。

その理由といたしましては、一応、信太中学校の推計をいたしますと、63年度には生徒数がかなりふえ、教室不足が生じてまいります。対応といたしまして、60年度に増築事業を実施する計画でおったわけでございますが、御承知のように現在、文部省におきましては、32学級。

以上の過大規模校につきましては、かなり来年度以降厳しい補助金の査定をするとも聞いてますし、あわせまして現在、国家予算査定の中で、交通文教化施設に対する国庫負担1割削減という問題も出てございます。それと将来的には、かなりの学校規模になるという関係で、教育委員会といたしましても、学校規模の適正化のためにいろいろと分離新設面でも検討してまいりました。しかしながら、ただいま申し上げましたように、いろんな財政事情並びに用地取得の困難性、それから将来、児童推計による生徒の減というもろもろの条件を勘案する中で本年度、国に対しまして追加で補助の認定を申請をいたしましたところ、本市の財政実態等も御賢察いただき中で、追加認定の採択をいただいた次第でございます。

したがいまして、今回補正をお願いして、ある程度本年度事業としては、工期的にはむずかしいのでございますが、先ほど申し上げました事情で、信太中学校を将来的に見る中で、施設の対応を図るということで今回、補正をお願いをした次第でございます。

それから、歳入の雑入5,300万円の予算でございますけれども、これは公団に対しまして、国庫補助金と起債の残り、一般財源相当分を公団から立て替え、いわゆる公団資金として立て替えをお願いするという形の内容でございまして、従前の5省協定に基づきますいわゆる団地関連の学校につきましては債務負担もって計上いたしまして、国庫補助、起債を仰いだ年にその財産を取得する形式で執行してきたわけでございますが、今回の場合は、先ほど申し上げました事情で前年度予算で計上いたしました関係で、雑入もって一般財源相当分を負担していただことになったわけでございます。この償還につきましては、従前の5年据え置き、20年償還方式を予定いたしております。そういうことで、公団の方でも本市の実態を御賢察いただきまして、異例のこういう負担を願うという話し合いがつき、5,300万円を計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

- 18番（勝部津喜枝君） この事業が完成いたしましたら、生徒数何人を見込んだ上での事業になるのか。それと、教室の数等を含めまして、何年度を最高の生徒数と見込んでの事業なのか、ということについてお聞きいたしたいと思います。
- 管理部次長兼総務課長事務取扱（逢野博之君） 生徒数の推計をいたしておりますのは、63

年度をピークにして大体学級数50、生徒数1,627人を予定いたしております。

それから現在、補正をお願いしている内容で増築いたしますと、このピーク時の対応は可能ということでございます。

- 18番（勝部津喜枝君） 意見、要望になりますが、現時点での生徒数の推計の上での計画だと思いますが、その後の社会情勢の変化等で、生徒数も変わってくるということが往々にありますので、教育現場での父兄の希望、先生方の要望等を入れ適切な対応をしていただき、混乱を来さないようにということ、これは先のことになりますので、意見として申し上げておきたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 大谷君。

- 13番（大谷昌幸君） 市民会館補修工事費の630万円の用途、目的。関連して、本館と市民会館の壁面の間に先月来、何か花壇をつくってありますけど、これは市民会館費の中から出してしたものかどうか、その点をお伺いをいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

- 社会教育課長（石本博信君） お答えいたします。

市民会館の工事費で700万円計上させていただいておりますが、内訳につきまして、御説明させていただきます。

すでに皆様方が御承知のとおり、市民会館の方も36年に建設いたしまして、かなり内部の設備等も傷んでまいりました。これから修理なり設備の内容についても、改良を図らなければならないと考えております。当面、傷んでおります座席の部分につきましては、今回の補正でシートの張り替え、それから肘掛け部分、それから、原材料費で計上しておりますのは、椅子の取りつけ部分のアームの金具でございまして、シートの張り替えなどで630万円、原材料費で70万円、合計700万円を計上させていただきました。

それと、市民会館の周辺の花壇等の身体障害者用スロープ一帯の工事ですが、この部分につきましては、管財の方でコミセンと合わせた庁内整備の一環の中で措置いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 13番（大谷昌幸君） そうしたら、シートの張り替え等は結構です。

今の身体障害者用のスロープと花壇の方ですが、あなたと管財の方がちゃんと打ち合わせてやったんですか。というのは、私は、現在の消防関係の規定に触れるので余り言いたくはないんですが、あの入り口は、大ホールの唯一のものです。一たん何かある場合の出入り口でしょう。あれ以外どこもないわけやな。それをわずか2メートルの幅しかない階段の半分をスロープで埋めてしまっています。あと半分の西側だけ置いてある。あの入り口で何かあった場合、ど

ういう事故が起りますか。

それと、花壇にしてあるところ、これは今までから特に子供とか婦人方の会合のときには、一番いい自転車置き場になるんですよ。ただし、いままでは官庁用の車両が止めておった関係で、夜間には無理ですが、昼間なんかは、一番いい自転車の駐輪場の場所やったんです。これが全然使えない。今度、横にコミセンを建てているわけですから、一体、自転車の置き場をどこへ持っていくつもりでそこに花壇をつくったのか。

それともう一つ、今まで文化祭、その他で社会教育課の人が一番苦労しているのは、あの事務所のクーラーを据えてあるすぐ西側のところにある地下といつていいのか、倉庫のある鉄の扉の中の資材の出し入れ、あれが今度、簡単にできますか。ああいうことをしたら、上の大会議室で展覧会の準備等でいろんな材料を出す場合、いつもあそこにトラックでつけて、鉄の扉を180度開いて、全部手でリレーして車に積んで上げていかでしょ。あれをしたら車を置くところがない。全部手で2階へ運んで上げないかん。私は、社会教育課の人が、自分たちでやったものやないと思う。その点どうですか。社会教育課が恐らく知らん間にやったんと違うのか。それだけ確認したい。

○ 社会教育課長（石本博信君） お答えいたします。

コミセンの工事に係る一帯の諸計画につきましては、府内でコミセンの全体計画につきまして委員会の体制をとってございまして、私もその委員のメンバーとして参加してございます。その中で、ただいま大谷議員さんからおっしゃったことにつきましては、私もお聞きをしておりまして、そういうことで部長了解ということでやりました。

以上でございます。

○ 13番（大谷昌幸君） 担当課長が、そうや、と言いましたら、私どもは何も言うことはありません。ただ、使い勝手をよくしてもらいたいというのが私の要望です。それが工事のたんびに使い勝手が悪くなるというのは、どうしても承服できない。どうもいまの課長の答弁は、あんた一人で全部責任をひっかぶったような感じがあるんです。

私は、工事に関連して周辺を見ますと、助役さん、市長さん、横の連絡がほとんどとれてない。前の国府小学校では、1,000人という生徒さんがおり、その通用門を交差点の真中へ持ってきて、学校へどういうように交差点を選ぶか、何の話ひとつもないというのはおかしいと思います。やはり役所があってこそ学校があるわけですから、こういうものの設計、計画の変更という場合には学校に連絡していただきと、この前の交差点は、肥子2丁目、繁和町の一部、井ノ口町の子供さんが何百人と通っているんです。それが今まで一番便利のいいところ、つまり横断歩道のあるところへわざわざつくった通用門が、交差点の真中になってしまった。

あの交差点の45秒間隔は変えてないでしょ。信号はいままでどおりでしょ。長さ30メートルあるんですよ。あの交差点は、井ノ口の交差点と連動してるんでしょ。45秒間隔で30メートルを渡ろうとしたら大変ですよ。

そのこととか、いまの子供の問題も含めて横の連絡が全然とれてない。過日、そういう話が教育委員会で出、さっそく対応はしてくれるようになったということは聞いておりますが、事前にやってほしいと思います。とにかく横の連絡が全然ないということを改めてお願ひしたいと思います。ここで2点だけ、そういうことがあったと事実だけを申し上げておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第21「昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第74号

昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

昭和59年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,925千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ923,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和59年12月11日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 分担金及び負担金		62,614	11,500	74,114
	1. 負 担 金	62,614	11,500	74,114
4. 府 支 出 金		11,256	2,425	13,681
	2. 府 委 託 金		2,425	2,425
5. 繰 入 金		404,262	5,000	409,262
	1. 一般会計繰入金	404,262	5,000	409,262
歳 入 合 計		904,904	18,925	923,829

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 下水道事業費		761,732	18,925	780,657
	1. 下水道総務費	542,660	5,000	547,660
	2. 下水道整備費	219,072	13,925	232,997
歳 出 合 計		904,904	18,925	923,829

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 財務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました議案第74号「昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、第1条にござりますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,892万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,382万9,000円と定めるものでございまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」とおりでございます。

補正予算の内容でございますが、歳出予算につきましては、都市計画変更及び事業認可委託料の追加並びに府道配水管の設置に関する工事及び設計委託料等と自動車購入費の計上、合わせまして1,892万5,000円を追加計上してございます。

これら歳出予算に充当すべき財源といたしましては、負担金1,150万円、府委託金2,425

万 5,000 円、そして、財源不足相当額の 500 万円を一般会計より繰り入れいたすべく予算措置いたしたものでございます。

以上が、今回御提案申し上げました議案第 74 号「昭和 59 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願ひいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 74 号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第 22 「工事請負契約締結について」（和泉市立信太中学校増築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 75 号

工事請負契約締結について

和泉市立信太中学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 14 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和 59 年 12 月 11 日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 和泉市立信太中学校増築工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 252,000,000 円
5. 契約の相手方 和泉市旭町 429 番地の 3
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文

6. 工期　自 昭和59年12月 日(議決の日)
 　至 昭和60年 3月30日
7. 契約保証金 12,600,000円
8. 保証人 和泉市大野町580番地
 　株式会社 寄田組
 　代表取締役 寄田年文

議案第75号参考資料

和泉市立信太中学校増築工事概要

1. 工事場所 和泉市鶴山台地内
2. 敷地面積 24,932m²
3. 工事種別 増築
4. 構造及び規模 鉄筋コンクリート造2階建
 　建築面積 830m² 延床面積 1,596m²
 　普通教室 10、 特別教室 4、 教官室、器具庫、渡り廊下ほか。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第75号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。
 　まず、理由でございますが、先ほど補正予算関連質問の中で教育委員会からの御説明もございましたが、現在の信太中学校については、昭和63年度には5.0学級となることが見込まれております。普通教室10、特別教室4の不足が予想されます。現在、3.1学級以上の大規模校の増築に対し、支部省は補助金の査定を厳に行いつつあり、加えて昭和60年度以降、補助金の一率削減が予定されており、本年度、補助採択の見通しがつきましたので急拵、本年度着手する計画をいたしたものでございます。本件工事の請負契約を締結するにつきまして、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものでございます。
 　次に、その内容でございますが、契約の目的は、和泉市立信太中学校増築工事で、契約金額は2億5,200万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社 竹内建設 代表取締役 竹内博文でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和60年

3月30日としております。なお、保証人には、和泉市大野町580番地 株式会社 寄田組
代表取締役 寄田年文でございます。

次に、工事の概要でございますが、現在の信太中学校敷地に鉄筋コンクリート造2階建、建築面積は830m²、延床面積は1,596m²。施設の内容は、普通教室10、特別教室4教室、教官室、器具庫その他でございます。参考資料にお示しするとおりでございます。

以上、簡単に御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） 建設水道の常任委員会協議会でもちょっと申し上げたんですが、この請負契約の指名は、同建ルールの業者のみの指名ですね。まず、それを確認したい。
- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 建設総務課長（奥村富彦君） そのとおりでございます。
- 16番（天堀 博君） 信太中学校につきましては、いわゆる同和校ということでそうなったと私たちは拝察するんですが、これは協議会でも申し上げたんですが、特に和泉市内における大手の業者、これは全体的には中堅の業者であるわけですが、不況でどんどん倒産していくという状況になっているもとで、地区内については、今まで同建ルールにのっとったそのものについては問題があると思いますが、それを踏襲していくことについては、いまの理事者にとっては変えることができないだろう、これは半ば以上あきらめておるわけです。そういうことでありますけれども、同時にいまの情勢のもとでは、地区内の工事はやむを得ないと思うんですが、われわれはやむを得ないことはないと思いますが、理事者はやむを得ないという考えに立ってもしようがないと思いますが、信太中学校とかの地区外のものについては、やはり一般の業者にも入札、指名をかけていくべきではないか。こういうものについては、同建ルールは外すべきじゃないかと考えるわけです。一步か何歩も譲って考えてもね。その点はいかがですか。
- 建設部長（浅井隆介君） 先生もよく御理解のことと存じますが、私どもといたしましても、従来からできるだけ市内の土木業者も参加させるように話し合いは進めてございます。今回は御指摘のとおり、同建の加入業者、1社は市内の同建業者でございますけれども、それで今回は入札をいたしました。今後ともお互いに不況下で、しかも基盤が脆弱であります。地区的業者の振興も図りながらまたその面も進めてまいりたい、かように思います。
- 16番（天堀 博君） いまの建設部長の揚げ足を取るわけではないが、当初は、同建業者の基盤が脆弱であったことは確かだと思うんです。しかし現在では、脆弱じゃないでしょう。

竹内建設は、そんな脆弱な基盤ですか。これは建設部長が答弁していただくのも結構ですが、もっと基本的な問題やと思います。個人的なことになるので言うことは避けますが、基盤についてはそんなことはない。かえって他の建設業者の方がしんどいですよ。どんどん同和関係の事業以外のところへ、このときは一般業者として指名をかけさせている感じで入ってきているわけでしょう。仕事の量からすれば、かなり持っているわけですよ。他の一般業者は、いわゆるだんだん公共事業的なものが少なくなり、非常に四苦八苦している状況ですので、特に地区内については別にして、地区外の工事まで同建ルールを適用することについては、私はこの際、改めていくべきじゃないかと思うんです。他にもたくさん仕事があればいいが、そうじゃなくて行き詰まってる。同建業者の保護育成を図っていくと市長も答弁をされていましたが、同時に他の市内業者の保護育成も図っていかなくてはいかん。何も私は、和泉市内の中堅業者だけの育成を図れとは言ってませんが、今回のこういう問題は改めていくべきじゃないかと考えますので、もうちょっと上の段階での答弁をいただかないと、今後の方向についてはそう思うんです。

- 市長（池田忠雄君） 天堀議員さんの御指摘を胸に置きまして今後に対応してまいりたいと思います。

なお、先ほどの建設部長の基盤の脆弱ということについては、ちょっと誤解があったようでございます。私がお聞きしているのは、それは市内業者が脆弱な、という意味があるので、今後もそういう点については、御指摘を胸に置いて努力をいたしたい、そういう意味で建設部長が申し上げたように私はお聞きをしておりますので、その点ひとつ悪しからず御了承を賜りたい、このように存じます。

- 16番（天堀 博君） いまの同建業者を見ても基盤は脆弱ではありませんよ。なかなか差別とかの問題がすぐになくなることは現実問題としてはないので、しんどい面はあろうかと思います。しかし、同建ルールや何や言ひてかなり仕事を取っておりますし、他の業者の方がしんどい状況です。市長が胸に置いて、ということは、もう一度確認しますが、次にこういう問題が出たときには、そういう措置がとられていると解釈していいわけですね。

- 市長（池田忠雄君） 天堀議員さんの御質問をお聞きをいたしまして、同建ルールは厳としてある、という一定の御理解をいただいた上に立っての御質問であろうと私はお聞きをしております。

なお、本件は、同和指定校としての扱いなどいろんなことで同建ルールが適用されることの中で、地区内は別として、地区外におけるそりした同和関連については、一定の配慮をしていくべきだという御指摘だろうとお聞きをいたします。その意味合いで建設部長がお答えしたよ

うに、そうした方向づけでもって今後とも同建ルールもありますので、その辺は、本市行政として十分な話し合いをし、対応をしてまいりたい、このように存じておりますて、その意味合いで御理解をいただきたい、このように存じます。相手のあることでございますので、一定のルールについての話し合いは必要でございますので、その辺での努力の対応をしてまいりたい、このように存じますので、そう御理解をいただきたいと思います。

- 16番(天堀 博君) 市長は、相手がある、相手がある、と言いますが、いわゆる指名をかけて施行していくのは和泉市でしょう。その点では、極端なことを言えば、相手の了解を求めなくても、やろうと思えばできるということです。先ほど市長は、私が同建ルールについて理解をしていると言われたが、私は全然理解をしておりません。ただ、いまの状況からいって、理事者は、それをはねのけることはできないだろう。せやから、その点は理解しますよ、というだけで、私は全然理解してない。相手があるなんて言わないで、相手があるんなら市としての主体性をきちんと出して、こういうふうにするんだ、ということを言うべきだと考えます。せやから、次にこういう種類の請負契約が出たときには、きっとしていただきたいと思います。
- 議長(柳瀬美樹君) 大谷君。
- 18番(大谷昌幸君) いつも立面図が1面しかないのでわかりませんが、よう見たら、これは2階建てですな。なぜ2階建てですか。これから先に聞かせてください。いまの学校は皆3階建てでしょう。将来、3階にする基礎でやってるんかどうか。
- 議長(柳瀬美樹君) 答弁。
- 建設部次長(中上好美君) 議員さんも御承知のように、信太中の今回、増築いたします場所は、技術教室棟がありますので、それを生かしたまま、その上に増築せざるを得ないという立地条件でして、運動場を有効に使っていくということで増築計画をいたしました。そういうことで、技術教室の上にさらに新しい形で1階をつなぎまして普通教室を延ばす、もちろん、立地条件としては盛土の部分ですので、杭打ちその他をやらなければなりませんが、絶対量として普通教室が10教室、今後は、生徒数が減るという見通しも立てておりますので、ギリギリいっぱいの ころでこうこう計画をしたということでございます。
- 18番(大谷昌幸君) 低層の方がいいんですが、ここで要望したいのは、樋の件についてです。建築の方は、建てて教育委員会に引き渡したらしまいということになるんですが、いま、鉄筋の3階建てのところで、樋が雀の巣やごみがたまってくつついでます。たとえば昨日、雨が降りましたが、まだきょうになってもチャブチャブ水が落ちてます。こういうところが何ヵ所ぐらいあるか、私はわかりません。ときどきその音を耳にします。学校の校長さんや教頭さ

人が掃除をしたらええんや、と言われてしまつたら身もふたもないわけですが、校長や教頭さんは、そういうことをするために学校へ来ているわけではありませんし、また、高所恐怖症の方もあり、事故のことも考えたら、こういうことは、担当した部でちゃんと処理してもらわなければいけんと痛切に感じます。今後、どういうぐあいに対処されるかということです。

いま、お聞きしたら杭打ちもするということですが、近くには民家もあると思います。私事を議会で申し上げるのは心苦しいんですが、私も最近、身にしみて体験させてもらうたので、できるだけ近隣に迷惑のかからないようにしてやっていただきたい。そのために私は先ほど、市長、助役にお願いしたように、横の連絡を十分お願いしたい。1つの例を挙げましたら、私の家と隣の家の水質検査をしておきますから、井戸水を3回持っていってくれたが、第1回目を持っていってくれてちょうど1カ月です。確か先月の12日ですよ。未だに何の返事もくれない。どこに責任があるのか。恐らく水道部やというほかないと思うので先に言うときますが、水質検査をしなくてはいかんので保健所の方へ言いついたら、保健所は仕事の関係でいいますぐにはようせん。どこかへ民間委託すると聞いたので、それやったら、うちの水道部は和田浄水場というりっぱな水質検査の施設があるので、そこでやってもらうたらどうですか、と提案したら、そうします、と2、3日後に返事をくれ、水道から取りに来てくれたんですが、どこが主体か、未だに何の返事もくれない。ただし、水道の別の課長さんの好意で、検査結果はこうです、という表だけはくれました。しかし私は、そういう表について読解する力もありませんし、また、これは水道部からいただく筋合いものでもありませんので、私は、正式にはもらっていないということだけをここで強調しておきたいと思います。御答弁をお願いいたします。

○建設部次長（中上好美君） 第1点目の樋の問題ですが、学校建築を鉄筋コンクリートでやった場合、屋上がフラットになっております。したがって、技術的にはそこから樋が縦につくわけですが、受け口にごみが下へ流れないように一定の工法をするとか、あるいは雀の巣などがつかないように網をかぶせるとかしておりますけれども、実際上は、やはり年数がたつうちにそういうものが壊れたり、あるいは屋上ですと、よそからのごみがたまりまして、なかなかうまく流れないというケースは、御指摘のように多々ございます。したがって、これについては管理上の問題ですので、教育委員会あるいは学校の方に、事あるごとにひとつ注意してやつていただきたいということを私どもの方から申し上げておるわけですが、現実には、御指摘のような状況になっていることは事実でございます。改めてこれは教育委員会ともよく相談した上で今後、そういうことができるだけないように進めてまいりたいと思います。

それから、直接議員さんには御迷惑をかけております水質問題でございますが、確かに資料をいただきそのままになっておりますが、現在、最終的に一括して議員さんのところにお届け

することになっておるようでございます。しかし、早い方がよろしいわけで、すぐにでも調べて資料を御提出させていただきたいと思います。

- 13番(大谷昌幸君) 先の天堀議員さんじゃないが、別に揚げ足をとるわけではないですが、学校は場所が広くて目も届きにくい。しかしま言いましたように、校長や教頭らは、職務の関係で非常にやりにくいところですので十分御理解いただき、そして、事故などが起らないようにしていただきたい。建築に関連して、北池田小学校で3階の上の壁が落ちたことがありました。幸い、開校時でも子供がいなかったので1人の事故もなく済んだが、下に子供が何人かおれば、死亡事故になったかもわかりません。ただ単に基盤的な設計だけでなく、本当に学校らしい感じのする、そういう強さも持つ工事をしていただきたいということをこの際、要望しておきたいと思います。

もう1つは、とにかく横の連絡ができるだけ密にしていただき、工事その他で近隣に迷惑を及ぼすことのないように、必ず事前にいろいろ協議をしていただきたいことをお願いしておきます。市長さん、助役さん、よろしくお願ひをしておきます。

- 議長(柳瀬美樹君) 田中君。

- 29番(田中包治君) 民堀議員さんの質問でちょっと疑問に思つたんですが、同建ルールで相手があるということですが、私はよく知らないが、同建ルールは、法的には拘束力があるのですか。ここではほとんど竹内でしょう。複数がときどき出る。これは実質的な随意契約ですか。何か法的な権限があってそれができないのか。随意契約の格好になつてゐるんと違いますか。競争入札と書いてますけどね。

- 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

- 建設部長(浅井隆介君) この際、8社を指名いたしまして、7社参加の競争入札でございます。業者の努力等によりまして、たまたま、竹内建設が落札したという結果でございまして、過去において、他の業者が請負ったこともあります。同建ルール等につきましてはすでに御承知だと思いますが、それ自身、法律的なものではなく、同対答申、措置法等の趣旨に沿いまして、大阪府並びに私どもの場合ですと、市長会がこういう形で進めているものでございます。

- 29番(田中包治君) おかしいと思うんですよ。結局、市長会がどうたらこうたらいう話になると、同建業者は、同和地区以外の人間は使っておらないとか、どういう構成か検討しなければならない。入札というものは、地元の業者が、あんたが何を入れるからその上で、とかで結局、はっきり言うたら、ちまたで言われる談合による請負金額ということですか。

- 建設部長(浅井隆介君) 談合と言いますと何ですが、それは私どものあざかり知らぬこと

でございます。業者は業者なりに企業防衛上、いろんな経営努力によって落札者ができるんだろうと推測しております。決してある業者が取るから、その業者を中心にして指名する、そういうことではございません。

- 29番(田中包治君) はっきり言いますと、設計金額の何%引きで請負契約をしましたか。
- 建設部長(浅井隆介君) それは公表することはできませんので、悪しからず御了承いただきたいと思います。
- 29番(田中包治君) おかしいんと違うか。大体、設計金額の何%引きというのが請負金額だということははっきりしていますわな。底値というやつですな。設計金額を全然公表しなかったら、100円のものを1,000円で売ってもかまわない、請け負いさせてもかまわないとなりますわな。秘密というのはおかしい。請負金額が出てくるからね。
- 建設部長(浅井隆介君) 大体の金額等につきましては、予算編成の時期等におきまして概算の設計を組み、議会の議決をいただいております。その範囲内において精査設計をいたしまして、市長がその事業、事業に合わせて幾らかの歩切りをいたします。ただ、工事の性格上正確を期する意味で、議員さん御指摘の限定価格等も当市の場合は採ってございまして、これより以下で落札した場合は、工事が正当に施行できないであろうという金額を限定価格と定めております。
- 29番(田中包治君) そんな答弁を聞いても納得できませんよ。大体、常識として設計金額より20~30%安いというのが同建ルールの基本でしょう。そちらの設計金額を出せなかったら、安いか高いか、ここで審議することはできない。ただ、市長が契約を結んだから判を押しなさい、これだけのことですか、議会に対する考え方というのはね。
- 建設部長(浅井隆介君) 先ほども申し上げましたように、われわれが執行する場合には、すべて予算に計上された算出根拠に基づきまして、積算設計をし直しまして執行するわけでございまして、過大な設計もございません。というのは、やはり建設省なり、それぞれ所管されておるとところで、設計に対する歩掛り、資材等の単価についても事細かく規制されております。したがいまして、それによって算出するものでございますから、そのように何十%引きもの歩切りをして入札を執行することはございません。
- 29番(田中包治君) もう言いたくないが、大体、設計金額というのは公定価格で出てくる。品物の工業標準規格を適用して設計価格が出てくる。せやから、卸で買えば安く買えるということで、20%も30%も安い請負契約が下がってきてます。わしらは、大林組を相手に工事をしたことがあります。それが本当やと思う。しかし、言えんというならやめとくけど、ちょっと理解に苦しむ。ただ、議案を出したら、高いか安いかわからんが判を押しとけ、

では、余りにも権威のない議会の承認じゃないかと思いますからね。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 5番（赤阪和見君） ちょっとお聞かせ願いたいんですが、A、B、Cとかのランクがありますね。これは一応、何ぼまでの単価のものやったらAとか、こういうことになると私は理解します。そこで、現在、請け負っている額はどうなのか。この業者は何億の仕事ができるからAランクがついてるとか。後は、下請けとか、いろんなものを使ってやれるということはわかるが、若干、ここでお聞きをしたいのは、よく言う「ほおばる」ということがあります。そこで設計管理者を3人なり5人雇い入れたらええんや、ということはわかります。しかし、設計管理者だけなら、総投げ、総受けみたいな形になるんじゃないかな。

特に今回、懸念する点は、この12月議決の日から3月30日までですね。現在、光明台の北小学校ですか、これは4億円か受けてるでしょう。ほかでもこうい業者は受けてると思うが、そういう点のからみはどうなっているのか。できたら、今年度末にもこの1年間に発注した金額、その中でどこそこの建設業者は何ぼというのを1回、3月には来年度の予算が始まるのでそのときで結構ですから、参考までにしていただければありがたい。その点の考え方はどうなんですか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 建設部長（浅井隆介君） 当然、ランクというのは、その業者の施行能力を定めるわけでございますけれども、それは一応、1件に当たってどれぐらいのことができるか、もう1つは、資金力の問題もかなりござります。その辺の御指摘もあろうかと思いますが、その業者の能力によりまして、資金力についてもできる可能性があるという場合には、やらせているわけです。現在、竹内建設は、確かに私の方では、光明台北小学校をやってございます。現在の進捗状況は、もう3階のプラグまでコンクリートを打つ状態で、あとは内装にかかるところでございます。したがいまして、この工事を請け負っても当然、向こうには技術者もそろってございますし、それぞれ専属でその工事に張りつけてございますので、十分管理能力はあるわけとして、工程的見てもこれらのものをやっていく能力はあると、われわれは判断しております。

そのほか年度内に施工工事等の詳細につきましては、また、年度末において整理をして出していきたいと思います。

○ 5番（赤阪和見君） いうのは、2、3年前にも予算委員会か何かの形の中でこういう話が出たわけです。資金力云々ということもわかります。しかし、和泉市が公共事業を発注する中では、総額というのがある。そこで何割引きがどうとかではなく、やはり先ほどおっしゃるように、他の議員さんの質問にもありましたように、脆弱な仕事がないというのは同建設者じ

やなく、一般の業者だというとらえ方で私は聞いてるんですが、そういうことであるならば、一定の方向性というのがあるべきじゃないか。われわれ議員に奇異の目というよりも、ちょっと多いんじゃないかな、という目を持たすよりも、もっと他の方法があるのではないか。そして、小さな業者であっても、それを伸ばしていく方向性でなければならない。議会で議員の大半が、と言うと語弊があると思いますが、ちょっと偏り過ぎてるんじゃないかな、という目で見られるということは、なまほど先ほど部長が言うように、業者の努力と言ってしまえばそれまでかもしれませんが、そこへ来るまで、入札権を与えるまでに、その点ではきちんと臨んでいただきたい。そのように私は考えます。ですから、こういうものが出でたら何回、年度末近くになると、今年1年の事業量は、という話が市長、出てくるわけですよ。その点 よく踏まえて、あえてそういった摩擦が起こらないようにしっかりととした行政運営態度を見せていただきたい、そう要望しておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第23「健康保険における「はり・きゅう」治療費の助成制度に関する意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第2号

健康保険における「はり・きゅう」治療費の助成制度に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和59年12月12日

提 出 者

和泉市議会議員

田 中 昭 一

天 堀 博 雄

並 河 道 雄

田 中 包 治

竹 下 義 章

若 浜 記 久 男

大 谷 昌 幸

健康保険における「はり・きゅう」治療費の助成制度に関する意見書

「はり・きゅう」治療は、国民の健康増進と社会福祉の向上に伝統的に大きな役割を果たしてきたことは周知のとおりであり、「はり・きゅう」治療の健康保険の取扱いは国民の切実な願いである。

しかしながら、「はり・きゅう」治療が、健康保持増進の手段の一つでありながら、現行の健康保険制度では、当該保険の適用を受けるには厳しい制限があり、事実上この制度の適用を受けることが困難な状況にある。

よって、本市議会は、国・府に対し、市民が容易に「はり・きゅう」治療を受けられるよう「はり・きゅう」治療費の助成制度の確立を要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和59年12月12日

大阪府和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提出者の趣旨説明を願います。
- 13番（大谷昌幸君） そこにお書きしておるとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 本意見書について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本意見書を原案どおり提出するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、意見第2号を原案どおり提出することに決しました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第24「使用済み乾電池等水銀含有廃棄物の適正処理対策に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

意見第3号

使用済み乾電池等水銀含有廃棄物の適正処理対策に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和59年12月12日

提 出 者

和泉市議会議員 田中昭一
仁井明
赤阪和見
天堀博
大谷昌幸
田中包治
若浜記久男

使用済み乾電池等水銀含有廃棄物の適正処理対策に関する意見書

廃棄物処理過程の中で、使用済み水銀含有乾電池等が新たな環境汚染を引き起こす恐れがあるとして、社会的に大きな問題となって提起され、広く住民の不安を募り、ごみ処理に大きな課題として投げかけられているところであります。

この現状に対応し、一部の自治体では分別収集、一時保管したものの最終処分に苦慮する等の事態も生じています。また、何の対応もなく一般ごみと混焼されている場合は処理場周辺の住民にとっては、より一層大きな不安となって現れています。

我々は、過去に水俣病・イタイイタイ病等の公害事件から有害物質により、引き起こされた悲惨な被害を体験する中で、人体への健康被害が発生してから有害物質の規制等を考えるのでは遅すぎるということを学んできました。

よって、国・府においては、これら乾電池及び水銀含有廃棄物の回収方法並びに処理方法について、その処理責任を含めた抜本的対策を早急に講ぜられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和59年12月12日

大阪府和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提出者の趣旨説明を願います。
- 5番（赤阪和見君） 皆様方のお手元に配付してあるとおりであります、特に処理困難といふことで全国的に問題となっております水銀含有の乾電池、蛍光灯、鏡、体温計等の処理に

関して、各自治体では非常に懸念しているところあります。市民の健康を守る立場から、議員皆さん方の御賛同をよろしくお願ひいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 本意見書について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本意見書を原案どおり提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第3号を原案どおり提出することに決しました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第2.5「不燃物及び粗大ゴミ回収についての請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

請願第4号

不燃物及び粗大ゴミ回収についての請願

紹介議員

和泉市議会議員 天堀 博
並河道雄
田中昭一
若浜記久男
大谷昌幸
仁井明
田中包治

不燃物及び粗大ゴミ回収についての請願

（請願理由）

不燃物の回収が現在40日に1回となっていますが、これでは、空きビン・缶等が沢山たまって、置き場所に困り大変不衛生にもなります。

粗大ゴミについては、有料持ち込み制で他市とくらべて非常に条件が悪く、市民の負担が重い。

是非、改善してください。

(請願項目)

1. 不燃物の回収を月2回してください。
2. 粗大ゴミを無料で地域回収をしてください。

昭和59年12月12日

和泉市青葉台60番地の3
新日本婦人の会和泉支部

支部長 斎藤 喜代子

他 785名

和泉市議會議長
柳瀬美樹 殿

- 議長(柳瀬美樹君) 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 16番(天堀 博君) お手元に配付してあるとおりでございますが、特にいま、不燃物の収集が40日に1回ということで、この年末等にかけては、収集に来てくれないという地域も出てきて大変困っている状況であります。そういうことで、ぜひ趣旨の内容を御理解をいただきたいというふうにお願いをするものでございます。
- 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、十分調査、検討の必要がありますので、所管の産業衛生病院委員会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本件を産業衛生病院委員会に付託することに決します。委員の皆様にはまことに御苦労でございますが、よろしく御審査をお願いいたします。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第26「(仮称)社会福祉総合会館の早期建設に関する請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

請願第5号

(仮称)社会福祉総合会館の早期建設に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員 田中昭一
大谷昌幸
天堀博
赤阪和見
田中包治
竹内修一
若浜記久男

(仮称)社会福祉総合会館の早期建設に関する請願

ご高承のとおり、昨年10月「市町村社協の法制化」を機に、社協の充実強化が重要な課題となつておあります。

本市社協におきましても、より一層の発展を図るべく関係者一同、銳意努力しておりますが、かねてからの念願であります社会福祉活動の場として、多くの市民の交通の場としての社会福祉会館の建設を近隣各市の状況をも勘案し、ここに請願いたします。

記

1. (仮称)社会福祉総合会館を早期に建設して下さい。

昭和59年12月12日

和泉市社会福祉協議会

会長 山本裕司

他 16名

和泉市議会議長

柳瀬美樹殿

- 議長(柳瀬美樹君) 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 29番(田中包治君) ここに書いてあるとおりでございます。また、昨日の一般質問でも出ておりますので、皆様方の御賛同をお願いいたしたいと思います。
- 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詰りいたします。本件につきましては、十分調査、検討の必要があると思ひますので、所管の厚生文教委員会に付託し、閉会後も御審査をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決します。委員の皆様には大変御苦労でございますが、よろしく御審査をお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、本定例会に付託されました諸議案はすべて終了いたしました。

それでは、閉会に当たり市長のごあいさつを願います。

(市長あいさつ)

○ 市長（池田忠雄君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

昨日11日に第4回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわりませず慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

なお、昭和58年度歳入歳出決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審議を相願うことになりました。委員の皆様方には大変お世話になり、御苦労をおかけいたすことではございますが、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

本議会を通じまして、皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては、十分これを尊重いたしながら市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援と御協力を寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ本年も残すところ十数日と相なりました。寒さもこれから一段と加わってまいるやと存じます。皆様方にはくれぐれも御自愛をいただきまして、昭和60年のよいお年をお迎えいただきますようひたすらお祈りを申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりましての心を込めての御礼のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長（柳瀬美樹君） 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

本年最後の定例会も、本日をもって閉会の運びとなりましたことに対しまして厚く御礼申し上げます。ことに本定例会を通じて議事運営に格段の御協力をいただき、始終円滑に終了でき

得ましたことにつきまして、改めて議員各位の御支援のたまものと衷心より重ねて厚く深く御礼を申し上げます。

最後に、今年もあとわずかになりました。寒さも一段と厳しくなる折柄御健康に御留意され、よいお年をお迎えくださいますようお祈り申し上げます。

これをもって、昭和59年第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後2時30分閉会)

会議のてんづを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

柳瀬美樹

同 副議長

出原平男

同 署名議員

赤阪和見

同 署名議員

藤原正通

同 署名議員

穴瀬克己